

レジャー・レクリエーション研究

第52号

〈学術論文:原著〉

地図指摘法を用いた阿蘇の草原景観に対する地元住民の認識に関する研究

猪瀬怜子・佐藤芳郎・麻生 恵 1

〈学術論文:原著〉

黎明期におけるウインドサーフィンの普及に関する研究

—日本ウインドサーフィン協会の活動を中心に—

平野貴也 11

〈学術論文:研究資料〉

休暇村の立地過程と野外レクリエーション空間構造及び利用形態の特徴

加治 隆 23

〈第32回学会大会(大分大学) 基調講演〉

障害者スポーツからのメッセージ

——太陽の家37年の歩みを通して——

吉永栄治 37

〈第32回学会大会(大分大学) シンポジウム〉

障害者スポーツからのメッセージ

堀川裕二・綿 祐二・麻生和江 47

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規程他〉

〈日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他〉

〈レジャー・レクリエーション研究 投稿規程・原稿作成要領・投稿票〉

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会員名簿・索引〉

日本レジャー・レクリエーション学会

2004年3月

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された日本学術会議登録の学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26
立教大学 武蔵野新座キャンパス
コミュニティ福祉学部 松尾研究室内
日本レジャー・レクリエーション学会事務局
電話・FAX. 048-471-7345

郵便振替 00150-3-602353

口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」
※事務局へのお問い合わせは、FAXでお願い致します

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

- 学会大会の開催**……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。
- 研究集会の開催**……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会をつくっております。
- 学会ニュースの発行**……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。
- 「レジャー・レクリエーション研究」の発行**……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。
- 研究・調査資料の発行**……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。
- 受委託研究の実施**……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。
- 情報交換**……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報をとりかわす機会をつくっております。
- 共同研究**……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

〈学術論文：原著〉

地図指摘法を用いた阿蘇の草原景観に対する地元住民の認識に関する研究

猪瀬 怜子* 佐藤 芳郎**
麻生 恵**

An Analysis of Local Resident's Perception on Grasslands in Aso Using The Map Pointing Method

Reiko INOSE*, Yoshiro SATO**, Megumi ASO**

■摘要

阿蘇地域の広大な二次草原は、阿蘇くじゅう国立公園の魅力としての重要な役割を担ってきた。しかし、近年畜産業の低迷や地域の高齢化に伴い、草原の維持管理が難しく、草原の保全が大きな課題となっている。地元住民との営みにより維持されてきた草原景観の保全を考える上で、地域社会の人々が共有できる草原景観への共通認識を明らかにすることが今求められている。そこで、本研究では、地図指摘法を用いて阿蘇の草原景観に対する地元住民の認識を調べ、地元住民が共通認識を持ちやすい草原景観の抽出と阿蘇の大スケールな地形の特性および地元住民の認識構造の関係性を明らかにした。

Abstract

Aso Region in Aso Kuju National Park consists of vast and scenic manmade grasslands. (With decline of livestock industry and increasing elder population in this area), however, these grasslands presently impose difficulties in management, as they are intimately connected to human activities, (unlike untouched nature of the other national parks). Therefore, it is a primary issue for this national park to proceed grassland conservation planning with agreement and collaboration with local residents. For this purpose, firstly, it is essential to understand local residents' image of the grasslands. Secondly, it needs to be analysed as spatial cognition in order to apply it to practical landuse planning. This study analyzes local residents' recognition of the grasslands by adopting the map pointing method, which is simple for respondents to make legible assessment on grassland landscape. The result clarifies the following. Respondents mostly prefer grasslands located in dynamic topography that characterizes Aso's scenic peculiarity.

Key Words: 阿蘇 (Aso)、地図指摘法 (The Map pointing method)、草原 (grasslands)
地元住民の認識 (Local Resident's perception)

*東京農業大学大学院農学研究科

Graduate School of Agriculture in Tokyo University of Agriculture

**東京農業大学地域環境科学部造園科学科

Department of Landscape Architecture Science Faculty of Regional Environment Science in Tokyo University of Agriculture

(受理日：2003年10月30日)

1. はじめに

我が国の国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることによって人々と自然とのふれあいを深めることを目的としており、人々のレジャー・レクリエーション空間として重要な役割を担ってきた。

国立公園のレジャー・レクリエーション空間としてその利用計画を考察すると、従来重要視されてきた自然度の高い原生的な自然は、人為的インパクトに対し比較的脆弱であり、近年では過剰利用による自然生態系への悪影響が顕在化している。これに対して、人との関りを通して形成されてきた二次的自然は、人為的インパクトに対して比較的強いいため、キャンプ等のレジャー・レクリエーション活動に適していると考えられる。また近年では、二次的自然に対する人々の関心が高まっており、「ふれあい型」の利用が期待されるようになってきた⁸⁾。

これに加えて、二次的自然は人々の活動との密接な関りによって形成された文化的な価値を含んでいる。また、そこには、固有の動植物が生息し、生物多様性の観点からも重要である。しかし、現在、地域の過疎化や産業構造の変化などにより、二次的自然の維持管理は困難な状況に到っている。そのため、二次的自然の維持や保全のために、地域社会における多様な主体との連携を進める方向で国立公園計画を再検討する必要性が指摘されるようになってきた⁹⁾。

このような社会的動向を読み取ると、今後、管理の行き届いた二次的自然の景観は、人々に安らぎを与えるだけでなく、自然と人々との共生モデルとしてより重要な役割を担うことが考えられる。また、国立公園の景観管理の立場からも、二次的自然の景観保全対策をいかに国立公園計画に導入するかが大きな課題となっている。

近年、二次的自然の維持や管理に、人々がレジャー・レクリエーション活動として参加する事例がみられるようになってきた。国立公園においても人々の理解や協力は必要不可欠であり、国立公園の景観管理に人々の参加協力を得ることは重要である。そして、この際生じる参加意欲は、各人の景観認識や愛着と密接に関わっていることが考えられる。よって、人々から理解されやすく、尚且つ、人々が参加しやすい国立公園計画を策定するためには、人々の二次的自然の景観に対する

認識構造の特性を明らかにすることが重要である。そして、その認識構造の特性を地図情報などの平面的データとして具体化することが、保全計画策定のために必要である。

本研究の対象地である阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域では、我が国の二次草原総面積の約50%を占める広大な草原景観が広がり、人々に安らぎを与えるレジャー・レクリエーション空間として多くの利用客を誘致している。しかし、畜産業の低迷や地域の高齢化などにより、草原の維持が難しく、その存続が危ぶまれている。

本研究では、人々が参加しやすい阿蘇の草原景観の保全計画を策定するため、立地特性からみた阿蘇の草原景観の評価と、地元住民、利用者、ボランティアなど多様な主体の誰もが重要だと認識する阿蘇の草原景観に対する認識構造の特性を重ね合わせて阿蘇の草原景観を評価することが重要であると考えた。

これまでの研究の成果としては、地形的な立地特性から阿蘇の草原景観を把握するため、カルデラ外側斜面からカルデラ壁、さらに中央火口丘にいたる広大で多様な阿蘇の草原景観をスケールの大きな立地特性という観点から9つの草原景観に分類し、その景観イメージを明らかにした。(表-1)⁴⁾。

さらにそれに続く、本研究では、草原景観の保全計画を視野に入れて、地元住民を対象とした草原景観に対する認識構造の特性を解明すること本研究の目的とする。

現在の阿蘇の草原景観をとりまく状況は、畜産業の低迷や地域の担い手不足など非常に厳しく、地元住民から阿蘇の草原景観保全のために理解や協力を得ることは決して容易なことではない。また、生活スタイルの多様化に伴い、地元住民と草原との関り方も複雑化しており、地元住民によってその草原景観保全への必要性の程度も異なることが予想される。

よって、地元住民が参加しやすい草原景観の保全計画を策定するためには、まず地元住民の阿蘇の草原景観に対する認識構造を明らかにし、その認識構造の特性を草原景観の保全計画に位置づけることが重要である。すなわち、地元住民の草原景観に対する認識構造において共通する特性、及び、地元住民の草原景観に対する関心やその保全への必要性の程度の違いから生じる認識構造の特性を明らかにしなければならない。

そこで、本研究では、地元住民の阿蘇の草原景観に

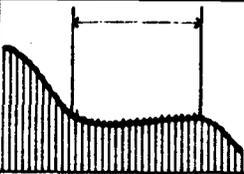
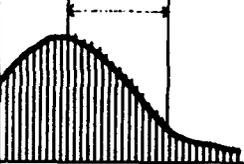
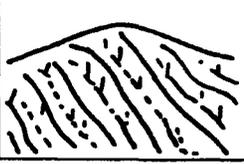
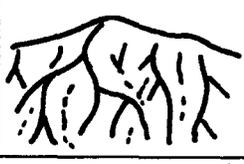
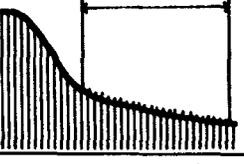
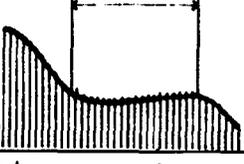
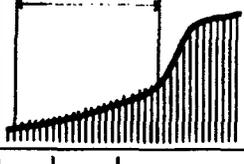
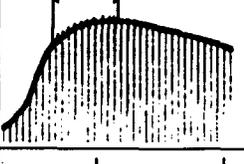
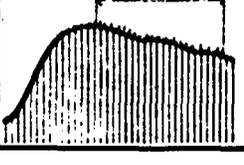
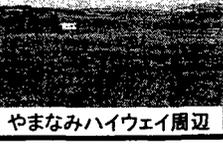
地形区分	草原景観タイプ	図	特徴	調査対象地例
① 山上・中腹平坦地	A. 山上・中腹平坦地型		山上・中腹にある盆地状の平坦地	 草千里
② 山腹斜面	B. 平滑山腹斜面型		凹凸の少ない山腹斜面	 往生岳
	C. 規則的凹凸が多い山腹斜面型		規則的凹凸が多い山腹斜面	 根子岳北東斜面
	D. 不規則凹凸が多い山腹斜面		不規則的凹凸が多い山腹斜面	 御籠門山
	E. 平滑山麓緩斜面型		起伏の少ないなだらかな山麓緩斜面型	 梢尾岳山麓
③ 山麓緩斜面	F. 凹凸が多い山麓緩斜面型		起伏の凹凸が多い山麓緩斜面型	 鳥帽子岳南西緩斜面
	G. カルデラ壁の山麓緩斜面型		カルデラ壁下の山麓緩斜面型	 俄山峠下の緩斜面
④ 上部カルデラ斜面	H. カルデラ壁上部斜面型		カルデラ壁上部の斜面	 大観峰
⑤ 緩斜面外側	I. カルデラの外側緩斜面型		なだらかな起伏が続く緩斜面	 やまなみハイウェイ周辺

表-1 草原景観の分類¹⁾

対する認識構造において共通する特性、及び、地元住民の草原景観に対する関心やその景観保全への必要性の程度の違いによって生じる認識構造の特性を明らかにし、その特性を平面的データとして具体化することを本研究の目的とした。

2. 研究の方法

本研究の方法としては、先ず地元住民が認識している草原景観を具体的に把握することが重要である。

そこで、本研究では、地元住民に認識されている草原景観の位置を特定しやすい地図指摘法を用いた。この方法を用いた既往研究として、加藤ら(1996)³⁾は、住民の地域空間に対する把握を誘導し、その位置を指定した記号で地図上にプロットする「空間意識図」を提案している。下村(1980)⁷⁾は、自然公園に抱くイメージを地域関係の条件に基づく略図を描画させることによって、自然公園に共通する空間イメージの要素を抽出している。アンディら(1994)²⁾はボゴール市を対象に、また、イグナシオら(1995)³⁾は神戸市を対象にして航空写真に選好場所を記入させ、「保護すべき場所」や「気に入っている場所」などの質問内容を含むアンケート様式と併用して認識を把握し、それぞれの都市における景観保全上の共通点をまとめている。網藤ら(1988)¹⁾は対象地の白地図を用いて価値判断を伴わない形式で空間の指摘を誘導し、その認識された空間の評価や行動経路の調査も行っている。これらのアンケート調査においては、調査者が被験者の空間的認識を正確に把握することが調査上の課題となるため、図示の方法や言語的手法の併用などに工夫がなされている。

本研究では、個人情報を得るための質問表と、認識している草原景観を記入してもらうための地図を用いて、阿蘇国立公園内の草原を対象に調査を実施した。

質問表の調査項目としては、①性別、②年齢、③居住地、④居住年数とした。草原景観に対する認識構造を把握する方法としては、主観的な価値判断に基づき地元住民が指摘しやすい「あなたが好きな草原景観」という質問項目を設定した。地図記入の調査では、地元住民が空間認識を容易に行えるように、まず、1/50,000の地形図を用いて調査の目的を説明し、その後、地元住民に1/10,000に拡大した地形図に草原景観の場所を3箇所まで指摘してもらった。指摘方法について

では、先ず地元住民と確認しながら調査員が地元住民の指摘した草原景観の範囲を地図上に囲み、その具体的な地名が明確な場合は、質問表にその地名を記入した。

また、地元住民の草原景観に対する保全の必要性の違いを把握するため、草原景観に対する『関心のレベル』と草原景観の『保全の必要性』といった2つの調査項目を設け、具体的な質問項目としては、①「草原に対してどの位関心をもっていますか」、②「草原を今後残していきたいと思いますか」という項目について5段階の評定尺度法で地元住民に評定してもらった(表-2)。

表-2 地図指摘法の調査概要

■調査日	2001年3月12日～3月14日
■調査対象者	10代から50代までの年代の異なる役場職員と街頭の地元住民
■調査実施場所	阿蘇12町村 (一の宮町、阿蘇町、小国町、南小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、長陽村、久木野村、西原村)
■調査方法	①地元住民が「阿蘇の中で好きな草原景観」を1/10,000の地形図に記入。 ②地元住民が草原に対する関心度、保全への意識を5段階の評定尺度法で評価。
■有効データ	167人(男97名、女70名)

3. 結果及び考察

(1) 指摘頻度の高い草原景観の分析

地元住民が共通認識を持ちやすい草原景観の認識構造を明らかにするために、地図指摘法により指摘された草原景観の中で、指摘件数が多かった草原景観の分析を行った。有効回答数としては、244件の草原景観が指摘された。

その結果、地元住民に好まれている草原景観として以下の草原景観が指摘された。最も件数が多い草原景観は、急峻なカルデラ壁の上部に位置する大観峰が38件(15.6%)指摘された。2番目に件数が多かった草原景観は、中央火口丘の山上・中腹平坦地に位置する草千里が33件(14.7%)、3番目に件数が多かった草原景観としては、阿蘇五岳(高岳、根子岳、杵島岳、往生岳、檜尾岳)が32件(13.1%)指摘された。その他、規則的な凹凸が特徴である根子岳山麓が16件(6.6%)、九重連峰の裾野に広がる瀬の本高原が14件(5.7%)、南阿蘇に位置する俵山が11件(4.5%)指摘された(表-3)。

また、今回の地図指摘法を用いた認識構造の調査より、「阿蘇五岳」「北外輪」「南外輪」など、実際には

表-3 地図指摘法により指摘された草原景観の上位

	場所	草原景観タイプ	件数	指摘頻度 (%)
1	大観峰	H.カルデラ壁上部型	38	15.6
2	草千里ヶ浜 (A.山上・中腹平坦地型)	A.山上・中腹平坦地型	35	14.3
3	阿蘇五岳	A.山上・中腹平坦地型、B.平滑山腹斜面型、C.規則的凹凸が多い山腹斜面型、D.不規則的凹凸が多い山腹斜面型、E.平滑山麓緩斜面型、F.凹凸が多い山麓緩斜面型	32	13.1
4	根子岳	C.規則的凹凸が多い山腹斜面型	16	6.6
5	瀬の本高原	E.平滑山麓緩斜面型	14	5.7
6	俵山	G.カルデラ壁山麓緩斜面型	11	4.5
7	北外輪山(やまなみハイウェイ)	I.カルデラの外側緩斜面型	10	4.1
8	米塚	E.平滑山麓緩斜面型	9	3.7
9	湧蓋山	B.平滑山腹斜面型	8	3.3
10	箱石峠	C.規則的凹凸が多い山腹斜面型	5	2.0
11	妻子ヶ鼻	G.カルデラ壁山麓緩斜面型	4	1.6

草原が分布していない区域までを含む広範囲な区域を草原景観として指摘する事例が38件(15.6%)指摘された。

指摘件数の多い草原景観の分布状況を分析すると、中央火口丘及び北外輪山のカルデラ壁上部に分布している草原景観が多い。また、これらの草原景観は、「阿蘇五岳」「北外輪」など、地形と一体化した草原景観として、草原が分布していない区域までを含んで地元住民から認識されやすく、認識構造の大きな骨格にもなっていると考えられる。

以上の地図指摘法の調査より、地元住民から共通認識を得やすい草原景観として「大観峰」や「草千里」などの草原景観を具体的に特定することができた。また、地元住民からの指摘件数が多い草原景観は、一般的にも阿蘇を代表する草原景観として知名度もあり、観光地にもなっている草原景観が多いことが明らかになった。

(2) 9つの草原景観タイプからみた認識構造の分析
 地元住民の草原景観に対する認識構造の特性を阿蘇の草原景観保全計画を策定するための基礎データとして導くためには、国立公園内の広大で尚且つ多様な阿蘇の草原景観をいかに把握するかが大きな課題となる。そのためには、国立公園内において指摘された草原景

観の件数を数的に把握することに加えて、指摘された草原景観の分布状況からみた地元住民の認識構造の特性を明らかにすることが必要である。そこで、既往研究⁴⁾で提案した9つの草原景観タイプ(A.山上・中腹平坦地型、B.平滑山腹斜面型、C.規則的凹凸が多い山腹斜面型、D.不規則的凹凸が多い山腹斜面型、E.平滑山麓緩斜面型、F.凹凸が多い山麓緩斜面型、G.カルデラ壁の山麓緩斜面型、H.カルデラ壁上部斜面型、I.カルデラの外側緩斜面型)の分布状況と地元住民から指摘された草原景観を重ね合わせて、9つの景観タイプからみた認識構造の分析を行い(図-1)、各草原景観タイプの指摘件数の分析、及び、各草原景観タイプの草原面積からみた指摘件数の割合を分析した。

また、今回の分析では、地図指摘法により、中央火口丘に位置する「阿蘇五岳(高岳、根子岳、杵島岳、往生岳、梢尾岳)」、カルデラ壁の北外輪上に位置する「北外輪」、カルデラ壁の南外輪上に位置する「南外輪」など、実際には草原が分布していない区域までを含む事例は、複数の草原景観タイプが区域の中に含まれているため、今回の分析からは外し草原景観が分布している9つの草原景観タイプの分析を行った。

まず、9つの草原景観タイプ別に草原景観の指摘頻度を分析すると、指摘頻度の高い草原景観タイプとしては、大観峰などの「H.カルデラ壁上部斜面型」の

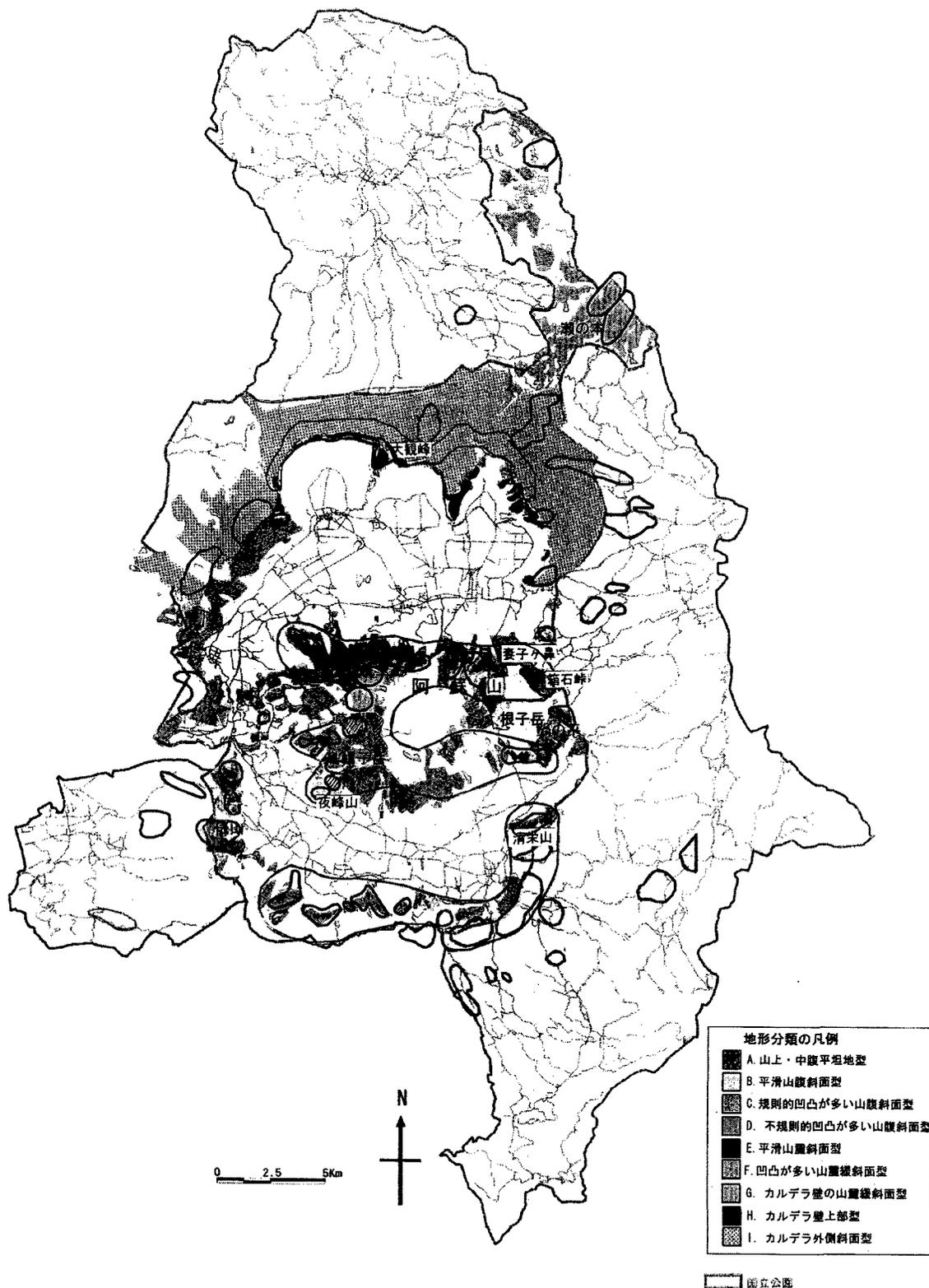


図-1 指摘された草原景観と9つの草原景観タイプの分布状況

草原景観タイプが最も高い40件（16.9%）指摘され、次いで、草千里などの「A.山上・中腹平坦地型」の草原景観タイプが34件（14.3%）と高い値を示した。しかし、これらの草原景観タイプの内訳として、「H.カルデラ壁上部斜面型」の草原景観タイプは40件の指摘件数の内「大観峰」が38件指摘され、また同様に「A.山上・中腹平坦地型」の草原景観タイプでは、34件の指摘件数の内「草千里」が33件指摘されていた。よって、これらの草原景観タイプは、特定の草原景観に集中して指摘されていることが明らかとなった。

米塚などの「B.平滑山腹斜面型」の草原景観タイプ、規則的な凹凸のある「C.規則的凹凸のある山腹斜面型」の草原景観タイプ、及びなだらかな裾野が広がる「E.平滑山麓緩斜面型」の草原景観タイプは、それぞれ24件（9.8%）指摘された。これらの草原景観タイプは、特定の草原景観に集中して指摘されるのではなく、様々な立地に分布している草原景観が指摘されていた。

指摘頻度が低かった草原景観タイプは、不規則な凹凸が多い「D.不規則的凹凸が多い山腹斜面型」であった（図-2）。

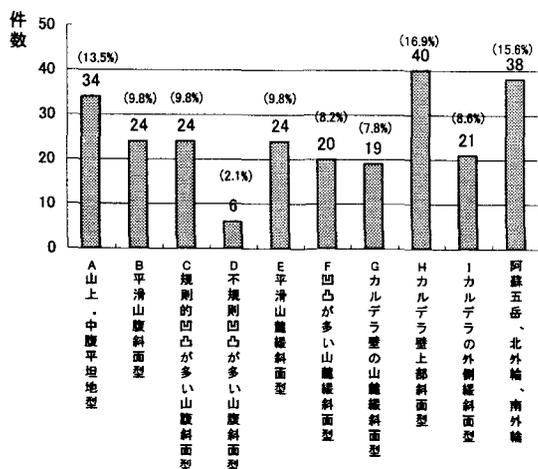


図-2 9つの草原景観タイプにおける指摘頻度

次に、阿蘇の草原景観は9つの草原景観タイプごとに総面積が異なるため、1km²あたりの指摘件数を算出し、各草原景観タイプの面積と認識構造の特性を考察した（図-3）。「A.山上・中腹平坦地型」は、9つの草原景観タイプの中で総面積は最も狭いが、1km²あたりの指摘数は26.7件と最も多い。よって、山上・中腹

草原景観タイプ	面積(ha)	割合 (%)	指摘件数	指摘頻度/km ²
A. 山上・中腹平坦地型	150	0.8	40	26.7
B. 平滑山腹斜面型	570	3.0	24	4.2
C. 規則的凹凸が多い山腹斜面型	480	2.5	24	5.0
D. 不規則的凹凸が多い山腹斜面型	4,290	22.8	6	0.1
E. 平滑山麓緩斜面型	1,780	9.5	24	1.3
F. 凹凸が多い山麓緩斜面型	2,390	12.7	20	0.8
G. カルデラ壁の山麓緩斜面型	480	2.5	19	4.0
H. カルデラ壁上部斜面型	1,020	5.4	40	3.9
I. カルデラの外側緩斜面型	7,670	40.7	21	0.3
総面積	18,830	100	38	1.3

図-3 9つの草原景観タイプの面積と1km²あたりの指摘件数

のまとまった平坦地に分布する草原景観は、阿蘇の草原景観の総面積の中で占める割合は少ないが、人々には強く認識されていることが明らかとなった。また、比較的地元住民の指摘頻度が高かった「B.平滑山腹斜面型」や「C.規則的凹凸のある山腹斜面型」においても、1km²あたりの指摘件数は9つの草原景観タイプの中では比較的高い値を示した。

これらの草原景観タイプに対して、「H.カルデラ壁上部斜面型」は、カルデラ壁上部に広大な面積を持つため、1km²あたりの指摘数は3.9件と他の草原景観タイプに比べて少ないことが明らかとなった。

以上の結果から、地元住民から共通認識を得やすい草原景観タイプとしては、「H.カルデラ壁上部斜面型」の草原景観タイプや「A.山上・中腹平坦地型」の草原景観タイプが考えられる。しかし、これらの草原景観タイプは「大観峰」や「草千里」など特定の草原景観に集中して指摘されやすく、特に広い面積を持つ「H.カルデラ壁上部斜面型」の草原景観タイプにおいて、顕著であることが明らかとなった。

一方で、「B.平滑山腹斜面型」の草原景観タイプや「C.規則的凹凸のある山腹斜面型」の草原景観タイプ、そして、「E.平滑山麓緩斜面型」の草原景観タイプもそれぞれ比較的共同認識を得やすい草原景観タイプである。また、これらの草原景観タイプは、様々な立地に分布している草原景観が指摘されていた。

(3) 地元住民の草原景観への関心及び保全の必要性の程度と認識構造に関する分析

地元住民が草原景観に対してどの程度関心・保全の

意識を持っているのかを把握するため、先ず、アンケート調査の結果から草原景観に対する関心、草原景観保全への必要性のそれぞれの評定平均値と標準偏差を求めた。そして、認識構造と草原景観の関係性を求めるため、9つの草原景観タイプ及び「阿蘇五岳」「北外輪」「南外輪」など実際には草原が分布していない区域までを含む事例を指摘した地元住民の草原景観に対する関心、及び、保全の必要性のそれぞれの評定平均値と標準偏差を求めた。

その結果、先ず、草原景観の関心度と草原景観タイプの認識構造を分析すると、「I.カルデラの外側緩斜面型」を指摘した地元住民の草原に対する関心度が最も高い値を示した。これに次いで、「F.凹凸が多い山麓緩斜面型」を指摘した地元住民は草原景観の関心度も高かった。これに対して「A.山上・中腹平坦地型」や「H.カルデラ壁上部斜面型」、「G.カルデラ壁の山麓緩斜面型」を指摘した地元住民の草原景観に対する関心は他の草原景観タイプに比べて低かった(図-4)。

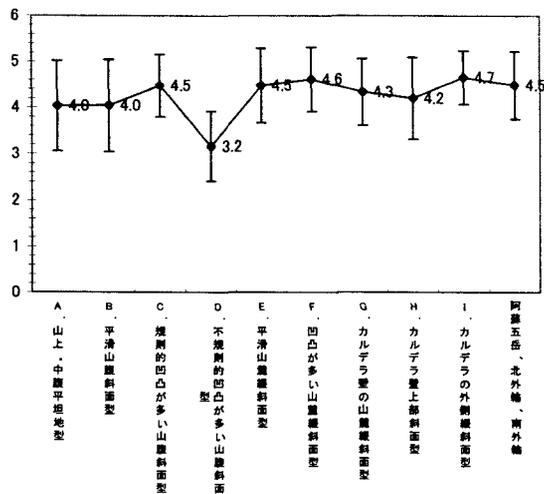


図-4 それぞれの草原景観タイプを指摘した地元住民の関心度

次に草原景観の保全への意識と草原景観タイプの認識構造を分析すると、「I.カルデラの外側緩斜面型」を指摘した地元住民の草原に対する保全の必要性が4.9と最も高い値を示し、次いで、「B.平滑山腹斜面型」や「C.規則的凹凸が多い山腹斜面型」「E.平滑山麓緩斜面型」を指摘した地元住民における草原の保全の意識が比較的高い値を示した(図-5)。

また、実際には草原が分布していない区域までを含

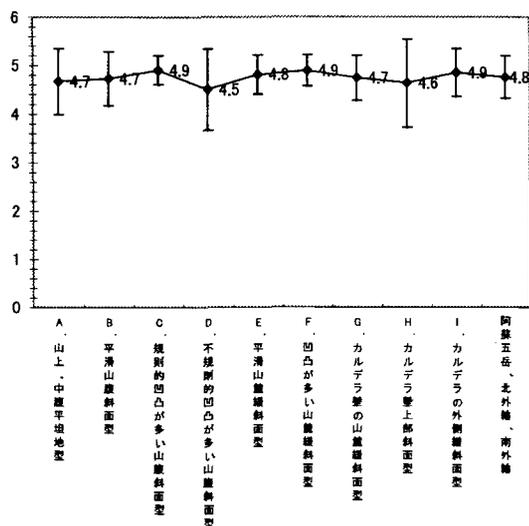


図-5 それぞれの草原景観タイプを指摘した地元住民の草原保全への必要性

む事例を指摘した地元住民の草原景観に対する関心や保全への意識も高い値を示した。

以上の結果から、地元住民の草原景観に対する関心度、及び、草原景観保全の必要性における程度の違いにより好きな草原景観として認識される草原景観タイプは異なることが明らかとなった。

そこで、地元住民が指摘した草原景観タイプの関心度、及び、草原景観保全への必要性のそれぞれの評定平均値を多重比較検定し、どの草原景観タイプとの間に有意な差が認められるかを危険率5%で検定した。

その結果、草原景観の関心度の程度の違いからは、以下の「A.山上・中腹平坦地型」と「F.凹凸が多い山麓緩斜面型」、「A.山上・中腹平坦地型」と「I.カルデラ外側の緩斜面型」、「A.山上・中腹平坦地型」と「実際には草原が分布していない区域までを含む事例」、「B.平滑山腹斜面型」と「F.凹凸が多い山麓緩斜面型」、「B.平滑山腹斜面型」と「実際には草原が分布していない区域までを含む事例」の5通りの草原景観タイプとの間に有意差が認められた。

一方で、草原景観保全への必要性の程度に関しては、草原景観タイプごとの有意差はみられなかった^{註1)}。

以上の結果から、地元住民の草原に対する関心や保全への必要性の程度により、草原景観に対する認識構造は異なり、特に関心の程度の違いによって認識構造は異なることが明らかになった。一方で草原景観の保全性への必要性は、指摘された草原景観タイプによって有意な差はみられず、地元住民が草原景観の保全の必

要性を感じていることが明らかになった。

(4) 9つの草原景観タイプにおける認識構造の特性

これまでの草原景観タイプごとの指摘頻度の分析、及び草原景観の関心・保全度との認識構造の分析を考察すると、9つの草原景観タイプにおける認識構造の特性は次のようになる。

①「A.山上・中腹平坦地型」は、多くの地元住民に親しまれ、草原景観に対して関心を持たない地元住民からも認識されやすい。

②「B.平滑山腹斜面型」は、比較的阿蘇の草原景観として地元住民が共通認識を持ちやすく、特に、草原景観への関心が高い地元住民に認識されやすい。また、この草原景観タイプは、様々な立地に分布する草原景観が認識されやすい。

③「C.規則的凹凸が多い草原景観タイプ」は、比較的阿蘇の草原景観として地元住民が共通認識を持ちやすく、また、この草原景観タイプは、様々な立地に分布する草原景観が認識されやすい。

④「D.不規則的凹凸が多い山腹斜面型」は、地元住民からは認識されにくい。

⑤「E.平滑山麓緩斜面型」は、比較的阿蘇の草原景観として地元住民が共通認識を持ちやすく、また、この草原景観タイプは、様々な立地に分布する草原景観が認識されやすい。

⑥「F.凹凸が多い山麓緩斜面型」は、他の草原景観タイプに比べてそれほど指摘頻度は高くないが、草原の関心や保全の必要性を強く感じている地元住民に認識されやすい。

⑦「G.カルデラ壁山麓緩斜面型」は、草原に対して関心を持たない地元住民にも認識されやすい。

⑧「H.カルデラ壁上部型斜面型」は、多くの地元住民に親しまれ、草原景観に対して関心を持たない地元住民からも認識されやすい。また、この草原景観タイプは、ある特定の草原景観に集中して認識されやすい。

⑨「I.カルデラの外側緩斜面型」は、他の草原景観タイプに比べて指摘頻度はそれほど高くないが、草原の関心や保全の必要性を強く感じている地元住民に認識されやすい。

4. まとめ

以上の結果をまとめると次のようになる。

①本研究で、人々の認識構造の特性を平面的データとして具体化した結果、人々の認識構造は今後の草原景観の保全計画を策定する上での基礎的データとして有効であることが示された。

②地元住民が共通認識を持ちやすい草原景観としては、「大観峰」や「草千里」など中央火口丘及び北外輪のカルデラ壁上部に分布している草原景観が多い。また、中央火口丘やカルデラ上部に分布している草原景観は、地形と一体化して認識されやすく、地元住民の認識構造の大きな骨格にもなっていた。

③阿蘇の地元住民は、草原の保全への必要性を感じているが、草原景観に対する関心の程度によって、9つの草原景観タイプと草原景観に対する認識構造は異なることが明らかとなった。

5. 今後の課題

今回の研究により、地元住民の草原景観に対する関心や保全への必要性の程度により、地元住民の草原景観に対する認識構造は異なり、特に関心の程度によってその認識構造が異なるという結果が得られたことから、その違いが生じている認識構造の特性をさらに解明する必要がある。

また、地元住民から強く認識され、広大な面積を持つ「H.カルデラ壁上部斜面型」や「E.平滑山麓緩斜面型」そして、「I.カルデラの外側緩斜面型」に対する草原景観の評価方法を再度検討し、人々の認識構造を国立公園計画に応用するための適用性と限界を考察することも本研究の大きな課題として考えられる。

また、阿蘇の草原景観の新しい担い手として期待されている草原維持管理ボランティアの草原景観に対する認識構造を明らかにしていくことも、多様な主体から理解されやすい草原景観の保全計画を立案する上で重要であると考えられる。

参考文献

- 1) 網網芳男・村川三郎・西名大作・関根範雄：地図指摘法を用いたみどりの認知と評価，日本建築学会計画系論文集506：31-38、1998
- 2) アンディ・グナワン・吉田博宣：ボゴール市アーバン・フリンジの景観と土地利用に関する住民の

- 意識について、造園雑誌57(5) : 367-372、1994
- 3) イグナシオ・アリスティムニョ・吉田博宣、神戸市アーバン・フリンジの景観に対する住民の選好に関する研究、ランドスケープ研究58(5) : 249-252、1995
 - 4) 猪瀬怜子・栗田和弥・畔柳直美・宮川浩・麻生恵、阿蘇地域における草原景観の分類と景観イメージに関する研究、ランドスケープ研究65(5) : 621-626、2002
 - 5) 加藤仁美、「空間意識図」による住民の共通な環境イメージ、日本建築学会計画系論文集479 : 159-168、1996
 - 6) 環境省、「自然環境部会自然公園のあり方検討懇談会(第4回)」資料、2002
http://www.env.go.jp/nature/ari_kata/
 - 7) 下村彰男、自然公園の空間イメージに関する考察、造園雑誌43(3) : 22-26、1980
 - 8) 下村彰男、二十一世紀における国立公園と地域の連携について(前編)、国立公園582 : 17、2000
- 補注1) 草原景観に対する関心度の検定結果は群間変動F値 $2.98 < F$ 値(0.95) 1.92、草原景観に対する保全への必要性は群間変動F値 $0.72 > F$ 値(0.95) 1.92であった

謝辞

本研究を実施するにあたり、東京農業大学地域環境科学部造園科学科の栗田和弥講師、及び財団法人自然環境研究センター研究員 宮川浩氏、畔柳直美氏、そして、環境省自然環境局九州地区自然保護事務所の皆様に多くのご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。また、現地調査では、(財)自然環境研究センターの研究員の方々、東京農業大学造園科学科自然環境保全学研究室の皆様のご協力を頂きました。ここに記して、心より深く感謝の意を申し上げます。

〈学術論文:原著〉

**黎明期におけるウインドサーフィンの普及に関する研究
-日本ウインドサーフィン協会の活動を中心に-**

平野 貴也*

**A Study on Spread at the Dawn of Windsurfing
-Focusing on the activities of Japan Windsurfing Association-**

Takaya HIRANO*

Abstract

The purpose of this study is to clarify the process of establishment and spread of Windsurfing in Japan focusing on the activities of Japan Windsurfing Association (JWA).

Windsurfing was imported privately by Haruhide Suzuki in 1972. After a period of production and distribution due to the patent research mistake, the imports and sale of windsurfing started from January in 1974. It was not early compared to other countries, but the foundation for spread was established because of the activities during the period of production and distribution, which fostered the rapid expansion at the start of sale. When Windsurfing International of Japan (WSJ) was established to sell windsurfing, JWA was established at the same time. The objectives of establishment were activities such as spread of windsurfing, fostering of sailors, handling of races or competitions and dispatch to foreign races.

The fleet system increased the number of windsurfers and built up a sense of fellowship, which had an influence on the spread. It even becomes an objective to join a famous fleet. In addition, the system was useful to supervise sailors and take safety measures. The shops and windsurfing schools were established on the basis of setting up the fleets. The shops were opened not only in Kanto area where WSJ was located but also across the county and windsurfing became widespread based on them. The establishment of schools at those shops promoted the expansion of windsurfers. JWA hold free training sessions for instructors targeted for the shops as well as free workshops for windsurfers at the beginning. JWA also actively held the competitions to contribute to the development of windsurfer classes. On the other hand, funboard competitions started in 1979 and short board competitions started in 1982 with the spread of boards other than windsurfing. JWA joined Japan yachting association, carried out the categorization by board type and changed the name to Japan Board Sailing Association (JBSA) to indicate a policy of controlling all the windsurfing.

*学校法人横浜YMCA YMCAスポーツ専門学校
YMCA Sports College
(受理日：2004年3月1日)

1. 緒言

ウインドサーフィンの特徴はマストが全方向に倒れる可動式で、ブームの傾斜角により風圧中心点を変化させ進行方向を定めることにある。同じく風を使って帆走するヨットと比較して持ち運びが楽で、大きな身体運動が可能であり、艇速の速いことが魅力である。

ウインドサーフィンの原型はヘンリー・ホイラー・シュバイツァー (Henry Hoyle Schweitzer) とジェームス・ロバート・ドレイク (James Robert Dreke) が1967年にカリフォルニアで作った「オールド・イエラー」と考えて良いであろう¹⁾。これを原型に1968年3月にアメリカで特許申請がなされ、「ウインドサーファー」と名付けられた (以下「WS艇」とする)。後にオーストラリア、南アフリカ、イギリス、カナダ、オランダ、日本などで特許を取得する。用具が艇速や技術、楽しみ方に大きく関わる競技であり、使用目的、使用環境、自然条件に合わせてデザインされる。スピードや操作性の向上を求めて速いサイクルで用具は変化し、広がりを見せる反面、統括団体もそれに合わせて変化する²⁾。1996年より国内では日本セーリング連盟 (JSAF) のもと日本ウインドサーフィン連盟 (WFJ) が様々な分化した団体を統轄している。なお近年、「ボードセーリング」ではなく「ウインドサーフィン」という名称が再び使用されている³⁾。

ウインドサーフィンは外国で発明され、日本に定着した経緯を持つ外来スポーツである。外来スポーツが日本に受容される過程を分析した研究には野球、サッカー、スキーなど多くの研究があり、それらは日本のスポーツ観の再考を試みただけではなく、スポーツの近代化に関わる多くの成果を引き出してきた。ウインドサーフィンは開発からわずか約30年のスポーツであり、導入から10年間で国内の愛好者が15万人に達し、約55,000艇が販売され、急速に普及した経緯を持つ。新しくスポーツを定着させるには充実した用具の供給と、組織や団体による組織化と競技化がともにあって初めて可能である。勝和機工とウインドサーフィン・インターナショナル・オブ・ジャパン (以下WSJと表記する) が用具の供給をになった。一方、環境を整備し、人々に浸透させたのが日本ウインドサーフィン協会 (以下JWAと表記する) であった。両者がうまく同調して普及活動を行ったため、急速に普及し、定着したと言える。

用具に関しては筆者らのこれまでの研究により、ある程度明らかになっている。用具の供給に関してはWSJの果たした功績が大きい。しかし特許が個々のパーツではなくウインドサーフィンのシステム全体を指していたため、輸出入・製造に関しては常に専用実施権を持つ勝和機工の統轄下にあった。その結果、WSJの主力商品であるWS艇が主流となり、WS艇における技術の向上の反面、オープンクラスへの移行やショートボードの導入が制限された。その後1983年5月に「特許無効」の審決が下り、一時的に特許が無効に近い状態となり、法廷論争は続くが、市場が開けたことなどが明らかになった⁴⁾。

一方、組織化と競技化を推進したJWAがどのように誕生し、WSJと如何なる関係を持って歴史的に推移するのか、WS艇以外の艇の台頭や国際ヨット競技連盟 (IYRU) との関連について述べたものは見あたらない。そこでウインドサーフィンが国内に導入され、定着していく伝播の過程を明確化し、まとめることを目的とする。JWAが名称と体制を変更する1983年12月までを黎明期とし、その活動内容を中心にまとめることでウインドサーフィン定着の過程が明らかになると考えた。使用する資料はウインドサーフィンに関する定期刊行物、ウインドサーフィン製品カタログ、JWA会報、スポーツ産業新報、関係者の証言を用いる。

2. 我が国への導入

ここではJWAの誕生が、当時のウインドサーフィン環境と如何なる関係を持って歴史的に推移したのかを捉えるために、ウインドサーフィン導入の経緯を概略する。

鈴木毅夫・東英兄弟は1972年11月にアメリカからWS艇を2艇50万円で輸入する。冬にもかかわらず江戸川河口や神奈川県三浦郡葉山町などでセーリングを行った。東英は趣味としてだけでなくビジネスを考え、パテントの調査をする。しかし、調査ミスによりパテントがないものとしてWS艇を模造して「フライングサーファー」を自作し、販売を始めた⁵⁾。デモンストレーションや雑誌に広告を載せるなどの活動を行い、注文が来だした頃、パテントがあることがわかった。そのため1973年11月に渡米し、国内における輸入販売権を取得する。輸入製造は東英が社長をしていた空調設備会社の勝和機工株式会社を通じて行った。1974年1月

には主に販売業務を行うWSJを設立し、アメリカから最初に届いた46艇を、一艇168,000円で販売した。当時の物価から考えると非常に高価な遊具であったが、およそ3ヶ月で完売した。6月には第2便の138艇を195,000円で販売し⁶⁾、以後この価格で定着する。この頃より国際規格に則って国産セールを作り始める。販売が軌道に乗り、輸入する前から予約が殺到し、完売の状態がしばらく続くほど盛況であった。なお1975年6月には国内でボードの生産を開始する。後にボード生産の元型がヨーロッパや本国アメリカへ輸出されており、我が国の製品精度は高く評価されていた⁷⁾。

他国の輸入販売の時期としてアメリカは1969年に販売を開始する。パテント登録国であるイギリス、オランダ、オーストラリアは1971年、西ドイツは1972年、南アフリカは1973年に販売を開始した。カナダへの導入時期は当時の情勢からアメリカとほぼ同時期と考えられるが、明確な記録が残っていない。1975年にはポーランド、チェコスロバキア、ソ連、1980年に中国で輸入販売が開始される。我が国は1974年と他国と比較して別段時期が早かったわけではない。鈴木個人の輸入は1972年ではあるが、パテントの調査ミスによる製造販売の過程を経ており、契約自体は1973年11月と遅かった。しかし、その間に行ったライディングサーファーのための販売促進活動によって周囲の目に触れ、情報が伝わった。加えて1974年の販売開始と同時にJWAを設立するなど普及のための地盤がすでにできていたため急速に国内に広まり、定着したものと思われる。

一方WSJはウインドサーフィンインターナショナル社（以下WSIとする）と直接契約し、アジア地区を中心に販売を行っており、当初から国内でウインドサーフィンを製造販売するサブライセンスの発行を限られた範囲でしか認めなかった⁸⁾。そのため艇の普及に関しては自由に取引のできた国と異なり、特殊な環境であったと言える。

3. 広がり

JWAの主な活動をJWAの設立、フリート、販売と指導者養成、競技に分けて考察する。なお黎明期におけるウインドサーフィンに関連する主要事項を表1にまとめた。

(1) JWAの設立

JWAは1974年1月のWSJ設立と同時に勝和機工の地下（東京都渋谷区本町）に作られる。活動の目的はウインドサーフィンの普及活動、セーラーの育成、レース競技会の運営、海外レースへの派遣などであった。事務局長は鈴木毅、不在であった会長には鈴木東英が4月に就いた。当時のJWAのシンボルマークを図-1に示す。以後2年間はこのマークを使用するが1976年より「WINDSURFING」の文字の前後に「JAPAN」と「ASSOCIATION」が加えられた。



図-1 日本ウインドサーフィン協会のマーク

JWA発足前の1973年11月より、後に協会役員となる伊勢努を中心にデモンストレーションや体験試乗などの活動を行ったこともあり、発足時には70名の登録があった。なお協会登録料は1000円、年会費は3600円であった。この時点で世界の愛好者は約2万人と発表している⁹⁾。図-2にJWA発表の国内愛好者数とJWA会員数を示した。両者はほぼ同調して増加を見せるが愛好者数は特に1978年～1979年、1981年～1984年に急増し、飛躍的に普及した年だと言えよう。残念なことに1981年～1983年についてはJWA会員数の資料が得られなかった。JWA設立後もJWA主催の無料体験講習会は週末・祝日に湘南地区を中心に行われ、申込者が殺到する¹⁰⁾。基礎技能と知識を身につけることに加え、とにかく楽しさを体験させたことが愛好者の増加につながったと思われる。販売店が増え、スクール（ウインドサーフィン学校）が併設されるにつれてJWA主催のものも有料化された¹¹⁾。またJWA会報である「Windsurfing News」（1978年4月に「Windsufer News」へ名称変更）にはJWAの活動報告、テクニク、フリート紹介、レース情報など多岐にわたる記事が網羅され、愛好者にとって貴重な情報源となった。

(2) フリート

JWAは国際ウインドサーフィン協会 (IWA、後のIWCA) の規約に則ってフリート制を導入する。フリー

トとは「艦隊」もしくは「船隊」の意味で、ヨットやボードが集まったグループのことである。フリート規定の要旨は1フリートに6名以上の会員があり、6艇

表-1 黎明期におけるウインドサーフィンに関する主要事項

年	月	国内事項	月	海外事項
1958			#	ビーター・チルハースが帆走艇により帆走
1965			#	ターペーリウ発売
1967			#	オールド・イーターが完成
1968			3	米国にてパテント申請
1969	#	我が国に特許の出願がなされる	#	ウインドサーファー艇販売・アメリカホートショウに展示
1971			#	ヨーロッパ・オーストラリアに輸出開始
1972	冬	鈴木東英によりウインドサーフィンが国内に持ち込まれる。	#	ハワイでセーリングが開始される
1973	#	国産艇フライングサーファー完成(販売)	#	ダクロンがセール素材の主流に
	11	国内における専用実施権の契約(勝和機工)		
1974	1	日本ウインドサーフィン協会設立	#	各地でレースが開催される
	1	ウインドサーフィンインターナショナルオブジャパン設立	1	国際ウインドサーフクラス設立(ロサンゼルス)
	3	協会発足記念レース(参加者18名、鎌倉由比ヶ浜)	8	第1回世界選手権(7カ国66名、アメリカオタワ湖)
	3	国内で初めてのフリート「葉山フリート」発足		
	4	逗子ウインドサーフィンスクール開校		
	7	世界選手権派遣選考会(参加者32名、山中湖)		
	8	国内における輸入販売権及び生産権の契約(勝和機工)		
	11	第1回全日本選手権(43名、神奈川県三浦海岸)		
1975	1	フリートを組織化する(フリート11、会員183名)	8	第2回世界選手権(16カ国250名、フランスヘンダー島)
	11	第2回全日本選手権(62名、沖縄県海洋博覧会会場)		
1976	4	ウインドサーフィン入門書発刊(日本ウインドサーフィン協会)	#	ウインドサーフィン用ハーネスの開発
	7	伊豆大島-小田原江の浦(51.5km、11時間3分、当真嗣夫)	11	第3回世界選手権(21カ国443名、バハマ島ナッソウ)
	9	第3回全日本選手権(93名、静岡県浜名湖)		
1977	1	フリースタイル、ロングディスタンス、スラロムなどの競技が加わる	#	フットストラップの使用
	4	第1回学生選手権(3校12名、神奈川県葉山)	#	ウインドサーフィン用のブロンクス(クーク社)ができる
	11	第4回全日本選手権(100名、神奈川県鎌倉)	#	トラック(スライディング・マストラック)の使用
			#	10m以下クラスでデレス・タイスが31.67km/hの世界最高記録樹立
			10	第4回世界選手権(20カ国290名、イタリアサルデーニャ島)
			11	IFRUがホートセーリングをセーリングスポーツであると認める声明
1978	4	学生連盟が発足(7校)	#	ハワイアン・ワールドカップ開催(U.S.A.)
	4	第2回学生選手権(4校13名、神奈川県葉山)	#	ウインドサーファー・ロケット発売(ウインドサーフィンハワイ社:ロング)
	4	国内のレースでハーネス解禁	10	第5回世界選手権(33カ国310名、メキシコカンクン)
	9	第5回全日本選手権(130名、静岡県琵琶湖)	10	ハーネス使用の正式許可
			12	ミストラルチャビオンシップ
1979	#	ウインドサーファー艇国内で大量生産開始	#	ダカーボートのないショートボードが登場
	3	第3回学生選手権(8校54名、神奈川県葉山)	#	ウインドサーファー艇のセルがマッキン社製からニールプライド社製へ
	4	ストラップの付いたカスタムボード上陸(ウインド・タイ)	3	第1回PANAMカップ(オアフ島カイルア)
	10	第6回全日本選手権(269名、沖縄県海中公園)	10	第6回世界選手権(23カ国230名、アメリカフロリダ)
	10	日本ウインドサーフィン協会第2代会長 小林嘉緑就任	12	ウインドサーファーワールドチャンピオンシップ
	11	第1回ウエイブライディング選手権(44名、茨城県日立)		
	12	ウインドサーファースター発売		
1980	#	5ステップの普及	#	カーボンマストの使用
	1	フリート70、会員数1300	#	オープンクラスの大会が各地で開かれ始める
	3	第4回全日本学生選手権(11校101名、神奈川県葉山)	3	ウインドサーファー艇のブームが木製からアルミ製へ
	3	女子だけの大会(第1回ひなまつりカップ)	3	第2回PANAMカップ(オアフ島カイルア)
	3	ウインドサーフィン専門店FAR EAST開店	3	バスカル・マカが48.99km/hを記録(フランス・プレスト)
	9	WSJ社ウインドサーフィンジャパンに名称変更	10	第7回世界選手権(37カ国500名、バハマ島アボートルカヤ)
	10	第7回全日本選手権(333名、沖縄県海中公園)	11	オリンピックでヨット競技の1種目として行われることが決定
1981	2	月刊Hi-WIND創刊(マリン企画)	3	第3回PANAMカップ(オアフ島カイルア)開催、クライター艇反対の署名運動
	2	日本ウインドサーフィン協会が日本ヨット協会加盟	4	マウイモロカイスピードクロッシング(初の賞金レース:ハワイ)
	3	第5回全日本学生選手権(23校180名、神奈川県鎌倉)	10	ウインドサーファー艇のジョイントが木製から硬質プラスチックへ
	4	国内転戦型のハイウインドジャパンオープンレカッタ開幕(全4回戦)	11	マウイグランプリ開催(初のウエイブテスト)
	5	第8回全日本選手権(198名、茨城県日立)	12	第1回IBSAオープンフランス世界選手権(U.S.A.フロリダ)
	10	第8回世界選手権(21カ国321名、沖縄県海中公園)		
1982	3	第6回全日本学生選手権(23校290名、神奈川県鎌倉)	#	フルバテンスールの開発
	3	月刊ウインドサーフィン創刊(リフト社)	#	モルファサーファーやスプリットサーファー等のスイングダカー艇が普及
	9	ファンボートカップ開催(静岡県相良)	#	スラロムというカテゴリーが生まれ、ショートボードの開発が進む。
	第9回全日本選手権(199名、和歌山南紀白浜)	#	転戦型のヨーロッパファンボートカップが始まる	
	10	第1回ジャパンオープンボートセーリングレカッタ	5	第4回PANAMカップ(オアフ島カイルア)
	11	第9回アジアヨット選手権大会金メダル獲得(石渡、イント)	9	第9回世界選手権(20カ国420名、イタリアサルデーニャ島)
			10	マウイグランプリ'82
			11	クリスチャン・マーティンが大西洋単独横断に成功
			12	オリンピック艇種としてウインドグライダーが正式採用
				ウインドサーファーはデモンストラーションを行うことで合意
1983	3	第7回全日本学生選手権(22校152名、神奈川県鎌倉)	#	ワールドカップの前身、ワールドファンボートカップ開催。5カ所を転戦(フロリダ)
	4	月刊Windflash創刊(山と溪谷社)	#	ウイングマストを用い、フレッド・ヘイワットが55.71km/hを記録(イギリス・ウエイマス)
	10	第10回全日本選手権&10周年ジャンボリー(231名、沖縄海中公園)	5	第5回PANAMカップ(オアフ島カイルア)
	12	第1回ジャパンオープンファンボートチャンピオンシップ開催(JBSA主催)	7	プレオリンピック(カリフォルニア)
	12	日本ウインドサーフィン協会から日本ホートセーリング協会へ名称変更	8	第10回世界選手権(25カ国394名、カナダオンタリオ湖)
			11	ウインドグライダーオリンピッククラス世界選手権(アメリカバミューダ島)

※全日本・世界選手権・学生選手権はウインドサーフクラス
※「#」は月不詳

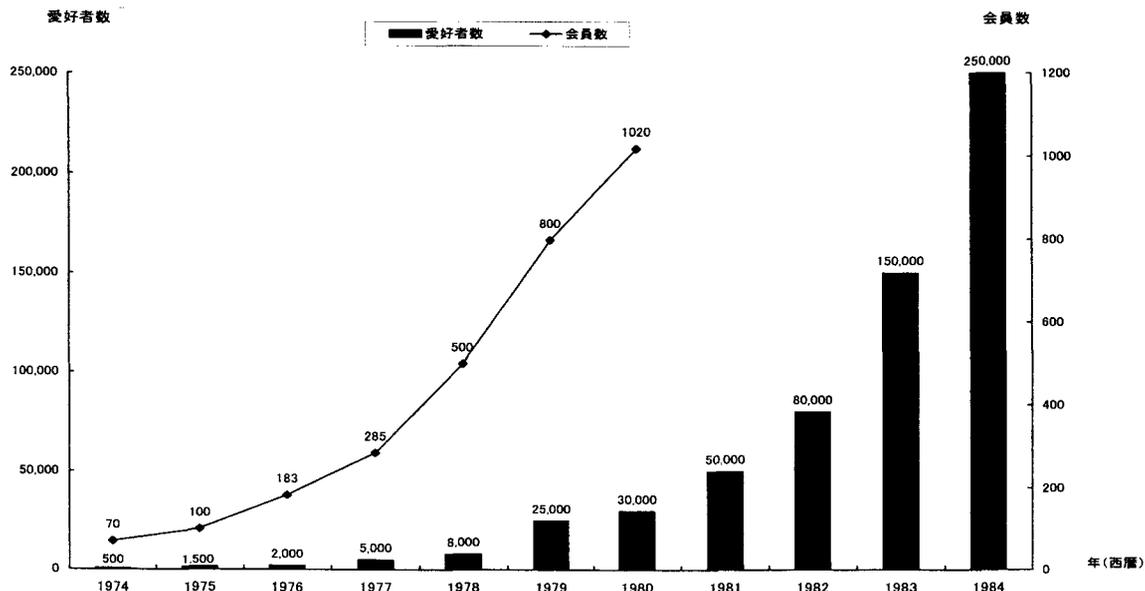


図-2 会員数と愛好者数

以上の艇を所有しており、適当な活動水域を持つことであった。

1974年3月に初のフリートとして葉山フリートが発足した。JWAの会員数増加とともにフリートは、次々と結成された。地域ごとに支部を設け、組織体系が作られた。1978年9月には学生連盟が発足し、10支部と学生連盟の元に45のフリートが組織された。もちろん一般のセーラーに登録の義務はなかったが、JWAの会員にはフリート登録を義務づけ、公認フリートに属していなければJWAの主催する競技会に参加できなかった¹²⁾。また全日本選手権などの予選、選手への情報提供、管理などの情報や決定事項の伝達は各支部やフリート代表を通じて行われた。

ウインドサーフィンは個人種目であり、ヨットのようにハーバーやマリナーに定置するものではなく水さえあればどこでも楽しめ、手軽に移動ができた。反面、活動内容がつかみにくく安全体制をとりにくかった。そのため愛好者をまとめ、セーラーを管理するのにJWAのフリート制度は有効であった。しかしながら愛好者が2万人を超える1979年頃から様々な問題が発生する。急速な発展の代償ではあるが、駐車違反、ゴミ投棄、海の使用法などを巡る地域との摩擦が起きた。加えてプレイグラウンドが海の沖合であり、漂流事故が

相継いだ^{13) 14)}。頻りにJWA会報やフリートキャプテン会議などの議題に挙がり、フリートごとにこれらの問題に対処する方針がとられた¹⁵⁾。個人的なセーラーとしてではなく、集団の代表として話し合うことがグレンデにおける漁業関係者、地元住民、公共団体との関係づくりに役立った。また初心者の方は安全、ルール、マナー、技術向上の面から他者の助けが必要であり、フリート制は仲間意識を強めた。

ついでフリート数の動向を図-3に示す。1976年以前はJWA公認フリートのみである。1982年以後公認フリート数は公表されていない。1983年には286フリート¹⁶⁾、最盛期となる1988年には367フリートが確認できた¹⁷⁾。有名フリートのメンバーになることがステータスにもなった。諸外国でもフリート制は導入されていたが、これほど発展しておらず、日本独特と言って良い¹⁸⁾。JWAは仲間意識から愛好者を増やす目的もあり、積極的に推奨した。例えばスクールを開くにはフリート登録が必要であったし、販売店や代理店にフリートの結成を義務づけるなど商業活動にはフリートを関連させた¹⁹⁾。その結果、販売店やスクールはフリートを大きくすることに熱心であった。つまり日本人の性格的なものも影響していると思われるが、フリートが活動の中心になるよう形成したJWAの制度や組織

フリート数

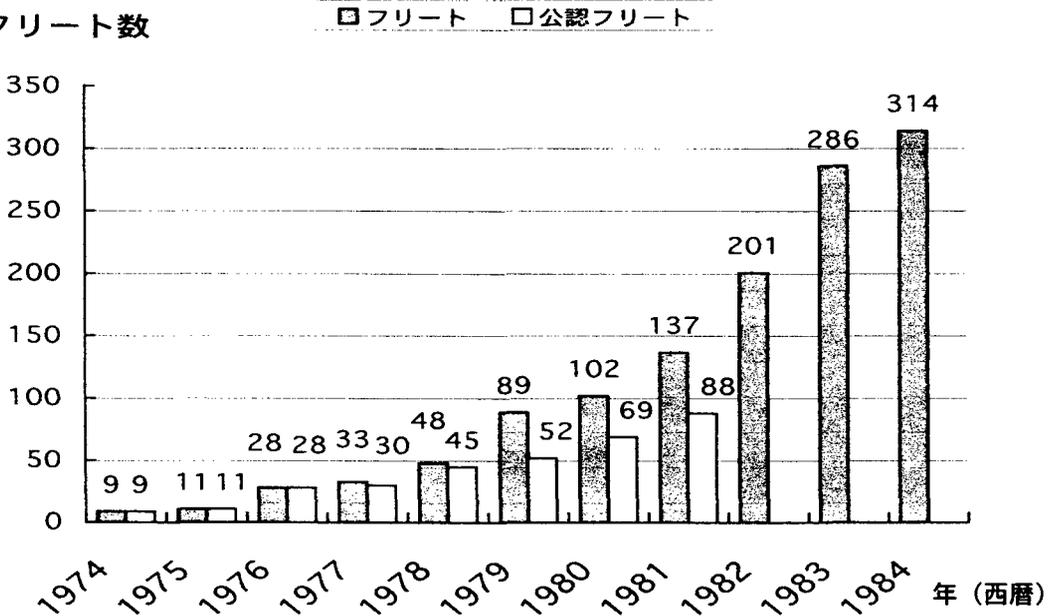


図-3 フリートの動向

作りがうまく機能したようである。

1977年頃からJWAに登録はせず、独自でフリート活動を行う集団が見られるようになった。加えてJWA公認のネームバリューや宣伝効果に頼らないスクールや販売店が現れた。こうした動きに対し、JWAは1978年1月よりフリート運営助成金としてフリートメンバーの年会費の30%をフリート独自の活動資金として返還することで、金銭的な面から協会離れをくい止めようとする。しかし1979年以後、JWA非公認のフリートが急増し、公認フリートの増加を上回るようになる。JWAに所属するメリットが少ないと判断する者が増えた理由としてカスタムボードやショートボードの輸入製造数が増えたこと、オープンクラスの活動が活発になり、WS艇に愛好者がこだわらなくなったこと、指導や技術情報が充分に広まったこと、JWA主催以外の競技会が増えたことなどが考えられる。また特許侵害による法的措置に踏み切ったWSJへの反発も挙げられる²⁰⁾。つまりフリート制はJWAの活動内容や方針を伝え、計画的・組織的にJWAの普及活動を推進する制度であった。その後、その形式だけが一人歩きし、さらに愛好者を増やす一因となった。

(3) 販売と指導者養成

1) 販売店 (ショップ) とスクール (ウインドサーフィ

ン学校)

ウインドサーフィンは、かなり感覚的なスポーツである。自由に帆走でき、楽しいと感じるようになるにはある程度の時間と適切な指導が必要である。そのため、販売するだけでは楽しさがなかなか伝わらず普及に結びつかない。そこで発売当初は個人を対象に、艇の納入と同時にJWA役員や競技会での上位入賞者がインストラクターとなり、伝達講習を行った²¹⁾。また鈴木東英はまず売り手側がウインドサーフィンに「乗れて」初めて、指導ができ、楽しさを伝えられると考えた。「コーチングのできる人間がいない店には販売しない」という方針を立て²²⁾、販売店を開くことを希望する者にはJWAの技術指導を受けることを義務づけた。JWA会報によれば「通常は10日間のインストラクター講習とフリートの設立を終え、代理店及び支部の資格が得られた」と記載されている²³⁾。つまり販売店を作るにはフリートを設立し、申請することとインストラクターを設置する必要があったこととなる。ただ設立の流れとして、仲間内で教えあう活動がスクールにつながり、フリートが構成員の用具を調達していくうちに販売店に発展していくケースも多かった^{24) 25) 26)}。表-2にJWA会報に記載された販売店を開業順に示す。高知、香川、神奈川、沖縄、大阪など関東エリアに限らず、早い時期に各地に拠点が作られ

表-2 ウインドサーフィン販売代理店(ショップ)登録

年	月	名称	所在地
		ウインドサーフィンインターナショナルジャパン	東京都渋谷区本町
1974	3	ユニオン商事株式会社	和歌山県和歌山市
1974	3	(有)沼津ヨットサービス	静岡県沼津市
1974	3	キングフット	静岡県清水市
1974	3	西武百貨店池袋本店(取扱店)	東京都豊島区南池袋
1974	6	太平洋マリナー	高知県高知市
1974	6	タイヨー薬局(タイヨーサーフィン)	香川県丸亀市
1974	6	WSF沖縄店沖縄支部(サーフサイド)	沖縄県名護市
1974	8	(有)オスカー・コーポレーション	神奈川県横須賀市
1974	8	清和荘(清和観光)	千葉県安房郡鋸南町
1974	10	(株)パフィナス	滋賀県大津市
1974	10	西河産業	滋賀県大津市
1975	1	葉山インフタ	神奈川県三浦郡葉山町
1975	1	北陸UBマリナー	福井県坂井郡三国町
1975	3	ヤナセ札幌支店	札幌市中央区北二条西
1975	3	ファミリー・ドン ニシダ	札幌市中央区南十一条西
1975	4	(株)明石ヨット製作所	兵庫県明石市
1975	4	西武自動車販売(株)	東京都豊島区南池袋
1975	5	三井物産スポーツ用品販売(株)	東京都港区南青山
1975	5	(株)橋屋ボートテイング・橋屋商会	広島県広島市
1975	6	森定雄(秋田モリ)	秋田県秋田市
1975	7	宇都宮アクアサービス	山口県宇部市
1975	7	(株)スズキ自販中部・白子マリーナ	三重県鈴鹿市
1975	9	(株)雄和	千葉県千葉市
1975	9	レッツゴーセーリングクラブ	東京都港区新橋
1975	9	逗子イセ	神奈川県逗子市
1975	11	宮城アオスマ	宮城県石巻市
1975	11	リステル2浜名湖	静岡県引佐郡三ヶ日

表-3 国内販売艇数

年	WS艇	他艇	合計
1973	50	—	50
1974	150	—	150
1975	350	—	350
1976	550	—	550
1977	650	—	650
1978	950	—	950
1979	4300	50	4350
1980	6700	300	7000
1981	9900	900	10800
1982	14600	400	15000
1983	13500	2000	15500
1984	10000	7500	17500

ている。普及活動として帆走を見せたり、体験試乗のためにJWA役員が全国を回ったことに加え、WSJ関係者やヨット関係者などを通じて口頭で情報が広がったためだと考えられる。また関東地方には早くから愛好者が多く見られたがWSJと直接取引しており、店舗の開業時期は比較的遅かったものと思われる。

表-3に国内販売数を示す。他販売は後述のファンボードを指している。他販売数に関しては特許をめぐる裁判との関連から明確な艇種・販売数に関する記録が得られなかった。そのためWS艇販売数はWSJ資料から、他販売数はJWA会報、月刊Hi-wind、WSJ保存資料、スポーツ産業新報などのデータを総合し、独自作成した。1979年と1982年の販売数増加が著しく、前述の愛好者増加の時期ともほぼ一致しており、当然ではあるが愛好者の増加と艇の普及は同調している。なかでも1982年は国内で最もWS艇が販売され、約14,600艇を記録する。だが翌年にはWS艇の販売数がわずかに減少する。特許無効の審決の影響もあり、その後もゆるやかに減少を続ける。逆に他艇は販売数を伸ばし、結果として合計販売艇数は増加していく。

次に販売店の動向を図-4に示す。本来、前述の原則によりフリートができていなければ販売店は作れないはずである。しかし図-3と比較すると1978年までは店舗数の方が先行し増加している。おそらく講習を受け、ボードを仕入れ、後に愛好者が増加してからフ

リートを結成するパターンも黙認されていたようである。また表-2の店名から、現在のようないウインドサーフィン用品だけを扱うプロショップ型ではなく、様々な業種が参入していることがわかる。当初はウインドサーフィン愛好者もそれほど多くなく、他の業務の一部として販売を行っていたためウインドサーフィンの普及やフリートの結成にショップがそれほど熱心ではなかったのではないかと推測される。その後、前述のようにある程度愛好者が増加した状況下では、販売店やスクール主導でフリートを形成するパターンに移行したものと思われる。つまり、実はフリート設立の原則が守られず、販売店や用具が普及してから愛好者が増加する普及の仕方もあったと言える。ただ様々な業

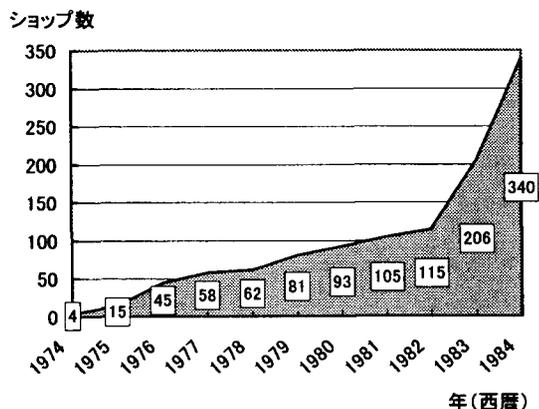


図-4 販売店数推移

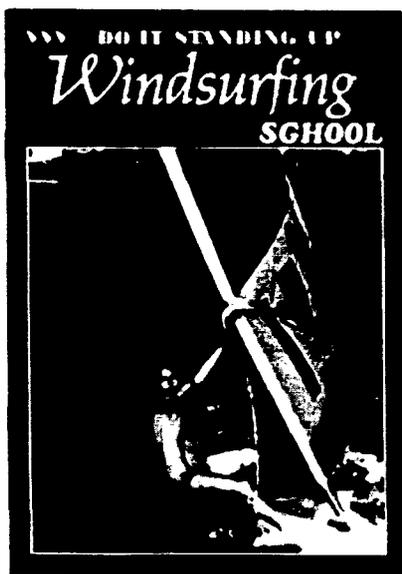


図-5 教則本表紙

種の参入により様々な趣味や興味を持つ者の目に触れ、結果的に愛好者を増やす機会となったのであろう。

JWA主催のインストラクション活動は1973年12月より週末・祝日に関東地方を中心に無料で行われた。販売店が発展するに従ってインストラクションを業務として行うようになったためJWAは1975年4月より正式にスクール制度を設け、JWA主催のものも有料化した。週末・祝日は1名1500円、平日は3000円、一日5時間の講習が基本であった。販売店もそれに準じていたが、指導は各フリートや販売店に任されており、時間や料金・内容がまちまちであった。その格差を是正するため、1976年4月より公認インストラクターを設置することで各スクールをJWA公認インターナショナルウインドサーフィンセーリングスクール (IWSS) と定めた。さらには、翌月より全国縦断ウインドサーフィンスクールと銘打ちキャンペーンを行い、内容や料金の統一化を計った²⁷⁾。教則本に則った正しいセーリングを指導することを目的とし、JWAはインストラクターの認定を行い、認定証を発行した。教則本の表紙を図-5に示す。なお販売店はスクールを設置するメリットとして講習艇の安価提供、スクールポスターやチラシの提供をJWAから受けられた²⁸⁾。またフリートを通じて一枚4000円で3枚綴りのトレーニングチケットが販売され、指導料がスクールの業務収入となった。販売店に併設されたスクールでは艇を購入することでスクール料金を無料にするなどのサービスも行われ、

愛好者の拡大を促した。

2) 指導者養成

指導者養成は、まず前述のJWAによる販売店への講習が挙げられる。発売当初は乗れるようになった者をインストラクターとして、その者がまた人に伝えていく方法であった。伊勢努は、指導のマニュアルを作り、段階的な指導法を用いた（後にファイブステップと呼ばれる）。また神奈川県逗子市の自宅を開放し、1974年に逗子ウインドサーフィンスクールとして全国から受講生を受け入れた。受講生の中にはインストラクターとなり、各地のスクールで指導を行う者も多かった。当時のJWA公認インストラクター資格には明確な基準がなく主観的な「滑れること」が技術面の条件であり、JWAへの書類申請により得られた²⁹⁾。明確なインストラクター規定が設けられたのは1976年である。JWAがインストラクター養成講習会を無料で開催した。ただし実費は自己負担、既存のインストラクターは書類申請のみであった。技量によって3日から1週間の養成講習会を受け認定証が発行された。1978年3月よりインストラクター資格試験講習会となり、実技筆記試験が行われた。同年、インストラクターマニュアルも完成した³⁰⁾。以後のJWA主催の養成講習会は年2回の開催となり、有料となった。通常は10～25%程度の合格率であり、例えば1978年は23%、1982年は33%であった³¹⁾。資格試験のレベルが上がるにつれて各スクールでスキルアップ講習会等が行われた。JWAは指導者資格制度を確立し、指導者を公認することで各スクールの指導内容や料金をコントロールした。

一方、文部省の主催で「海のスポーツ実技研修会」が1978年8月に石川県で開かれ、国立大学の教員など52名が参加した。ウインドサーフィン、スキューバ・ダイビング、水上スキーの3種目が実施され、JWAは指導員を派遣している³²⁾。このようにJWAは学校主催の講習会や集中講義などにも指導員を派遣し、学校教育への導入を促す活動を積極的に行った。

(4) 競技について

JWAはウインドサーフィンを単なるレジャースポーツとしてだけでなく、競技スポーツとして発展させたい意向を持ち、積極的に競技会を運営し、競技化を推

進した。競技会の開催は愛好者の競争心をあおり、また海に浮かび並んで帆走するウインドサーフィンの姿は人々の興味を集めた。

1974年3月にわずか18名の参加であったが、JWAの発足に伴い国内初の公式競技会を鎌倉由比ヶ浜で開催した。同年アメリカオンタリオ湖で行われた第一回ウインドサーファー世界選手権大会には、国内から2名(筧、当真)をJWAより派遣する。以後、毎年、世界選手権への派遣選考会を行い、上位入賞者が参加した。1974年11月に全日本選手権、1977年4月には全日本学生選手権を開催し、以後年一回、継続的にJWAの主催で開催する。競技規則はヨット競技に則り、一部変更し転用した。JWAは年間に約30競技会の主催と多数の競技会の後援を行い、競技振興に大きく貢献した。それに追従する形でフリートやメーカー主催の競技会が開催され、開催数は年々増加した。特に1983年には国内で446大会の開催が確認できる。なお当時の世界選手権におけるWSクラスの日本人選手の戦績はブイボールやタンデムフリースタイルで優勝、世界最長連続帆走距離記録を樹立するなどめざましかった。WSクラスはWS艇しか使用できないワンデザインクラスであるが、IWAの競技形態にならって従来のトライアングルレースに加え、フリースタイル、ロングディスタンス、スラロームなどバリエーションを増やし、競技内容に変化を持たせた。

一方、ファンボード³¹⁾(WS艇以外のボード)はパンナム・ハワイアン・ウインドサーフィンワールドカップ・レガッタ(PANAMカップ)などに出場した選手によって1979年に国内に持ち込まれた³²⁾。この頃のボードはカスタムボードではあるがセンターボードを持つロングボードであった。まず1979年11月にウェイブライディング選手権が茨城県で開催され、国内で初めてファンボードによるウェイブライディングとジャンピングが競われた。さらにレースにファンボードが用いられたのは1981年4月のジャパンオープンレガッタからである。この競技会ではWSクラスの他に特別艇クラスが設けられた。これ以前の競技会は性別・体重によるクラス分けだけで、使用する艇種によってクラス分けは見られない。なおセンターボードを持たないショートボードは、1980年後半に国内で使用されている³²⁾。ショートボードを用いた最初の競技会はプロ・アマオープン参加で行われた1982年9月のファン

ボードカップである。賞金200万円をかけ、イン・アウトとウェイブライディングが競われた。これらの競技会の開催はすべてJWAの主催である。まずはJWAによるルールづくりや運営体制が示され、それに沿った形でメーカーやフリートが競技会を次々に開催している。したがって導入当初から関わっているWS艇だけでなく、ファンボードについてもJWAによる競技体制の確立が行われたと言える。ただJWA主催の競技会はパテントの問題もあり、WSJに登録した用具のみが使用できた。よりスピードや扱いやすさを求める者達は他の艇を模索する。選手の要望に答え、カスタムボードを作ったり、輸入したりする業者が現れる。依然、パテント規制のため国内にファンボードは入りにくく、積極的に海外にでていくことで選手は新たな情報と技術を獲得した。

オープンクラスやファンボードの台頭に対応し、WSJは1980年5月よりカスタムボードを生産する8社と業務提携し、商品ラインナップを増やす。加えて1980年11月に「(株)ウインドサーフィンジャパン」と社名を変更し、JWAとともに事務局を渋谷区初台に移した。また1982年よりWSJは自社の販売ルートを使用することを条件に数社に輸入・販売のライセンスを与え、ラインナップを増やし、ファンボードの販売にも力を入れ、ユーザーのニーズに応えようとする。その一方で輸入ボードを扱うメーカーには販売権の取得と特許料の納入を、国内でカスタムボードを生産するメーカーには特許料の納入を強く要求した。こうしたWSJの動きに対抗するように、輸入ボードメーカーやセイリング関連企業20社が中心となって日本ボードセイリング協会(JBSA)を結成する³⁴⁾。JSBAの正式な発足は1983年4月であるが、1982年10月よりジャパンオープンボードセイリングレガッタなどの競技会を主催していた。ファンボードの普及、オープンクラス競技の活性化を目的とし、WSJに登録した用具以外の使用を認めた。このように用具を自由に選択できる競技ではセイリング技術と同時に用具の開発・性能を競うことになり、コンディションや用途に応じて用具が多様化する。企業と契約し、用具の開発と宣伝を主に行うプロセラーが1982年中頃より現れた³⁵⁾。

JWAはオリンピックへの選手派遣などの関係から、1981年2月にセイリング部門のナショナルオーソリティーである日本ヨット協会(JYA)に加盟する。合同行

事が開催され、ウインドグライダー級の世界選手権などへはJYAから選手を派遣した。JYAへの加盟を期にJWAはクラスの再編を行う。それまではWSクラスとその他のクラスであった艇種区分を、インターナショナルワンデザインクラスと、艇種によるD I・D II・D IIIに再編し、公表した³³⁾。この艇種区分はIYRUが1979年に定めたものである。ここで注目すべきはIYRUの動向に対し、およそ2年の開きがあったことである。加盟と艇種区分が遅れた原因としてWSJの強い影響力が考えられる。JWAは設立当時からWSJの敷地内にあり、1974年から1979年までWSJの代表がJWAの会長をかねており、WSJとともに普及活動を行ってきた。そのためWSJはJWAに強い影響力を持っていた。WSJはパテントの問題、WSIとの関係から特許料を納入しないカスタムボードやオープンクラスのボードの普及に消極的であった。法的手段に訴えているWSJやWSIとの関係から、それらの艇に対する対応が遅れたものと思われる。またこれを機にWSJの影響力から脱し、ウインドサーフィン全体を統括する本来の協会として立場を示したとも言える。

1983年12月にJWAは協会名称を日本ボードセーリング協会(JBSA)に変更する。1978年のIYRU年次総会で“Windsurfing”と商標である“Windsurfer”との用語の類似性から警告を受けたことと、IYRUが“Boardsailing”を使用していることによる変更であった³⁶⁾。しかし、この名称はすでに前述の他団体が使用していたため混乱を招いた。使用許可申請が行われたかどうかは不明であるが、同名に団体名称を変更するのは通常では考えられない。JWAから変更したJBSAは俗称で「旧JWA」と呼ばれ、JWAの名称はWSクラスを統轄する別団体として残った。結果として旧JWAがJBSAとして活動を続けた。1983年以後も販売艇数は増加し、フリート数は340を超え、愛好者が減少するようなことは見られない。また1983年以後のWS艇販売数の減少は、特許無効審判による影響が大きく、ファンボードが自由に取引できるようになったためだと思われる。したがってJWAの体制変更、名称変更がウインドサーフィンの定着と普及を阻害したとは考えられない。これまで見てきたようにJWAの活動はウインドサーフィン全体の普及、振興に大きく貢献している。だが方針や艇種の違いによって複数の協会や団体が設立され、それぞれの団体が全日本選

手権を開催したり、学生連盟が複数発足したりと選手登録や競技会開催、世界選手権派遣などで混乱は見られた³⁷⁾。このJWAとJBSAの重複が、それ以後に統括団体を多極化する一因になったものと思われる。

4. 結論

本稿よりウインドサーフィンが国内に定着していく過程について次のことが明らかになった。

- 1) 鈴木個人の輸入は1972年であった。パテントの調査ミスにより製造販売の時期を経たため、販売契約の締結が遅くなり、WSJは1974年1月よりウインドサーフィンを発売した。他国と比較して時期的に早いわけではない。しかし、その間の活動によって周囲の目に触れ、情報が伝わり、JWA設立の準備など普及のための地盤ができており、発売開始時には急速に広まった。
- 2) JWAは1974年1月のWSJ設立と同時に勝和機工の地下(東京都渋谷区)に作られた。ウインドサーフィンの普及、セーラーの育成、レース・競技会の運営、海外レースへの派遣などの活動が目的であった。
- 3) フリート制度は愛好者を増やし、仲間意識を強め、普及活動に強い影響を与えた。有名フリートのメンバーになることがステイタスにもなった。加えてセーラーの管理、安全対策としても役立った。フリートの設立は販売店、スクールの設置にも関連しており、後にJWAの公認フリートだけでなく、独自活動を行うフリートも見られるようになった。
- 4) 販売店はWSJのある関東エリアに限らず、全国に広まり、拠点となった。加えて販売店に併設されたスクールが普及を促した。JWAは愛好者に対する無料講習会を行い、販売店を対象に無料で指導者養成講習会を開催した。
- 5) JWAは積極的にウインドサーファークラスの競技会を開催した。WS艇以外の艇の普及により1979年よりファンボード、1982年よりショートボードを使用した競技会を主催し、競技体制の確立に努めた。JYAへの加盟、艇種によるカテゴリー分け、JBSAへの名称変更を行い、すべてのウインドサーフィンを統括する方針を示した。

註

註1) WS艇による競技会が大部分を占めていた頃は、それ以外のボードはファンボードと呼ばれた。この用語はヨーロッパで使われ始めたと言われているが、国や地域、年代によって意味の取り方に相違がみられる。また「ファンボード」が意味する範囲は徐々に変化し、国内でも見解が分かれている。その変化の過程は「WS艇以外のすべてのボード」、次に「ショートボードとロングボードを含むカスタムボード」、「レースを目的としないボード」、「ショートボード」へと時期は明確ではないが移り変わる。ショートボードがレースの主流となった1990年代前半にはほとんど使用されなくなった。ここでは、WS艇以外のボードを対象として述べることにする。

註2) それまでに、ショートボードを使用した例が国内でも幾例かあったが、サーフボードにセールをつけたようなもので、あまり実用的でなく普及しなかった。形状と工法の変化により操作性が向上し、海外の競技会では1980年前半からジャンピングやウエイブライディングで、使用されていた。ライディング可能という意味でショートボードの導入はこの頃であると考えられる。

註3) 国際ヨット競技連盟(IYRU)が1979年にインターナショナルワンデザインクラスとしてWS艇、ミストラル、ウインドグライダーを定めた。また艇の規格としてワンデザインクラスなどの艇をDⅠ(ディビジョンⅠ)、まだ普及していないボードやこれからデザインされるボードの指標となるように定められたDⅡ(ディビジョンⅡ)、タンデムボードやDⅡの規格に当てはまらないボードをDⅢ(ディビジョンⅢ)とした。ただしショートボードはヨット競技を行う艇として考えられておらず、どの艇種にも当てはまらない。

参考文献

1) 平野貴也, 我が国におけるウインドサーフィンの特許とオリンピック導入に関する研究, スポーツ産業学研究.11(2): 25, 2001
 2) 平野貴也・柳敏晴, ウインドサーフィンにおけるセールの変遷, スポーツ産業学研究10(1): 102, 2000
 3) 平野貴也, 我が国におけるウインドサーフィンの特許とオリンピック導入に関する研究, スポーツ産業学研究11(2): 36-37, 2001

4) 平野貴也・柳敏晴, ウインドサーフィンにおけるセールの変遷, スポーツ産業学研究10(1): 91, 2000
 5) 鈴木東英, MY WINDSURFING MEMORY ①, 月刊Hi-Wind 1982年9月号: 70-71, 1982
 6) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1974年7月号: 3, 1974
 7) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1976年5月号: 4, 1976
 8) 激変するかWサーフィン市場, スポーツ産業新報 1983年6月20日号: 1, 1983
 9) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1974年3月号: 1, 1974
 10) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1974年7月号: 1, 1974
 11) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS, 1975年5月号: 3, 1975
 12) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS, 1975年8月号: 1, 1975
 13) 「強風で4人行方不明 帆走サーフィン中に」, 朝日新聞(東京) 1982年9月4日: 1982
 14) 「荒波無謀 ウインドサーフィン」, 読売新聞(東京), 1982年9月4日, 1982
 15) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS, 1980年3月号: 2, 1980
 16) 全国フリート・ショップリスト, 月刊Hi-Wind, 1983年12月号: 118-125, 1983
 17) フリートリスト, 月刊Hi-Wind, 1988年4月号: 363-366, 1988
 18) 月刊Hi-Wind編集部, WSFくえすちゅん&あんさあ, 月刊Hi-Wind 1981年10月号: 121, 1981
 19) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS, 1976年2月号: 3, 1976
 20) 話題のウインドサーフィンを追って……, スポーツ産業新報 1982年2月1日: 15, 1982
 21) 野田陽二郎, Roots of Japanese Windsurfing The Third Story, Windsurfer 2000年4月号: 244, 2000
 22) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1976年2月号: 5, 1976
 23) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1977年1月号: 4, 1977
 24) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing

- NEWS 1974年7月号 : 2, 1974
- 25) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1974年9月号 : 4, 1974
- 26) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1974年10月号 : 4, 1974
- 27) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1976年2月号 : 5, 1976
- 28) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1976年4月号 : 1, 1976
- 29) 西村百合子・霜山厚・金上大輔, 日本のウインドサーフィンのルーツを探る第二話, Windsurfer 1999年8月号 : 86, 1999
- 30) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1978年4月号 : 4, 1978
- 31) 月刊Hi-Wind編集部, WSFQ & A, 月刊Hi-Wind 1982年7月号 : 109, 1982
- 32) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS 1978年8月号 : 2, 1978
- 33) Japanese Boardsailers at KAILUA BEACH, 月刊Hi-Wind 1981年6月号 : 40-47, 1981
- 34) 山本徹, WAY TO THE 84L.A. OLYMPIC - ② 月刊Hi-Wind 1984年4月号 : 120, 1984
- 35) 日本ウインドサーフィン協会, Windsurfing NEWS, 1978年9月号 : 1-2, 1978
- 36) 月刊Hi-Wind編集部, INFORMATION, 月刊Hi-Wind 1982年8月号 : 130-131, 1982
- 37) 月刊Hi-Wind編集部, INFORMATION, 月刊Hi-Wind 1984年5月号 : 182, 1984

〈学術論文:研究資料〉

休暇村の立地過程と野外レクリエーション空間構造及び利用形態の特徴

加 治 隆*

A Study on the Characteristics of Development Processes and Spatial Structures of the National Park Resort Villages, Japan

Takashi KAJI*

■摘要

自然公園の中で健全な保健休養を促進するために設置された休暇村の立地過程、空間構造と利用特性を明らかにするため、36ヶ所の全休暇村を対象に分析を行なった。その結果、①休暇村の土地は、当初国有地を予定したが確保できず、ほとんどの土地は地方公共団体等から提供されたため、未開発地で隔絶性高い地域に立地した。②休暇村は、宿舎、園地を中心にスキー場、キャンプ場などの組み合わせによる4タイプに分けられる。③開設以来、宿舎やフィールドを活用した独自の自然とのふれあい活動を行なっている。④休暇村利用者にアンケートを行ない、休暇村の環境、景観に関する評価を明らかにした。

Abstract

There are 36 National Park Resort Villages (NPRVs) in Japan. NPRVs are public resorts located in excellent nature spots in Natinal parks and Quasi National Parks, in which people can fully enjoy outdoor recreation on their holidays. An area of each NPRV is about 10 to 150 hectares and main facilities of NPRVs are lodges, picnic grounds, skiing grounds, camping grounds and interpretive trails, etc.

The object of this study is to show the characteristics of NPRV's development processes and their spatial structures. The results of this study are as follows.

(1) NPRVs are located exclusively close to excellent natural resources and are isolated from other developed recreational areas.

(2) NPRVs are classified into four basic types according to their basic composition of main facilities.

(3) Each NPRV is executing various interpretive programs since it was established.

Key words: 休暇村・集団施設地区・自然休養・自然探勝・自然学習・自然とのふれあい

*前 (財)休暇村協会 National Park Resort Villages of Japan
(受理日:2003年9月16日)

1. 研究の背景と目的

休暇村は、国立公園や国定公園の健全な利用促進を図る目的で、昭和36（1961）年から、当時の自然公園行政を担当していた厚生省（現在は環境省）の整備方針に基づいて造成が始まり、以来40年以上が経過し、これまで36カ所が開設されている。休暇村（当初は「国民休暇村」と称し、平成13（2001）年1月に「休暇村」と改称）は、十から百数十ヘクタールの土地に、宿泊施設を中心に各種の野外レクリエーション施設を集団的に整備した。国民が家族ずれで気軽に利用できる近代的な保健休養地である。休暇村の建設及び運営は、財団法人国民休暇村協会（現在は休暇村協会）が行ってきた。開設以来、休暇村利用者は着実に増加し、平成13年度には全休暇村の入り込み利用者数は、約444万7千人、宿泊者数は約159万6千人であった。

昭和30年代後半からの日本は、都市の発達に伴って都市人口が増加し、国民の日常生活圏における自然の減少が進行していった。また、昭和40年代、50年代と時代の推移とともに、国民の余暇の過ごし方が変化し、休暇村の利用動向も初期は低廉で快適な宿泊利用と有名な観光地への中継宿泊地としての利用から、次第に滞在日数も長い、自然の中を散策したり、自然観察を楽しむ場として利用されるようになった。

休暇村は、宿泊施設や園地^{註1)}などの休養施設を中心に、各休暇村の立地環境や自然資源によってスキー場、キャンプ場、水泳場^{註2)}などの施設で構成される、まとまりのある野外レクリエーション地である。自然とのふれあい活動^{註3)}は、主にこれら施設群を基盤に行なわれるが、休暇村をとりまくすぐれた環境や景観などの空間要素が、自然とのふれあい活動を推進するうえで重要な役割を果たしている。休暇村は立地環境を重視して施設整備は適地適施設に徹しており、休暇村の適切な運営管理は全国的な自然とのふれあい活動を推進する上で大きな意義がある。

休暇村における自然とのふれあいの場と活動の実態を、全国的に明確にした研究は行なわれていない。そのため、現在の活動実績を把握、整理し、問題点があればそれを明らかにし、同時に将来を考慮することは重要なことと考える。

そこで本研究は、まず休暇村の立地の目的や立地構造を解析し、その空間中で行なわれている野外レクリエーション及び自然とのふれあい活動の実態と特徴

を明らかにすること、また、休暇村の整備方向やふれあい活動のあり方を考察することを目的とする。

2. 研究対象と研究方法

研究対象は、全国36カ所の休暇村全てである。図-1に研究対象の所在地を示した。研究方法は、次の研究対象区分にしたがって行なった。

(1) 全休暇村

環境省、関係道県、財団法人休暇村協会等の文献調査と関係市町村の聞き取り調査を行ない、休暇村の誘致活動、開設の過程を整理する。一方、36の休暇村所在地ごとに現地調査を行ない、地形、景観特色、利用状況の資料収集と分類整理する。

(2) 個別休暇村（休暇村大山鏡ヶ成）

昭和37（1962）年、最初に開設された3休暇村のうち、大山隠岐国立公園大山地区に立地する「休暇村^{だいせんかがみがなる}大山鏡ヶ成」を選び、地形、植生、景観などの自然環境に関する実態調査を実施するとともに、休暇村利用者の環境や景観の評価についてアンケートを行なう。アンケートは平成14（2002）年10月に休暇村大山鏡ヶ成に宿泊する利用者200人にアンケート用紙を手渡し、回答を得た。アンケートの調査内容は以下の5設問とした。

- ① 休暇村の環境や景観に関する認識と評価
- ② 休暇村内の野鳥や昆虫などのとの出会い、頻度
- ③ 印象に残った草花、樹木（自由記述）
- ④ 休暇村の身近な景観の認識・評価
- ⑤ 休暇村周辺の景観ポイントの認識・評価

3. 休暇村の全体構造

(1) 立地の展開過程

昭和35（1960）年5月、当時自然公園行政を担当していた厚生省は、昭和36年予算要求のアピールとして「国民休暇村計画」を発表した¹⁾。発表された内容は、全国に22カ所の「国民休暇村」を5カ年で整備しようとするものである。計画予定地は、「支笏洞爺、磐梯朝日、日光、上信越高原、中部山岳（黒部・乗鞍）、富士五湖方面2カ所、西伊豆、吉野熊野、大山、瀬戸内海（大久野島）、阿蘇、霧島の国立公園のうち14カ所、他に国定公園は8カ所（未定）」である。建設と運営は新たに設立する「国立公園事業団」が行なうというものであった。

図-1 休暇村の所在地



1	支笏湖 (支笏湖国定公園)	13	佐渡 (佐渡勢彦米山国定公園)	25	南紀勝浦 (吉野県国定公園)
2	岩手磐梯温泉 (十和田八幡国定公園)	14	乗鞍高原 (中部山岳国定公園)	26	大山崎少成 (大山崎国定公園)
3	熊中宮古 (熊中海岸国定公園)	15	南伊豆 (富士箱根伊豆国定公園)	27	霧山高原 (大山崎国定公園)
4	田代湖高原 (十和田八幡国定公園)	16	富士 (富士箱根伊豆国定公園)	28	大久野島 (瀬戸内海国定公園)
5	気山沼大島 (熊中海岸国定公園)	17	伊良湖 (三河南国定公園)	29	吾妻山 (比叡道後帝釈国定公園)
6	羽黒 (磐梯朝日国定公園)	18	茶臼山高原 (天竜奥三河国定公園)	30	帝釈峽 (比叡道後帝釈国定公園)
7	磐梯高原 (磐梯朝日国定公園)	19	能登千里浜 (能登半島国定公園)	31	瀧城五色台 (瀬戸内海国定公園)
8	那須 (日光国定公園)	20	越前三国 (越前加賀海岸国定公園)	32	瀬戸内真子 (瀬戸内海国定公園)
9	日光湯元 (日光国定公園)	21	近江八幡 (琵琶湖国定公園)	33	志賀島 (松嶺国定公園)
10	霧氷高原 (上信越高原国定公園)	22	南波路 (瀬戸内海国定公園)	34	雲仙 (雲仙天草国定公園)
11	龍山 (南房総国定公園)	23	竹野海岸 (山陰海岸国定公園)	35	南阿蘇 (阿蘇くじゅう国定公園)
12	妙高 (上信越高原国定公園)	24	紀州加太 (瀬戸内海国定公園)	36	指宿 (霧島屋久国定公園)

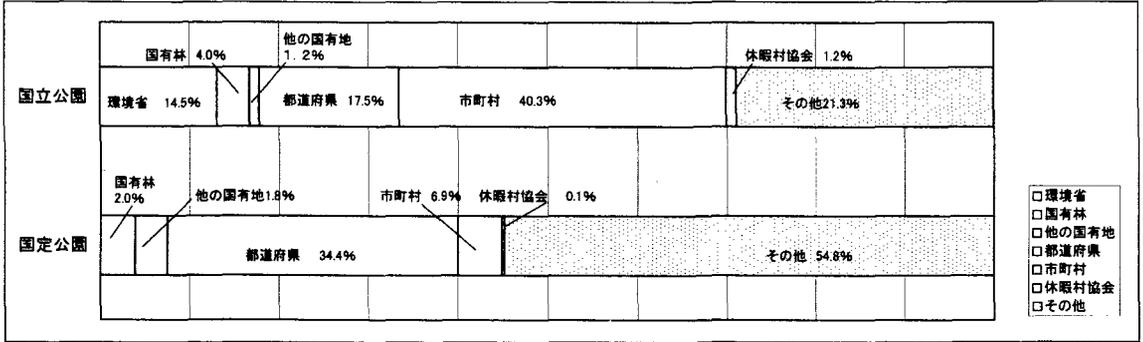
平成15(2003)年9月1日現在

表-1 休暇村(総合)1カ所の計画

(1)規模	イ 面積	50ha~200ha	
	ロ 事業費	3~4億円	
(2)施設の種類の等	ハ 宿泊収容力	1日 800~2,000人	
	ニ 年間延利用者数	35万人	
	種 類	収 容 人 員	料 金
	国民宿舎	300人収容のもの2~3棟	1泊2食付 500円
	ケビン	8人収容のもの40~50棟	1泊 150円
	野営場	100人~500人	
	スキー場		
	ロープウェイ		
	スキーリフト		
(3)設置場所の 具備すべき条件	イ	付近一帯の自然景観がすぐれており、かつ地況が多衆を収容する施設に適していること。	
	ロ	土地が厚生省の所管地であるか、または、所管換えが予定されているところであること。	
	ハ	交通が便利で、大都市または地方基幹都市よりの利用が多数見込まれること。	
	ニ	登山、キャンピング、温泉浴、スキー、舟遊等が可能であること。	
	ホ	施設の計画的整備が可能であること。	

出典：厚生省「国民休暇村—その計画の概要—」：昭和35(1960)年9月

図-2 休暇村区域の土地所有区分



（休暇村協会資料より作成）

計画が発表されると、全国各地から休暇村設置の誘致運動が活発に行われた。厚生省は、表-1に示す計画基準を定め、特に、建設用地は、理想的な自然公園の利用拠点（集団施設地区）を整備するため、自然環境にすぐれ、大都市からも近い、まとまりのある土地を求めた。原則として土地は厚生省所管地又は所管換えが可能な国有地の確保を条件とした。しかし、現実には国有地の確保は困難で、図-2に示すように、国立公園内休暇村区域の国有地の割合は19.7%、都道府県、市町村の土地が57.8%を占め、国定公園にあっては国有地の割合は3.8%にすぎず、都道府県、市町村の土地が41.3%に及んでいる。このように地方公共団体所有地の割合が多い理由は、休暇村の立地を地域の重要な観光振興策と捉え、積極的な土地提供を行なったためと考えられる。したがって、土地所有区分図を見るかぎり、土地を選ぶというよりは地元が提供する土地に立地をせざるを得なかったのである。その結果、休暇村は既存の宿泊施設群から独立し隔絶した未開の

地に立地することになった。²⁾

昭和37(1962)年4月、厚生省は「裏磐梯、鹿沢、館山、鈴蘭、近江八幡、南淡、加太、鏡ヶ成、蒜山、大久野島」の10ヶ所を第1次「国民休暇村」として指定した。当初計画された「国立公園事業団」の設立が予算要求の段階で認められなかったため、昭和36(1961)年12月に財団法人国民休暇村協会が設立され、この協会が有料施設（宿泊施設等）を、厚生省、関係道県が道路・駐車場等の公共施設を整備することになった。

昭和37(1962)年7月、休暇村第1号として琵琶湖国定公園内の「近江八幡国民休暇村」が開設され、続いて大山鏡ヶ成、鹿沢高原と開設が続き、昭和46(1965)年までの4年間に毎年3~5ヶ所の休暇村が建設された。その後毎年1ヶ所づつ開設され、昭和44(1969)年までに当初計画した設置数に近い20ヶ所の休暇村整備が完了した。(表-2)

しかし、休暇村の経営は、遠隔地にあってアクセス

表-2 休暇村の開設経緯

年度	国立公園	国定公園	開設数
第1期 1962	大山鏡ヶ成・鹿沢高原	近江八幡	20
1963	南淡路・紀州加太・大久野島		
1964	蒜山高原・乗鞍高原	館山・志賀島	
1965	磐梯高原		
	指宿・妙高・岩手網張温泉		
1966~69	田沢湖高原・瀬戸内東予 南紀勝浦・讃岐五色台・南伊豆	伊良湖	
第2期 1971	那須	能登千里浜	12
1974	陸中宮古・雲仙	帝釈峽	
1975	羽黒		
1976~79	南阿蘇・支笏湖・気仙沼大島 竹野海岸		
1980		吾妻山・茶臼山高原	4
第3期 1994~96	日光湯元・越前三国	佐渡	
2000	富士		
	26	10	36

も不十分な立地環境が影響して予想外の厳しいものとなった。昭和40(1965)年までに、すでに16カ所の休暇村で宿泊施設等の有料施設が経営されていたが、道路改良等公共施設の整備の遅れ、利用の低迷などによって所期の経営目標に達せず、目標達成までの対策として、利用人口の多い大都市に近接した地域に、国民休暇村協会独自で宿泊施設のみを数カ所整備し、経営の改善を図る努力が行なわれた。休暇村南紀勝浦は、こうした構想によって開設された休暇村で、自然公園の計画上「集団施設地区」ではなく「単独施設地区(宿舎)」として整備された。

第2期の整備は、自然公園行政が厚生省から環境庁(現在環境省)に移り、国民休暇村の所管も環境庁になり、1970年代の自然環境の保全を図りながら適正利用を推進するという時代背景のもとに全国的な立地が展開されていった。昭和52(1977)年に休暇村支笏湖が開設され、沖縄を除く全国各地に休暇村が開設された。

第1期及び第2期に開設された休暇村の分布状況は、北海道(1カ所)、東北(6カ所)、関東(2カ所)、中部・北陸(7カ所)、近畿(5カ所)、中国・四国(7カ所)、九州(4カ所)の合計32カ所となり、ほぼ、日本列島の様々な自然にふれあうことのできる休暇村ネットワークが形成された。

この全国的な休暇村整備後の昭和56(1981)年以降を、第3期整備期と区分することができる。第3期に入ると、環境庁の自然公園事業費の伸び悩みや、休暇村経営状況が厳しいために立地の計画目標を設定することは困難で、具体的な立地に当たっては個別に整備効果を検討し、整備効果が良いと判断したところから整備を進めた。平成6(1994)年から平成12(2000)年までに4カ所の休暇村が開設された。平成12(2000)年7月、休暇村富士の開設以来、新規開設の計画は発表されていない。

(2) 休暇村の自然利用形態

休暇村における野外レクリエーションや自然とのふれあい活動について、自然との関わり方や形態を明らかにするために、活動種目別に自然との接触度やその影響の度合を分析した。

図-3に示されるように休暇村における活動種目はおよそ52種目^{※4)}である。自然との接触度が大きく、自然への影響が少ない領域に含まれるものは52種目う

ち25種目で全体の約半数を占めている。休暇村における活動は自然が豊かな環境の中で自然との接触度が高く、しかも自然への影響が少ないことがわかる。テニス、夏山リフト登山ツーリングなど、自然接触度が小さく、自然への影響が大きい活動もあるが、これらは大都市近郊の休暇村でみられる。

(3) 休暇村の中心施設による休暇村分類

休暇村には、宿舎、園地などの休養施設のほか、スキー場、キャンプ場、水泳場など野外レクリエーション施設が、各休暇村の立地環境に応じて整備されている。

各休暇村の基盤施設として共通して設けられる施設は、「宿舎」と「園地」である。この中心施設にスキー場、キャンプ場、水泳場などが加えられて休暇村を構成する。休暇村の中心施設に付属する野外レクリエーション施設との組み合わせに基づいて区分すると、図-4に示すとおり4種類のタイプに分類することができる。

タイプA(宿舎・園地・スキー場・キャンプ場)

スキー場を中心にキャンプ場をもつ休暇村は13カ所あり、全体の約4割を占める。春夏秋冬を通じて利用のできる総合的な休暇村である。スキー場は家族利用のためのロープトウや本格的スキーヤーのためのゲレンデスキー場、長距離リフトが整備されている。岩手網張温泉、田沢湖高原、乗鞍高原、大山鏡ヶ成、蒜山高原などがこのタイプである。

タイプB(宿舎・園地・キャンプ場)

キャンプ場は宿舎、園地に次ぐ基盤的な施設で31カ所の休暇村にある。このうち宿舎、園地に単独にキャンプ場のみが付帯する休暇村は9ヶ所で、山地や山麓部に立地する休暇村に整備されている。

休暇村のキャンプ場は、公共施設として環境省や関係道県によって整備され、管理運営を財団法人休暇村協会が行なっている。当初のキャンプ場は林間のサイトにテントを張るものであったが、平成に入ってオートキャンプが盛になると、休暇村のキャンプ場も新たな対応が求められ、オートキャンプ場の整備が進みつつある。平成5年度から環境庁の環境に配慮したエコロジーキャンプが導入され、家族が自然とふれあいながら快適なキャンプが行なわれている。南淡路、富士、帝釈峽などがこのタイプにはいる。

タイプC(宿舎・園地・キャンプ場・水泳場)

図-3 休暇村の自然利用形態の分析と活動種目

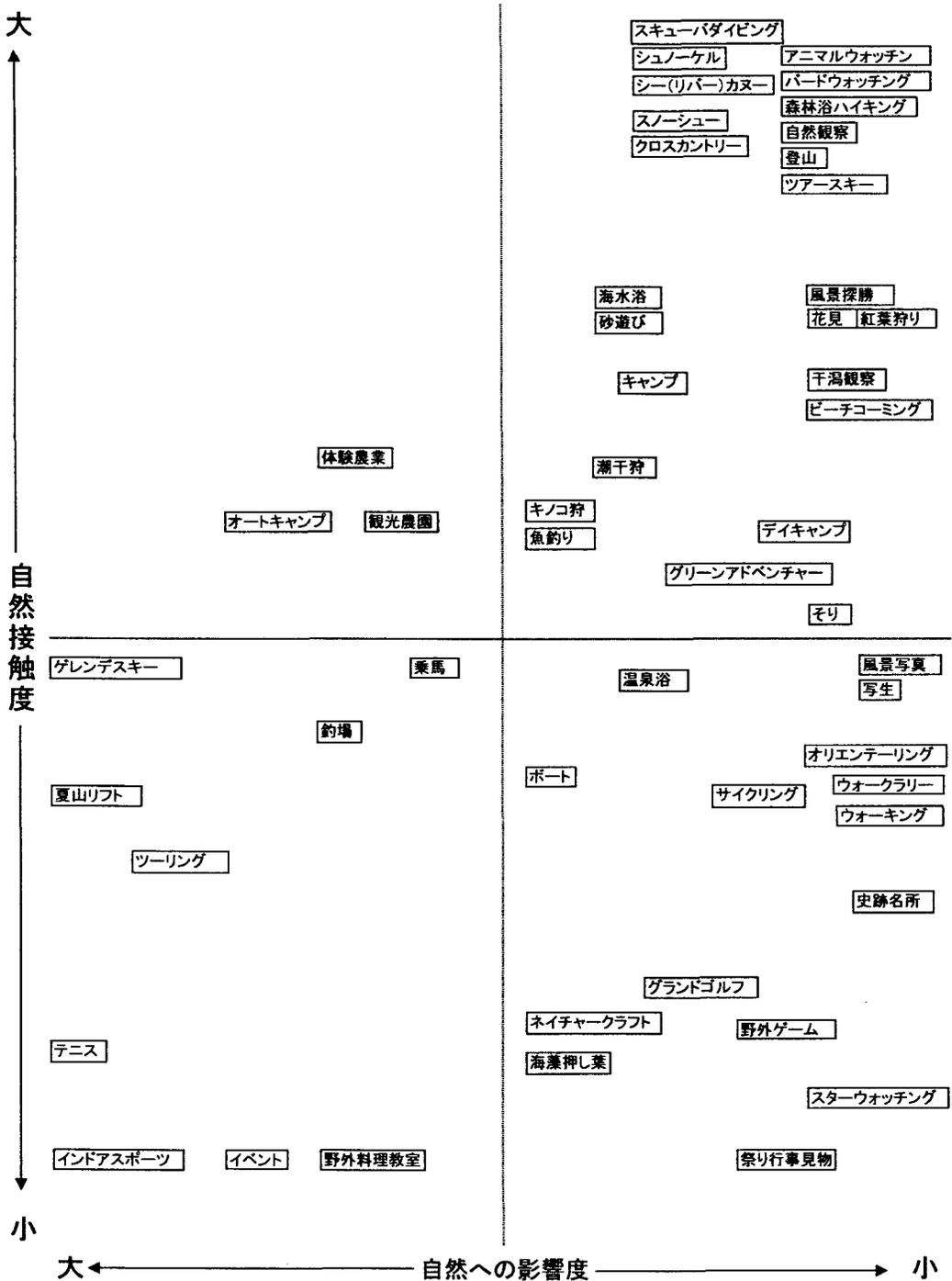


図-4 休暇村の空間構造

施設形態			自然環境形態					立地標高 (m) (<small>宿舎位置</small>)	休暇村設置数																										
			山頂	斜面	谷底	平原	海(湖)辺																												
タイプ	基盤施設	レクリエーション施設																																	
A	宿舎 園地	スキー場 キャンプ場		[14]	[09]			1,600	13																										
			[18]	[10]				1,300																											
				[08][29]	[26]			1,000																											
				[02][04]		[07]		700																											
				[12]	[06]	[27]		400																											
						100																													
B	宿舎 園地	キャンプ場		[16][35]				700	9																										
			[31]			[30]		400																											
				[01]		[34]		100																											
			[13][22]					50																											
								10																											
						[17]	5																												
C	宿舎 園地	キャンプ場 水泳場						400	9																										
			[23][24]				[03][21]	100																											
			[32]					50																											
							[19][20]	10																											
							[28][36]	5																											
						0																													
D	宿舎 園地	水泳場						100	5																										
							[25]	50																											
							[05][33]	10																											
							[11][15]	5																											
								0																											
休暇村設置数			7	10	3	4	12		36																										
01 支笏湖	07 磐梯高原	13 佐 渡	19 能登千里浜	25 南紀勝浦	31 讃岐五色台	02 岩手綱張温泉	08 那 須	14 乗鞍高原	20 越前三国	26 大山鏡ヶ成	32 瀬戸内東予	03 陸中宮古	09 日光湯元	15 南伊豆	21 近江八幡	27 蘇山高原	33 志賀島	04 田沢湖高原	10 鹿沢高原	16 富 士	22 南淡路	28 大久野山	34 雲 仙	05 気仙沼大島	11 館 山	17 伊良湖	23 竹野海岸	29 吾妻山	35 南阿蘇	06 羽 黒	12 妙 高	18 茶臼山高原	24 紀州加太	30 帝釈峽	36 指 宿

水泳場もスキー場と同様に高い属地性が求められ、砂浜、水質、水深など水泳に適する水泳場が選定されている。水泳場とキャンプ場を併せもつ休暇村は9カ所である。紀州加太、能登千里浜、大久野島などがこのタイプに入る。

タイプD（宿舎・園地・水泳場）

水泳場が単独で付帯する休暇村は5カ所である。これらの休暇村はおおむね大都市近郊にある。休暇村の利用は夏季に集中するが、水泳場は年間を通して自然休養の場として重要な役割を果たしている。館山、南伊豆、志賀島などがこのタイプに入る。

4. 休暇村大山鏡ヶ成の景観構造と利用

大山隠岐国立公園大山地区にある休暇村大山鏡ヶ成は、休暇村近江八幡に次いで二番目の休暇村として昭和37（1962）年11月に開設した。

休暇村大山鏡ヶ成は、大山（標高1,792m）の南東約5kmの鏡ヶ成に立地している。鏡ヶ成地区は休暇村が整備される以前は未開発の森林原野で、全域が江府町町有地であることから、江府町と鳥取県は早くから鏡ヶ成を南大山の観光地とするため、積極的に休暇村の誘致を厚生省に働きかけた。

鏡ヶ成地区は、昭和31（1956）年6月に大山隠岐国立公園の公園計画に基づいて集団施設地区に指定された。その後、昭和37年に第1次「国民休暇村」に指定されると、集団施設地区を「休暇村」として整備するため、休暇村大山鏡ヶ成詳細計画（図-5）が立案され、順次、施設の整備が進められた。

休暇村大山鏡ヶ成は、宿舎、園地、スキー場、キャンプ場をもち、通年、野外レクリエーション活動が可能な総合的な休暇村である。

図-5 休暇村大山鏡ヶ成詳細計画図
[大山隠岐国立公園・鏡ヶ成集団施設地区]

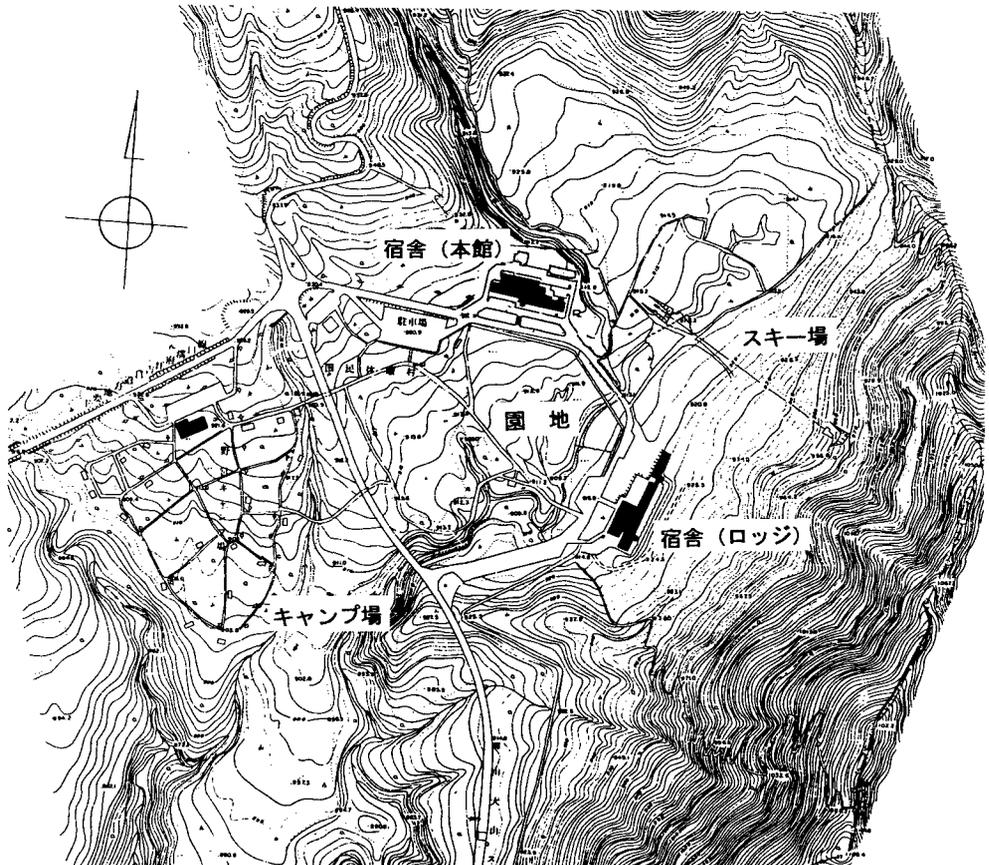
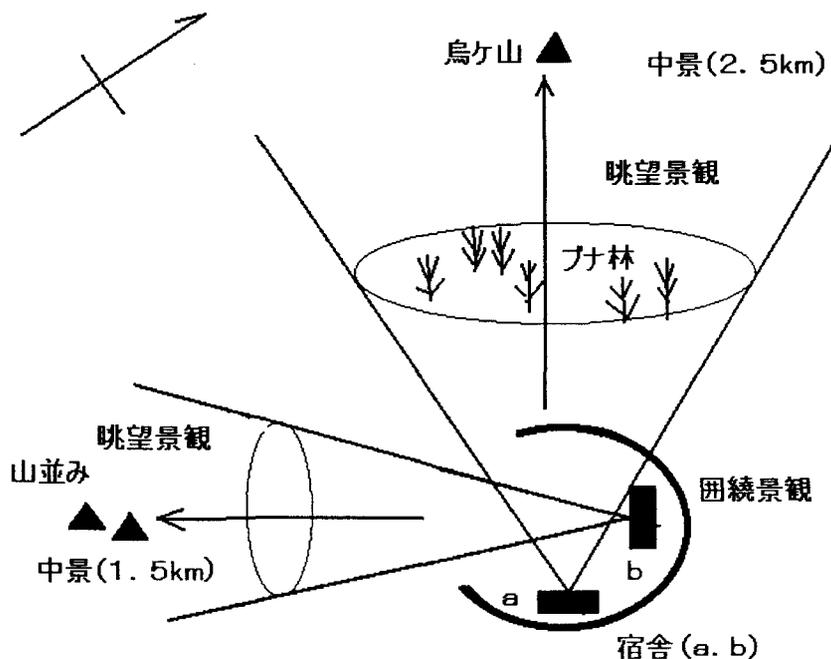


図-6 大山鏡ヶ成の景観構成概念図



(1) 景観構成

休暇村大山鏡ヶ成の景観分析を行なった。

1) 眺望景観

休暇村の主要な眺望方向は、図-6に示すとおり北西と南西の2方向である。利用者が最も集中する宿舎を「視点場」として、この地点から眺望できる対象は次ぎのとおりである。

視点場・宿舎(a)からの眺望は、北西方向に、芝生の広場、ササ草原、ブナ林、スギの木立、切り立った岩壁をもつ烏ヶ山が眺望することができる。烏ヶ山は標高1,448m、視点場からの距離は2,350m、宿舎の位置との比高は450m、垂直視角は18度である。山頂部は鋭角で緊張感のある山岳景観をみせる。この烏ヶ山を中心とする水平視角の広がり60度で、豊かな開放感のある景観が広がっている。^{※註5)}

次ぎに、視点場・宿舎(b)からは、南西方向に緩やかな山並みが眺望できる。山並み山頂部までの視点場からの距離は1.5km、垂直視角は5度、水平視角は50度である。宿舎からの眺望は中景^{※註6)}で、やや開放感はないが、身近で親しみやすい景観となっている。

2) 周囲景観

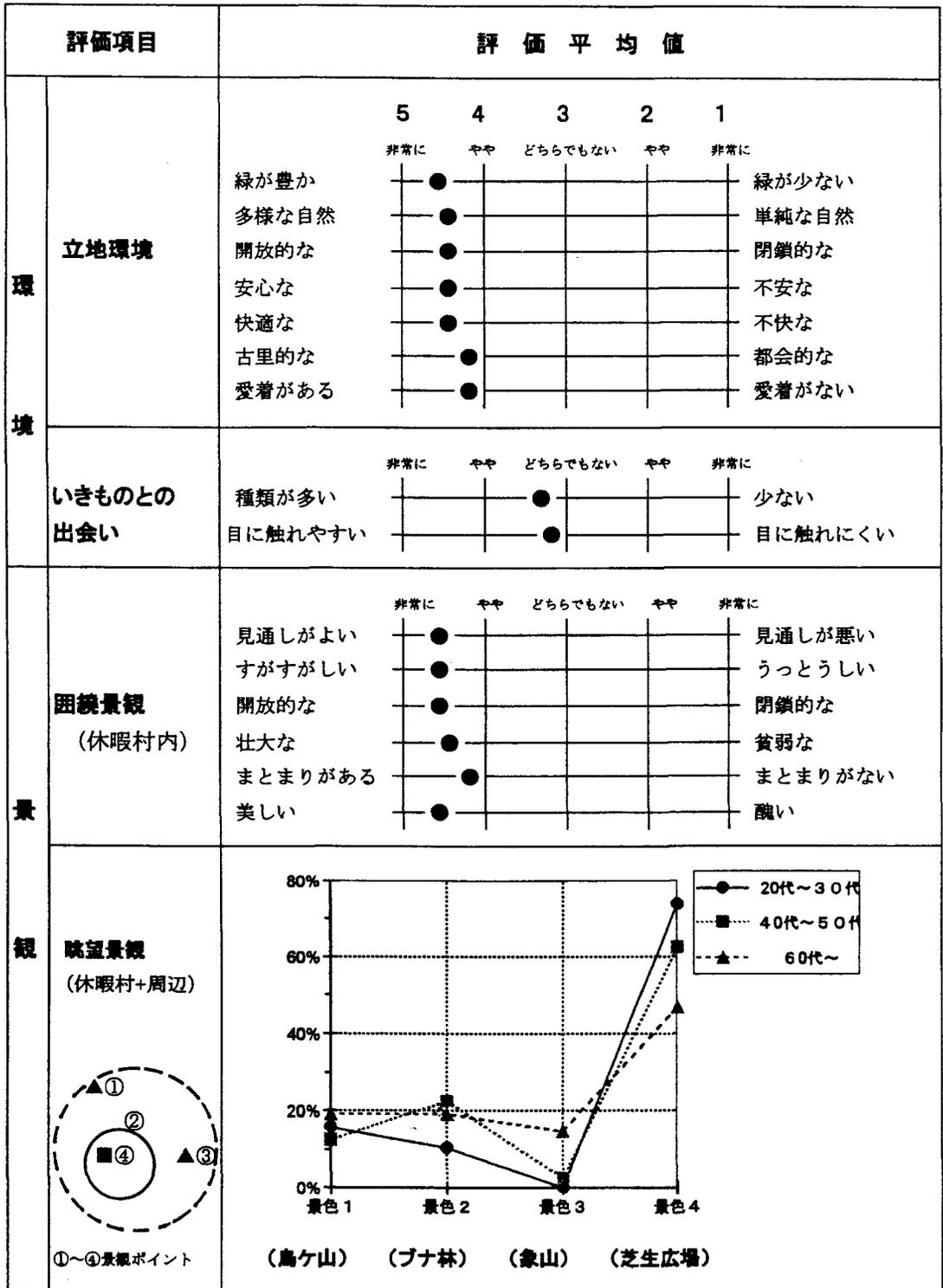
「鏡ヶ成」の名は、烏ヶ山、象山、擬宝珠山に囲まれた平らな地形に由来している。宿舎中心とする北西2,350mに烏ヶ山、北750mに象山(1,085m)、南東500mには擬宝珠山(1,109m)が連なり、これらを結ぶ山稜が芝生地、ササ原、湿地の平坦地、山麓緩斜面のブナ林を囲んでいる。しかし、南西部の山並は低い位置にあり見通しがよいため、全体として囲まれているものの開放感のある周囲景観^{※註7)}を形成している。

(2) 利用者による景観評価

休暇村利用者を対象に外部空間に関するアンケート調査を実施した。アンケート項目については既往研究³⁾を参考に設定した。

設定項目は、① 休暇村の全体印象(7項目5段階評価)、② 休暇村の生きものとの出会い(2項目5段階評価・1項目は自由記述)、③ 休暇村内の景観認識(5段階評価)、④ 休暇村及び周辺の景観ポイントの選定(4ヶ所の景観評価)である。アンケート用紙は、宿舎利用者のチェックイン時にフロントで手渡し、チェックアウト時に回収した。アンケートの実施時期は平成

図-7 休暇村大山鏡ヶ成の環境等に関する質問項目の平均値



14 (2002) 年10月で、配布数200通、回収数は190通で回収率95%である。結果を図-7に示した。図-7から得られる休暇村外部空間の評価は以下のとおりである。

① 立地環境に関する項目の平均評価値はほとんどの項目で4を越え、利用者は休暇村の環境を、緑が多く安全で快適性に富むと感じている。土地に対する愛着や古里性の評価が他の項目に比較して低いのは、宿舍周辺はほとんど自然林であり、人工林や農地など日常生活で見慣れているものがないためであろう。

② 休暇村内で目に触れ、鳴き声を聴く生きものとの出会いや印象は、やや低い評価となっている。アンケートの実施時が10月で高地の鏡ヶ成では野鳥や昆虫の行動が鈍くなっていること、回答者の多くが宿舍に近い芝生地やササ原をなど比較的生物相の少ない場所を散策しているためである。自由記述では、マツムシソウ、リンドウ、センブリなどの草花、ススキ、チマキザサ、落葉樹のブナ、クヌギなどが挙げられており、この地域の自然植生の特徴を的確に把握していることがうかがえる。

③ 囲繞景観では、地形的には囲まれた環境にありながら、見通し、開放性、すがすがしさの項目では4.5以上と高い評価となっている。鏡ヶ成は盆地状の地

形ではあるが、休暇村の南西部が開けていること、中央部の芝生広場が広大であることによるものと判断できる。

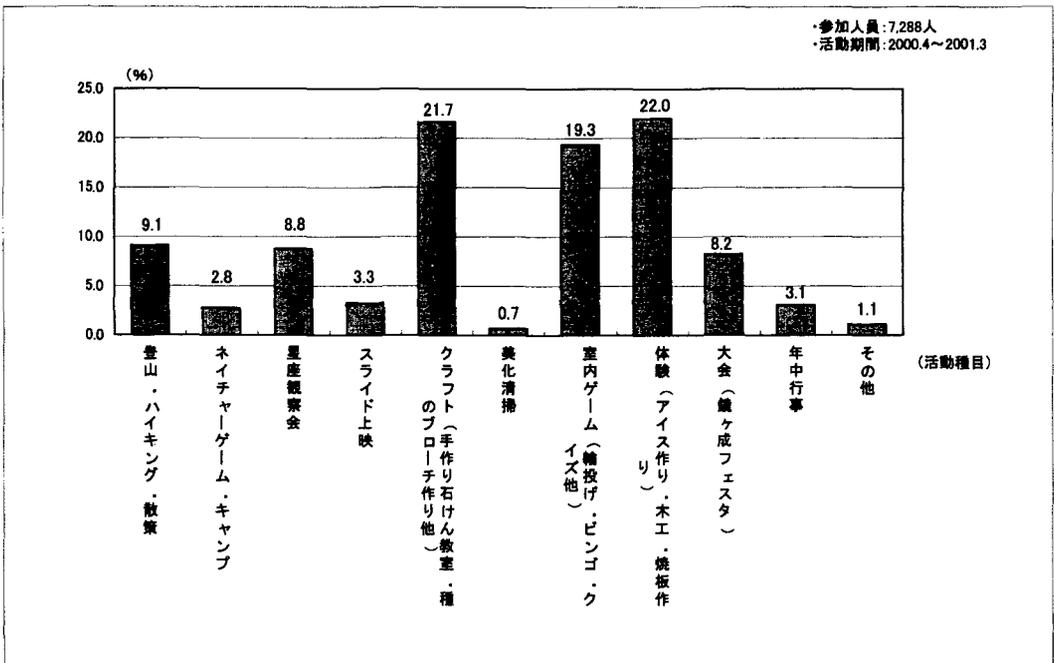
④ 眺望景観の評価については、あらかじめ景観ポイント4カ所をアンケート用紙にある地図に記入し、その中から最も印象に残る1カ所を選ぶ方法で行った。その結果、回答者の約60%が中央部の芝生広場を選び、特に、20代～30代の利用者は74%と高い数値を示している。ブナ林、烏ヶ山を選んだ利用者は、芝生広場を選んだ人の3分の1程度であり、象山の場合はさらに低い数値となっている。利用者にとって、身近にある景観ポイントほど印象度が高いことを示している。

(3) 自然とのふれあい活動と利用状況

休暇村大山鏡ヶ成の自然とのふれあい活動状況は図-8に示すとおりで、登山、ハイキング・散策、星座観察会や屋内におけるハンドクラフト、ゲームなどが行なわれている。平成12(2000)年度に、これらの活動に参加した人は7,288人(図-8)で、同休暇村の入り込み利用者数117,730人の6.2%である。

① 野外の自然探勝や観察は、セルフガイドシステムによって行なわれている。利用者は、フロントに置かれている「自然の小径」という冊子を持って自然の小径と命名された園路を散策する。距離は約1kmで、

図-8 大山鏡ヶ成：自然とのふれあい活動種目別参加者内訳



150mおきにある解説板の説明で自然を理解し、約30分で一周することができる。自然の小径は早朝の自然観察会、夜の星座観察会にも利用される。自然の小径の特徴は、平坦な土地を選び整備されているため歩きやすく安全で、安心して自然とのふれあい活動ができる。

② ハンドクラフトなど「ものづくり」体験活動は、主に屋内で行なわれ、全体の約44%を占めている。参加者は学校団体の児童生徒が多く、高地のきびしい気象条件もあって宿舎の集会室などを利用して行なわれている。ゲームの企画や指導は休暇村のスタッフがあ

たり、スタッフの中にはインストラクターの有資格者が数名いてスタッフをサポートしている。

③ 休暇村大山鏡ヶ成では、開設以来、観察会の案内・解説、室内のゲームやハンドクラフトなどの体験指導を休暇村業務の一環として職員が行なってきた。そのためスタッフは指導者研修に参加するなど自己能力の向上を図りつつ行ってきたが、日常業務の中での活動では十分な時間も取れず、人的な不足もあってふれあい活動は十分に行われているとはいいがたい。⁴⁾ また、活動内容もゲーム、観察、体験といった自然休養、自然探勝型の活動が中心で、最近、利用者ニーズ

表-3 休暇村ウォーキングコース

	ふれあいのみち		自然の小径				備考
	長(km)	短(km)	距離(km)	時間(分)	解説板等	積雪期	
支笏湖	12	2	4	90	7	12月初～4月中	
岩手網張温泉	14.7	12.9	1.8	60	8	12月中～4月上	
陸中宮古	15	10	2	60	15		
田沢湖高原	15	10	2	60	12	12月中～4月中	
気仙沼大島	15	10	2	60	8		
羽黒	14	10	1.5	40	9	12月～3月	
磐梯高原	10	8	3	60	9	12月中～4月下	
那須	15	10	1	30	10	11月中～4月下	
日光湯元	15	—	3	60	8	12月上～4月末	
鹿沢高原	19	13	2	40	6	11月中～5月中	自然の小径 かえでの小径
			2	40	10		
館山	17	11	2.3	60	6		
妙高	15	10	2	90	7	12月中～5月下	
佐渡	—	—	—	—	—		
乗鞍高原	10	7	5	90	8	11月中～5月中	
南伊豆	15	10	5	80	8		
富士	15	10	4	60	10		
伊良湖	16	5	2	30	12		
茶臼山高原	2.5	1.9	1	15	7	1月中～3月上	
能登千里浜	15	10	2	60	10	1月上～2月末	
越前三国	10.4	6.4	2.3	60	10		
近江八幡	15	7	2	90	7		
南淡路	14	8.5	1	40	10		
竹野海岸	15	10	5	80	11		
紀州加太	15	10	1.5	60	11		
南紀勝浦	—	7	9	180	5		
大山鏡ヶ成	14.5	10	1	30	7	12月下～3月下	
蒜山高原	15	10	4	90	7	12月末～4月中	
大久野島	16	11	3.4	50	10		
吾妻山	15	10	2	60	10	12月中～3月中	
帝釈峽	15	10	3	50	7		
讃岐五色台	20	15	2	60	10		
瀬戸内東予	14	11	2.5	90	8		桜井海岸コース 歴史ロマンコース
	14	11					
志賀島	15	10	1.7	40	10		
雲仙	15	10	1.5	40	8		
南阿蘇	15	10	2	60	10		
指宿	16.1	12.1	3	40	10		

の多い自然学習型の活動はほとんど見当たらない。

④ 最近、休暇村周辺の地域の自然、文化、歴史、行事などを探訪するウォーキングコース「ふれあいのみち」(表-3)が設けられた。コースは14.5kmと10kmの2コースがあり、コースを利用して地域の自然や文化を楽しむ利用者が増加する傾向にある。

5. まとめと展望

36カ所の全休暇村及び個別休暇村を対象にした立地、施設、利用等に関する研究で得られた結果を以下にまとめる。

① 休暇村は、第1期から第3期にわたって計画的に整備されてきたことが確認された。第1期は、1960年代のはじめ、まず10カ所が指定され、その後順次追加指定が行なわれ、1960年代末までに20カ所の休暇村を開設した。第2期は1970年代で、北海道の支笏湖畔など12カ所が開設され、これによって沖縄を除く日本列島のほぼ全域に32カ所の休暇村が立地した。第3期は、公共事業費の伸び悩み、厳しい休暇村経営状況から適地は慎重に選ばれ、1981年から2000年までの20年間に4カ所の開設に止まった。

② 休暇村の立地環境の特徴は、日光湯元等数カ所の休暇村を除いて、ほとんど既存の宿泊施設群から離れ、独立し、しかも、自然景観資源に過度に接近して立地していることを確認した。その要因は、当初、計画用地は厚生省所管地等の国有地を対象としていたが適地は少なく、地方公共団体の土地提供を受けざるを得なかったからである。その事情を休暇村の土地所有形態の分析によって明らかにした。

③ 休暇村の空間構造について全村を比較検討した結果、全休暇村には共通して宿舍と園地があり、この基盤となる施設に各休暇村固有のレクリエーション施設が加わって総合的な野外レクリエーション地が形成されていることを明らかにした。そして、宿舍と園地に、スキー場、キャンプ場、水泳場の組み合わせによって、4つの形態に分類することができた。

④ 休暇村大山鏡ヶ成における利用者の環境や景観の認識・評価に関するアンケート調査を行なった結果、利用者は、自然豊かな開放的で安心できる快適な空間に満足感をもっていることが明らかになった。また、印象の大きさを定量的に把握することができた。

⑤ 大山鏡ヶ成における自然とのふれあい活動は早

い時期から行なわれてきたことを明らかにした。しかし、自然探勝や体験活動が主で、自然学習など多様な活動が行なわれていないことも把握できた。また、活動の企画、実施頻度、支援体制などについて早急に整備する必要が認められた。

本研究では、休暇村の立地過程、野外レクリエーション空間構造、自然とのふれあい活動の実態を解析し、その特徴を把握することができたが、今後は、自然利用拠点としての休暇村本来の機能的役割のあり方と方向、多様なふれあい活動の手法開発、休暇村と周辺地域の自然景観、歴史文化、産業を一体的に利用するネットワーク構築方法などの研究が必要である。

謝辞

本研究を進めるにあたり、前千葉大学教授油井正昭氏にご指導頂くとともに、現地調査に当たっては全休暇村の担当者の方々に協力を頂いた。また、休暇村大山鏡ヶ成の職員の方々に景観評価に関するアンケート調査にご協力頂いた。ここに記して謝意を表します。

補注1) 自然公園の施設用語で、公園利用者の散策、ピクニック、風景観賞等自然との積極的な触れあいを図るために設けられる施設(園路、芝生地等)で、一定の土地の広がりをもつものをいう。

補注2) 自然公園の施設用語で、公園利用者が自然の渚及び水面を利用して水泳を行なうために設けられる施設で脱衣、休憩等の施設を含む。

補注3) 自然とのふれあい活動とは、環境省が提唱する「自然とのふれあいの増進施策」における事業活動で、自然観察会、キャンプ、ハイキングのほか、動植物を手にとって観察し、五感を通じて理解する自然体験、そば打ちなどの生活体験、カヌー・パラグライダー等アウトドアスポーツ、ピオトープ造りなどが対象となっている。

補注4) 図-3は、資料「環境庁自然保護局計画課：自然・ふれあい新時代：第一法規：1990」をもとに「自然環境アセスメント研究会」が作成した図を参考にした。

補注5) 比高は、山頂と谷底との間、あるいは河岸段丘面と河床との高度差のように、近接した2地点間の

海拔高度差をいう。(地理学辞典、日本地誌研究所編、1989)

垂直視角及び水平視角は、視点からの対象の見えの大きさを表す指標で、垂直視角は仰角(対象物の上端と視点とを結ぶ線と水平線のなす角)と俯角(対象物の下端と視点とを結ぶ線と水平線のなす角)を加えた角度をいう。(自然環境アセスメント技術マニュアル、自然環境アセスメント研究会、1995)

補注6) 樋口忠彦の景観区分(近景:360m以内・中景3.3~4.4kmまで・遠景3.3~4.4km以上)を参照した。

補注7)「景観」を把握する方法は「眺望」と「囲繞」の二つの景観要素に区分して行なう。眺望景観は景観を視角を通じて認知される景観像として捉えるもので、囲繞景観は身のまわりの景観として認知される場とし

て捉える方法である。(自然風景地のための景観解析、観光16、塩田敏志他、1967)

引用文献

- 1) 朝日新聞、昭和35年5月29日、東京版(19)、1960
- 2) 堀繁他、国民休暇村にみる自然公園集団施設地区の計画思想、造園雑誌53(5):181-186、1990
- 3) 加治隆、自然とのふれあいアメニティ空間の把握と評価・試論、アメニティ研究4:63-66、日本アメニティ研究所、2002
- 4) 油井正昭他、国民休暇村におけるインタープリテーション活動に関する研究、千葉大学園芸学部学術報告50:135-148、1996

〈第32回学会大会(大分大学) 基調講演〉

障害者スポーツからのメッセージ

——太陽の家37年の歩みを通して——

吉 永 栄 治*

The Messages From Disability Persons' Sports

——Through the 37 years' history of "Japan Sun Industries".——

Eiji YOSHINAGA*

太陽の家の事務局長という肩書きで、吉永と申します。学会というのは初めてでございます。学会というのはもともと相当理論的に物事を順序立てて話さないかんとおもうのですが、私は1番それが苦手であります。実は原稿がないわけでありまして、原稿が無いことはもうこれほど性格がアバウトですから、何のお話が出てくるかわかりませんが、ご理解を頂きたいと思っております。太陽の家は、施設をだいたい14くらいもっていますから、いろんな障害をもった方が施設にいらっしゃってられるわけです。たぶんそんなアバウトなやつがどうやって施設を統括してるのかって言われるんじゃないかと思っておりますけども、たくさんの、約50名ぐらいの職員を抱えていますから、まあ、そういった人達に支えられて今日あるわけでございます。

昭和40年ですか、太陽の家の誕生は。ここにいらっしゃる学生さんは一人も生まれていませんね。今年で37年目になります。先ほどのお話では本学会が32年ということでございますので、この学会が始まる前から太陽の家は存在し、福祉やスポーツやレクリエーションなどを進めていけば人間らしい生活ができるということをいろいろ実践してきたところでございます。

話が下手なので、スライドを用意してきております。それを見ながらお話を申し上げたいと思っておりますが、スライドを選んでいたら「そんな古いスライドを持ってきて何を話すんですか」とうちの職員から言われまし

た。けども、「古いものほど価値がある」私はそう思ってたんで、古いスライドを持ってきましたのでこんな昔からこんなことをやっているということについてお話を申し上げたいと思っております。

●「太陽の家」創設の経緯

「世界中にこういった障害者がたくさん集い労働できるようなところがあったらいいなあ」という希望も含めて昭和40年に「ジャパン・サン・インダストリーズ」という形で太陽の家が発足いたしました。

太陽の家という名前は作家の水上勉さんが付けた名前です。太陽の家が始まった時は、「日本における人的機能開発センター」ということで始まったわけですが、「どうもそれじゃあ社会向きがしないよ」ということで、作家の方が太陽の家という名前を付けたほうがいいのではないかということになり、太陽の家となったわけですね。

なぜ、太陽の家が別府の亀川というところにあるかというと、太陽の家を考えられた中村裕(ゆたか)というお医者さんが、現在太陽の家がある亀川の隣に国立別府病院というのがありますが、その整形外科部長をされておられました。その国立病院の隣に、小野田セメントの結核療養所というところがあるのです。セメント会社には塵肺で結核患者が多かったんだと思うのですが、もう昭和40年代は、結核患者はいま

*社会福祉法人太陽の家 Japan Sun Industries

で全部がら空きになっていて、そこを借りて障害者の作業所を始めようということで始めたのが亀川です。実は温泉があるとか、別府は保養所だから障害者にいいんだろうとかそういうことでは全然無い。たまたま作った人がその隣の病院の先生だったということがございます。

左はシンボルマークでございますが(写真1)、太陽の家は太陽に向いている。麦は書いてあるように踏まれても踏まれてもグングン成長する、太陽の家に向かって伸び続ける麦のように頑張っていこうではないかというのが、そこに集まった障害をもった人達の合言葉でありました。昭和40年代になりますと、私は43年に入りましたけど、だいたい車椅子とか脊髄損傷というのは社会的に見れば病人ですね。レジャーとかレクリエーションとか仕事とか、そういうのはまったくできない病人だというのが社会的な認知の状況でした。だからそういう人達が集まってきたわけなんで、まあみんな踏まれても踏まれても、社会のどんな圧力にも打ち勝って頑張っていこうじゃないかということ象徴として太陽の家は始まったわけです。



(写真1)

麦には
きびしさがあります
麦は踏まれても
踏まれても
ぐんぐん成長します
太陽に向かって
のびつづける
麦の形には
団結を
意味するものが
あります

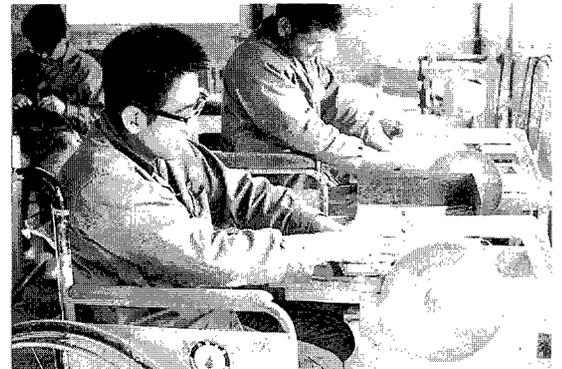
モットーは「心身障害はあっても仕事に障害は無い」、それから「仕事をして社会に認められる人間になっていこう」というものでして、全国から障害をもった人達が多数集まってきております。

● 障害者に対する職業的自立を支援した草創期

集まってきて何をするのかということですね、これは昭和40年のことなのですが、当時アメリカに不良品を集めて再生して売るということを非常にうまくやっている障害者施設があったのですが、それを真似しようということにしました、仕事が無いから。

それで日本赤十字社に頼んでですね、日本赤十字社にボランティア奉仕団というのがありまして、全国組織で不良品を集めてもらって別府の亀川というところに全国から不良品の山が集まりました。集まったけども、再生できるのは何にもなかった。ほんとにボロしか昭和40年の始めには集まらなくて、直して売れるというものはほとんど皆無ですね。結局この事業は全国の支援団体に頑張ってもらえたけれども、水の泡にしたという歴史的経緯であります。そういうこともあって、実は太陽の家は集めているいろんなことをやったけども、飯が食えないんで仕方なく社会福祉法人の認可をもらうということになりました。そして、しばらくは政府から食事とかですね、寮の費用とかそういうものを援助してもらうことで、社会福祉法人の認可をもらって、現在社会福祉法人としてやっていっているわけがあります。

(写真2) 37年前でございます。この当時は竹細工の工場をしておりました。これは縫製工場でございますが、細々とデパートの洋服屋さんから縫製物をもたらってきて納品してほそぼそと食いつないだということでございます。



(写真2)

これは木工場でございます(写真3)。私はここで働いてたのですが、ラワン材からやぐらごたつを作る工場でございます。ものすごいモーターの響きとほこりと汗で、とにかくまあひどい工場でございます、まったくお金がない時で、機械も補助金をもらってやったものですから、すぐに故障する、ほこりはかぶる、集塵機は無い、汗は出る、食事に行くときなんかはエアでみんなほこりを落としながらみんな食堂に行ったものであります。

そうやって重い障害をもって、脳性麻痺の人が半分

工場単位でとにかく全部飯が食えるようになろうということで、たくさんの方の工場という会社を誘致したんですね。

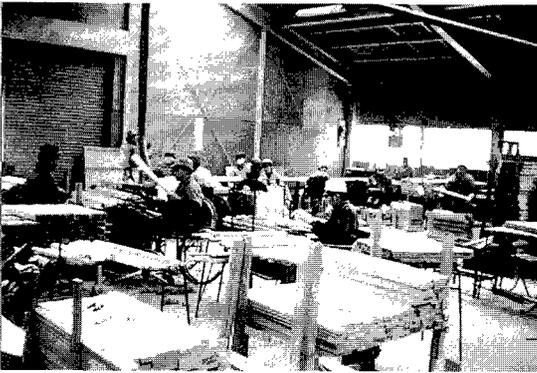
●「社会化」を促してくれたスポーツとの出会い

私は、昭和43年に太陽の家にきましたけども、車椅子に乗るようになって会社はクビになるし、体は動かないようになるし、どうして生きていいかわからない。そんなわけで実は太陽の家に来たわけなんです。それはみんなそうです。

車椅子の人っていうのは病人としてしか扱われないですから、仕事がなかったのです。前、勤めていた会社に前の仕事をするからと何度か言ったけども、それはとんでもない。病人を雇えないというのはその当時の考え方でございまして、そういう人達が太陽の家にたくさん集まってきたわけです。仕事をやり、その時は土曜日は半分仕事してましたから実質的には日曜日だけが休みだったわけですが、やっぱりスポーツをやったり、レクリエーションをやったり、つまり人間らしい生活するにはどうすればいいかということで、創業された中村先生は、日本で初めて障害をもった人達のスポーツというものを導入されたわけでございます。ですから、太陽の家では創業以来ですね、始めた時にはすでに体育館がございまして、プールがございまして、人間が働くからには余暇活動といいますが、スポーツやレクリエーションが必須のことだと、当初から施設整備を進められたということでございます。

当然のことながら、スポーツは自分ではやりきれないし、私もそうですが、車椅子バスケットというものを太陽の家にきて初めてみんながやっているのを見て、少し両手が元気そうだからお前もやれよと引っ張りこまれて、それから車椅子を走らされる、ボールを投げる。最初は、車椅子のままだと腰がきかないから、リングにボールが届かない。そして、毎日毎日仕事が終わってから体育館に呼び出されて、先輩に鍛えられてバスケットを始めたわけであります。

(写真5) バスケットはルールがあるから、まずルールを守らないといかんということですね。障害をもった人っていうのは、僕なんかは途中障害ですが、生まれたときからの障害をもってるっていうのは、やはり社会のルールとかですね、会社のルールとか、学校のルールとかっていうのはなかなか理解しづらいと言



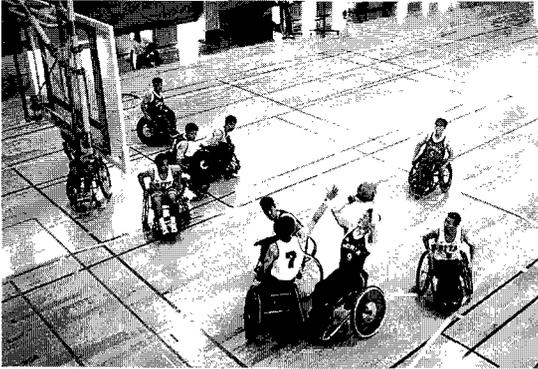
(写真3)

くらいはいましたけども、そういう人達がそういうやぐらごたつを作ってなんとか生き延びようというか、食事だけは確保しようということを一生涯懸命努力したわけでございます。神棚もつくってまして、神棚を作って金箔を貼ってですね、神棚をつくってありました。これは印刷工場ですが(写真4)、印刷は今どこでも日本の障害者の人達がやっていますが、やはり簡単な印刷を町に営業に行くと印刷も細々とやっていますという状況でございます。当時、障害をもった人達の職業訓練というのはですね国レベルでも、県レベルでも、行政レベルでも、ほとんどが印鑑彫りか時計の修理か洋裁かそんなやつですかね。そういうものが職業訓練でありました。そういう職業訓練を、どんなにたくさんの人にやってもですね、100人に1人もなかなか店を持ってないですね。時計の修理屋さん、修理をどんなにうまく技術を磨いてもその人が時計屋をやるとなると、視力とかがあるだとか、営業力があるだろうとか、商売に向いてるだろうとか、そういうもろもろのことがあるんで、なかなか自立に結びつきません。だから、太陽の家は工場単位で社会復帰しよう、



(写真4)

ますか、そういう環境になかった人達が多いわけですね。だから、スポーツではルールがあるからまずルールを守らないとゲームができないっていうのがあるんですね。だから、僕はスポーツをやるってことが一番人間を元気にするし、社会人にするのに非常に有効だと思っています。



(写真5)

これは自分の経験ですが、私はバスケットでそういう鍛えられ方をして、その当時の病人吉永が社会人に少しずつなっていくってことは、バスケットをやったということございまして、大会が九州大会、全国大会いろいろ大会がありますから少しでもですね、去年負けたチームに来年は勝ちたいとみんな思うわけなのです。それが向上心を生む。向上心を生むということが実は知らず知らずのうちに体力がつくわけですね。体が元気になってくる。人間は元気になってくると不思議に、誰かが言ったように「心まで元気になってくる」と、それを身をもって体験した一人であります。

私は25の時に車椅子に乗るようになりましたけども、実は学生の時に嫁さんもらってましたから、嫁さんがいた。仕事があった。家もちろんあったわけですが、車椅子に乗るようになって、脊髄損傷ということになって、一度に全部をなくした。障害をもつてことはそういうことなんですね。嫁さんには逃げられるは、会社はクビになるは、体は駄目になるは、シヨンベンしかぶるは、うんこはなかなか出らんは、下剤飲んでなかなか出らん。つまり、体がまったく駄目になった。こういうものが一度になくなるということが障害をもつこと、中途障害者っていうのは全部そうなんです。そういう状態ですね、何度「元気を出さない」っていくら親や兄弟や親戚に言われたって元気は

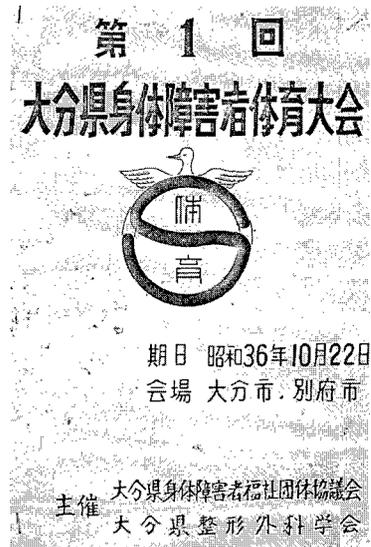
出やしないですね。

太陽の家に来て、そうやってバスケットをやらされたわけですね。私自身がスポーツマンじゃないわけですから、スポーツが面白くてじゃなくてやられていわれてやらされて、やってみると面白くなる。面白くなるとだんだん体が丈夫になってくるので、するとやっと社会人に近づいてくるというんですか、そういう経験を23年間ずっとしてきた。だから、それはレクリエーションやレジャーというよりも、私なんかはやらされたってことです。バスケットをやっていると面白くなるので積極的になる。私は三流の選手です。一試合に2本くらいシュートが入れば良いくらいですから、いよいよ三流の選手でしたけれども、そのバスケットが私自身を助けた。私自身を育てたのはバスケットであると思っています。バスケットをやったから今日の自分があるということで感謝しております。だから仲間を感謝し、私を育ててくれた中村先生に感謝し、そうやって少しずつ自分をスポーツによって育てられたということを非常に有難く思っているところでございます。

● 障害者スポーツのムーブメント発生

～アジアの先進地、大分県

(写真6) これは日本で初めて都道府県単位の身体障害者体育大会が行われたときのものです。昭和36年ですか。大分県が一番最初だったのです。中村先生がいっぱいしゃつたからのことなんです、大分と別府市



(写真6)

が会場で開かれました。ほとんど病院と施設から選手が出てきてスポーツ大会をやったということでありました。

(写真7) これは東京パラリンピックのポスターなんです。東京パラリンピックは昭和39年でしたけども、その後ですねパラリンピックが開かれて日本の障害者スポーツが認知され始めたのは、いわゆる厚生省が障害者のスポーツをやるということはここから始まったわけで、障害スポーツの原点はここにある。昭和39年、1964年のことでもあります。



(写真7)

(写真8) これは、大分で行われたFESPICという福東南太平洋スポーツ大会でございます。第1回は1975年に始まりましたけども、これは大分が開催地です。その後、オーストラリア、香港、インドネシア、そして日本の神戸でありましたけど、それから中国、タイ。そして先年、先月韓国の釜山で大会が行われた。8回

Far East and South Pacific Games for the Disabled (FESPIC)			
	参加国	参加選手	
1975年日	本(大分)	18	973
1977年	オーストラリア(パラマッタ)	16	430
1982年香	港(沙田)	23	744
1986年	インドネシア(スラカルタ)	19	834
1989年日	本(神戸)	41	1,656
1994年中	国(北京)	42	2,081
1999年タ	イ(バンコク)	—	—

(写真8)

吉永：第32回大会基調講演「障害者スポーツからのメッセージ」

大会だと思えますが、第1回の大会では中国は出てきませんでしたね。1975年には「中国にはまだ障害者スポーツなんか無いよ」ってことでまだ出てこなかったみたいですが、90年には北京で大会を開きました。北京にしたのは中国でオリンピックを誘致してありましたけども、「こんな障害者の大会もできるよ」と中国は見せるために、このFESPIC大会が誘致されて、中国の一番大きな陸上競技場で開かれました。

(写真9) これは私ですね。大分で開かれた第1回の大会ですが、三流選手の私が3日前に「お前が選手宣誓だ」と言われて選手宣誓をしたわけでもあります。なぜ私が選手宣誓をしたかという、昭和50年の4月に統一地方選挙というのがあって別府の市議会委員に私が立候補してですね、日本で始めて障害者の立場で当選したんです。そういうことがあってですね、「とにかくお前がやったほうがいい」と言われて、選手として三流の私がちょっとかっこ悪かったんですが選手宣誓したわけです。その時に言ったことは、「それぞれの競技で出る選手たちは自ら障害を克服して、アジアという地域の中で共に頑張っていこう」ということを選手宣誓したのを覚えております。



(写真9)

● 障害者スポーツの大いなる発展可能性

障害スポーツは、競技スポーツとレクリエーションスポーツに大きく分かれておりますが、非常に競技スポーツが盛んになってきたと思っています。私はバスケットで育ってききましたけども、バスケットが最も日本の障害者のスポーツで盛んになった。しかも、日本で最初に、日本車椅子バスケットボール連盟というのが組織されており、日本全体で組織された最初のゲームというのはバスケットボール競技でございます。で

すから、当時障害をもった人の有能な人っていうのはほとんどバスケットをやってまして、バスケットボールから発生して車椅子のまちづくりとか、昭和41年に福祉モデル都市っていうのを国が決めたんですが、そのころ活動したほとんどバスケットの選手が、各地に行って、とにかくトイレを作ってくれだとか、歩道の段差をなくしてくってっていうのを日本中で活躍したのでありまして、バスケットをする以外にそういった社会的な経験もいろいろやってきました。

その後バスケットは日本で一番古い組織ですが、この8月末に北九州で世界選手権というのを誘致しましたけど、アジアで初めて車椅子バスケットの世界選手権というのが開催されました。日本の男子チームは10位でしたけれども、女子チームは4位になって、だいたい日本の選手もレベルとしては世界に追いついています。10位くらいではまだまだ駄目ですが、女子は強いですね。女子はシドニーでは銅メダルを取りまして、北九州では4位でしたけども、強くなってきている状況がございます。

(写真10) これは、車椅子バスケットボールの次に開発されたツインバスケットボールという競技でありまして、リングは2つあります。これは低いほうのリングですね。だからボールが高いところまで飛ばない障害をもった人たち、いわゆる頸椎損傷の人たちがこの競技をやってまして、日本でだいたい50チームくらいが今存在しています。障害が軽い人は普通のリングにシュートするし、徑階損傷でボールが飛ばない人は低いリングにします。それも今、日本選手権が待っておりまして2003年の6月の日本選手権は別府でやろうと決まっておりますが、それには三笠宮殿下がご出席されるということになってたんですが、先だってご不



(写真10)

幸があつて大変残念に思っています。この競技は日本から発生して世界に広めていこうという競技でありまして、今はまだ日本だけしかやっておりません。頸椎損傷の人たちのスポーツとしては、非常に優れていて面白いんじゃないかということで相当普及されています。

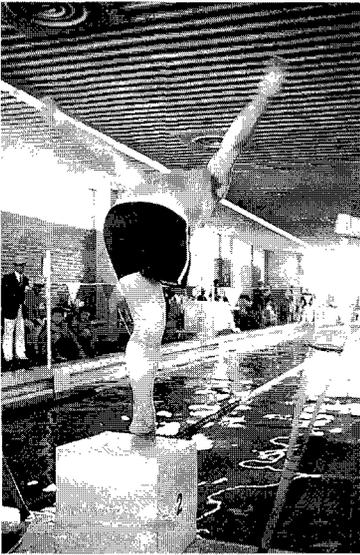
(写真11) これはアーチェリーですね。アーチェリーは一般の人たちと全く同じですから、一般の国体にも車椅子の選手がたくさん何人も出ているという状況ですから、これは特に障害スポーツというよりも、一般に近いんじゃないかと思います。



(写真11)

(写真12) 水泳もあります、これはまあまさに大会になれば秒を争うという競技なので、普通の器具を全く何も使わない競技です。一般のやり方とまったく変わりはないです。ただ、なかなか練習する会場といえますか、プールがないんで、それほど多くの人たちが参加しているわけではありませんが、今各県にはだいたい2つか3つはプールができてますので、かなり水泳の人口が増えているのが現状であります。

(写真13) テニスですね、これも非常に競技化されてまして、今ではテニスや卓球をやっている選手が国際大会に出に行くにはですね、世界のランキングに入っていないと受け付けてもらえないというくらいに、競技性が高まってきたということです。パラリンピックとかいう大会にはなかなか出れないっていうように時代が変わってまいり、競技性が非常に強くなってきたということがございます。



(写真12)



(写真13)



(写真14)



(写真15)



(写真16)

(写真14) これは卓球ですね。健常の卓球ってのは中国が強いですけども、障害卓球っていうのは日本が強くて、だいたい日本から行く選手は必ず金メダルをとって帰るっていうくらい日本は世界的に優秀な選手が多いというのが過去の実績です。

(写真15) これはカヌーですね。カヌーも最近、特に大分の大分川で日本選手権とかやってますので、大分が全国でも障害者のカヌーが進んだ県だと思っております。

(写真16) これはローンボールです。こういう新しい競技ですが、日本に最近こういう、スポーツにほとんど関係なかった障害の重い人たちが、最近のいろん

な種目の増加といいますか、新しい障害者のためだけに規則を作った競技種目がたくさん出てきましたから、たくさんスポーツに参加するようになってきたというのが最近の状況でもございます。

(写真17) これは、車椅子マラソンです。今年で22

回目になりましたけども、大分国際車椅子マラソンというのは車椅子だけの競技としては、世界最初でしかも世界最大でございます。



(写真17)

(写真18) このレースに勝つために1年中車椅子のレーサーは練習しているというのが世界の選手の状況でございます、ハイツ・フライという選手が今年10連覇しましたけども、10連覇もした選手っていうのは選手のみならずやっぱり尊敬される。それだけ練習しないと、もはや優勝できないくらいレベルが高くなっています。大分でも数名のセミプロがいますが、仕事はだいたい3時くらいまでしかなくて、3時からやっぱり走るだけ走って、外国に走りに行く時の費用は全部航空会社持ちで、スポンサーがついています。彼らは「仕事のために走る」と言っていますが、そういう人たちでもなおかつ勝てないハイツ・フライはまさに世界一のランナーです。とびぬけた体力もなく、とびぬけた運動神経でもない、普通の選手だと思いますが、彼は10時から練習するそうです。この10年間この大会では負けたことがない。パラリンピックでは負けますが、大分では負けたことがない。そのくらい、



(写真18)

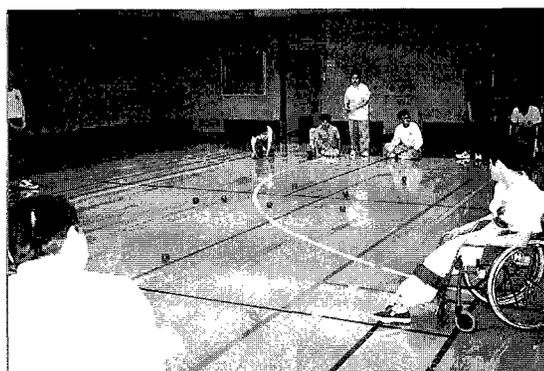
この大会に強い選手で世界の当然プロのランナーでございます。障害をもった人でも、そういったプロのスポーツ選手が出てくるというのは、私たちがスポーツをはじめて37年ですが、「そういう時代に入ったんだなあ」というふうに思います。

● 障害者スポーツからのメッセージ

～スポーツは人を強くしてくれる「福祉」活動なのだ

今までは競技スポーツの話でした。これからはレクリエーション・スポーツですが、例えば電動車椅子でサッカーを大きなゴールで楽しんでいます。

(写真19) これはポッチャという競技です。昔の我々がビー玉をやったような、その近くに玉を転がすというような競技でございます。



(写真19)

(写真20) これは、フライングディスクです。あの穴の中に入れる。犬によく噛ませるようなフライングディスクでありまして、まさにレクリエーション・スポーツの典型であります。これも日本選手権みたいなものもやっていますが、どんな障害でも楽しめるレクリエーションスポーツに最も適した競技であります。



(写真20)

(写真21) これは卓球バレーでして、ゴロ卓球です。卓球は網の上から玉を出すんですが、これは網の下から玉を出すという形でどんな障害の人たちも1チーム6人で楽しめる京都の国体で定まった非常に重度障害者向けのレクリエーション・スポーツでございます。



(写真21)

先ほどお話しましたように、重要なのは「日常のスポーツを大会化していく」という作業こそが社会での強力なアピールにつながると思うし、障害をもっている人々への理解を深めることになる。さらに障害をもっている人々の力を再認識してもらう一番いい機会になるのじゃないかと思っています。

太陽の家というのはいわゆる福祉をメインに掲げていろんな行事をやり、社会的な活動をやっているのです。学生さんも福祉の学校に行っている人がたくさんいらっしゃると思いますけども、先ほど言いましたように、スポーツというのはですね、どうも私の体験からしますと、人間を元気づける最も大きな源ではないかと思っています。

第1回のFESPIC大会で中村先生が閉会宣言をしましたが、その時おっしゃったことは、「人間にとってスポーツは最も大切だ。しかしそれ以上に大切なことがある。それは仕事だ。」と言って閉会されました。障害をもった人々たちにとっては、まず食べることが先決ですね。先ほど、会長の先生がおっしゃったように産業改革が難しい時代ですが、やっぱり食べて豊かであるというのが人間の前提ですね。障害をもった人はなおさらです。仕事があるかどうかということは、まず1番の前提でございまして、まず仕事をしよう。収入を得よう。そして、それが叶えばスポーツをやる、レクリエーションをやるということなんです。

で、実はどっちがどっちかということになると私の場合は、むしろスポーツをやったから今日を得ました。仕事をやったからじゃないです、私の場合には。バスケットをやって体力を得、バスケットで仲間を増やし、バスケットで生き方を学びました。だからスポーツと仕事とどちらが大切かと言われると、それはわかりませんが、私は太陽の家という職場があったからスポーツが得られました。だから福祉というのはですね、人間が生きがいをもつためにですねというプロセスを通るかということなんですね。障害者だから福祉が必要だということではない時代に入ったと思ってまして、人間としての生きがいをどう捉えていっていかってというプロセスが福祉だと私はそう思っております。

それぞれの人が自分の体験や自分の観点の中で、それぞれ生きがいを見出していくということが必要なわけで、今日難しい時代になりましたけども、もはや障害とか健全とかって分ける時代じゃないですね。たぶん障害をもった人々よりも健全な人は、リストラされている率は高い。私どもが提携している関連会社なんかでは本社で2万人首切ろうと言ってるわけですが、太陽の家は今リストラまったくやっていませんから障害をもった人は安定して仕事をやってます。健全な人々のほうがむしろ厳しい社会になってるかもわかりません。それぞれ、自分の生きがい、自分の人間性がいかに尊重されるかというのがこれからの大きな社会のテーマだと思っておりますが、それを志すのが福祉なのじゃないかと思っています。

たくさんの方の企業にご支援を頂いて太陽の家をやっていますが、そういう面で人間がどうやって大切にされていくか、人間がこの社会に生きがいを持って生活できるかということを実践してますので、どうぞ一度ですみずみ、こんな話聞くよりも見たが一番ですね。太陽の家に来てみてですね、そこで一人一人が何を感ずるか、一人一人が何を自分のものとしてできるかということが、これから生きるうえで非常に大切なことだと思っています。私は今年62歳になりましたけども、ほんとに先ほどもいいましたようにスポーツで今日いろいろ勉強させてもらいました。スポーツになんか恩返しできないかいつも考えておりますけども、そういう形で多くの仲間の人たちと一緒に少しでも障害のある人々の社会的な地位の向上という面では頑張っていこうと思っています。

どうぞ今後とも街で障害をもった人たちを見かけたら、声をかけてあげて、少しでもたくさんの仲間を作ってください、少なくとも障害をもった人たちと仲間になるということはなんらかの形で支援になると思

ますので、一つよろしく地域社会でご支援をいただけますように心からお願いして簡単ですが終わりたいと思います。

ありがとうございました。

〈第32回学会大会(大分大学) シンポジウム〉

障害者スポーツからのメッセージ

登壇者

堀川 裕二* 綿 祐二** 麻生和江***

司会

古城 建一***

The Messages From Disability Persons' Sports

Symposists

Yuji HORIKAWA* Yuji WATA** Kazue ASOU***

Chair Person

Ken'ichi KOJOU***



*社会福祉法人太陽の家

Japan Sun Industries

**長崎国際大学

Nagasaki International University

***大分大学

Oita University

○古城

シンポジウムのテーマも、先ほどの基調講演の流れに沿いまして、「障害者スポーツからのメッセージ」ということで設定させていただいております。この統一テーマをもとにしながら、基調講演とともに総合的に考えて行ければと思っています。

最初にシンポジウムの先生方を簡単にご紹介いたします。最初にご報告頂きますのは、太陽の家の訓練課長をなさっています堀川裕二先生です。先生からは、「施設から地域へ～太陽の家の挑戦～」というテーマでお話をいただきたいと思っています。2番目に発表いただくのは長崎国際大学の綿祐二先生です。先生からは、「障害児者と健常者の『スポーツ統合』の可能性」というテーマでお話を頂きます。最後に大分大学の麻生和江先生からは「知的障害者と大学生の合同ダンス練習会について」というテーマでご報告していただきたいと思っています。

ただ今から報告に入ります。では最初に堀川先生お願いいたします。

○堀川 「障害者スポーツからのメッセージ

～施設から地域へ、太陽の家の挑戦」

太陽の家の堀川と申します。実は、私、家内のほうが車椅子バスケットの結構名選手でありまして、最近、いろんなところに呼ばれましていろいろ話をするんですが、私がいくら一生懸命話をしてもですね、最後に家内が出てきて障害者自身の体験を話しますと、みんな私の話を忘れてしまうんですね。まあ、はっきりいって私は前座なんですけど、今日は今日で前にうちの局長に全部しゃべられた後ということで、非常にしゃべりにくいという感じでして、一生懸命局長が何をしゃべるかということを聞きながらですね、どこからしゃべっていいのかなって感じで思っておるところでございます。

今、古城先生も言われましたように、できれば最後にみなさんといろんな意見を交換して、これからの大分県障害者スポーツ全体に何か意義のあるお話し合いがしたいという気持ちがありますので、私の話のほうは簡単にまとめていきたいと思っています。

太陽の家は、特に古くは車椅子バスケットボールや車椅子マラソンの普及を中心としていろんな活動をしてきたわけですね。それにつきましては、さきほど吉永

からもいろいろお話があったと思います。しかし現状はですね、今の太陽の家という施設の中でスポーツをしていくということを考えていく中では、もはや車椅子バスケットをバリバリできる、車椅子マラソンをガンガン走れるといった機能の方はほとんどいません。主に、脳性麻痺の重度の方、それから脳血管障害の方とか、そういった障害の方のほうが増えております。いわゆる脊髄損傷でして足のほうは不自由だけど手はバリバリだよという方が多い。仕事もバリバリできるし、スポーツのほうもバリバリできますよって言う人は、ほとんど企業に行っております。これは先ほどもありましたように、太陽の家が37年の歴史の中で、障害者の雇用ということに一生懸命努力したということが、やはり、実を結んだということだと思うんですね。

国際障害者年以降、多くの企業が障害者の方を雇うようになっていく中、多くの障害者の方は就職への道が開けています。しかし、重度な方々は施設にとどまらざるを得ないという現状なのです。ですから、私たちが今施設内で取り組んでいるスポーツというのは、主に脳性麻痺を中心とした重度な障害者の方達を対象としたスポーツであるということをもっと前提としてお話ししたいと思います。

今、私は太陽の家という施設の中のスポーツを言いましたが、それはやはり施設の中だけで展開できるということではありません。私が、今関連しているのが大分県の障害者スポーツ指導者協議会という組織です。これは、日本障害者スポーツ協議会公認のスポーツ指導員の方々が10年前に任意の団体を作り、現在に至っているわけなんですけど、障害者スポーツを唱えた時に、まず必要なのが指導員というか、お世話をする人ですね。これは一般のスポーツのように、名コーチというわけではないんです。特に技術的なことを教えるコーチが必ず要るということではないと思います。むしろ「お世話をする」、「集団をまとめていく」、そして「障害者にいろんな活動をさせていく」といったお世話係です。そういう人が必要となってくるんです。それが障害者スポーツ指導員であると思っております。実は、先ほどもありましたマラソンとか、大分県内の身体障害者体育大会というものを円滑に進めるために大分県の方が障害者スポーツ指導員の養成を10年前から始めました。最初の5年間は大大市内でやりましたから大分・別府の人がかなり増えたんですが、郡部の

人達が少ないということで、その後の5年間は計画を再検討し、日田、三重町それから宇佐というところの3箇所を回り、そこで実はあの打ち切りになっちゃうのですよね。なぜかといいますと、もう障害者スポーツ指導員も200人位いるから、これ位いけばマラソンの補助員も足りるし、支障もなくやっていけるんじゃないかという風になったんです。

私たちが考えたのは、「しかしそれでいいのかな」ということでした。スポーツ指導員の方たちというのは、いろんな仕事を持ちながらやっていますので、新しい指導員が入らなくなると、会そのものがだんだん先細りになってくるということで、実は3年前から私たちの会独自でスポーツ指導員の養成を始めています。初年度、これが例年30人から40人を予定していたのですが80人くらい来ました。去年はちょっと減ったんですが、今年は150人。やりたいとおっしゃる人がいまして、それ全部受け入れたのです。

しかし結局そういう人達をよく分析していきますと、障害者スポーツ指導員になりたい人には3つのパターンがあることがわかってきました。この中にもたぶんいらっしゃるかも知れませんが、学生の方とかが中心になって「とりあえず資格がほしい」というタイプ。まず、スポーツ指導員なんか持っておけば役に立つかなという人が3分の1ですね。それから、次の3分の1が自分は障害者になんらかの関わりを持っている、それから自分は障害者施設で働いている、しかしレクリエーションとかスポーツというものはよくわからないのでそういう知識が欲しいという人達。残りの3分の1はとにかく障害者の人達と何かやってみたい、障害者の人達のお役に立ちたい、ボランティアがしてみたいという人達のようなのです。そういった時に、資格をとるだけの人はともかくとして、「自分が障害者にかかわっている方」というのは、うちの講義を受けてその中でいろんな情報を得たり、それから日本障害者スポーツ協会に登録することによっていろんな情報を得たりしますので、それでも十分に足りているのかもしれない。しかし最後に考えたのが、「ボランティアをしたい人達」。この人達が活躍する場所を作っていないと、「これ詐欺かもしれない」と思ってしまうています。実は講義受けるのに1万円かかるんですが、1万出して資格をとった、でも働く場所が無い、これでいいのかという疑問です。

私たちの1つの合言葉は、「どういう施設でも、どういう学校でも、どういうところでも最低3つのスポーツができる環境づくりをしよう」ということにしています。これはさっき吉永さんが言われましたが、吉永さんが太陽の家に入られたころは、もうバスケットしかなかった。「無理やりさせられていた」と言っていたけど、そのとおりでと思うんですね。他の種目が無いんですから。だから、1つしかなければ障害者の場合、どこまでいっても訓練なんですよ。訓練、訓練、訓練できてるんですよ。そういうのじゃなくて、最低3つくらいあればいいと思うんです。

太陽の家では15競技やってるんですけど、その中から自分がやりたいものを選ぶというのがスポーツの本質なんですよ。スポーツっていうのはやらされたら何にもならない。ということで、今取り組んでいるのは、そういうレクリエーション・スポーツができる環境づくりでして、県内に普及していこうという活動を行っています。

(用具を実際を使用して具体例を示しながら)

「アンボス」という競技種目で、うちの選手が今年ポルトガルの世界選手権に行きました。養護施設「ゆうわ」という、うちの施設にいる障害者の方がポルトガルに行ったわけです。これはもう10年前じゃ考えられない。養護施設で生活の介助を受けている方が世界を目指すわけです。すごいことですよ。というよりも、障害者スポーツがどんどん今広がっております。競技性も高まっています。でも、競技性を高めることだけを考えてはだめなんです。

今、「ポッチャ」という競技はまだ日本選手権しかないような状態です。私たちは太陽の家という大きな施設なので日本選手権に連れて行きました。そこで彼らは目覚めて世界を目指しました。小さな施設の人達が世界選手権に大分から行けるか、というところではないんですね。だから、今私たちは、この普及活動を通じて大分県大会をつくり、来年には九州大会もしたいと考えています。そのことから九州の熊本であるとか、北九州であるとかっていうところから、やりたいってお話がきているのです。その人達が県に来て、九州大会に出て、そして私たちが日本選手権で得たのと同じように、それをまたもって帰って各地域で広め

ていってもら。そういうことを考えていかないと、せっかく今「ボッチャ」という競技がパラリンピックの正式種目として、非常に人気が出つつあるのにもつたいない。それでは廃れていってしまうのです。

そういったことを考えながら私たちは、施設の障害者1人1人に適したスポーツ活動とともに、私たちが社会、地域に対して何をしていかなければいけないか、という両方を常に考えながらやっていかないといけないと思って活動しております。

○綿 「障害児者と健常者の『スポーツ統合』の可能性」

みなさん、始めまして。長崎国際大学の綿と申します。あの、今先ほど堀川先生のお話の中で、奥様が最後に車椅子バスケのことを話されるとそこで阻まれてしまうというお話が一番最初にあって、まさに僕も同感だなんて思います。僕の家族も障害者一家なんですね。

両親が障害者です。母親がうちの場合、全盲で最重度の機能障害を持っているのです。そんな中で育った僕は、一生懸命研究とか勉強をして、例えば「障害者のスポーツってなんだろう」と考えた時に、母親にたまに聞くんですね。母親は障害者ですから、「スポーツって何と？」です。うちの母親はこんなことを考えているんですね。「私は音楽を聞くこと」っていうわけですね。一応僕は体育学部を出て、いろいろスポーツという世界の中にいます。そのなかでスポーツの捉え方というのは、「もしかしたら我々健常者と障害者を持たれている人とでは違うのかな」とよく常日頃感じるようになりました。

そういう、いわゆる生の声というのは、我々やっぱり大学で研究している者としては必ず耳を傾けなきゃいけないところなのかなってものすごく痛感します。「その方がやっているものが、その方にとってスポーツと思えばスポーツなのかな」というのが実は存在する世界なのかな、なんてふと今、堀川先生のお話を聞きながら思いました。

今日はですね、「障害児者と健常者のスポーツ統合」という、ちょっと新しい言葉、これがいいか悪いかというのは、皆さんと一緒に議論させていただければと思います。今日のご提案させていただければと思っています。もう一つ、実は僕は今日感慨深いことがあるんです。私は、このレジャー・レクリエーション学会には

大学時代からずっと参加していて、もう20年近く前、初めて学会発表した場なんです。大学院生だったかな。その頃に、障害者スポーツについての発表をしました。その時は、演者が4、5人いらっしやったのかな、その教室に。約15、6年前だと思うんですが、演者以外に聞く人がいないという状態だったんですね。ちょうどその頃というのは、いわゆるバブルの、いわゆるリゾート法であるとか、そういう議論がものすごく多かった。私は毎年、障害者スポーツ関連の発表を続けてたんですが、毎回同じ顔ぶれなんです。毎回同じような状態で、聞かれる方が2、3人バラバラっている状態の中で。それから10数年経って、大会のメインテーマになったっていうことは、これは僕にとってはものすごいことなのです。

僕の障害者スポーツ研究の主眼というのは、実は競技スポーツというよりは、どちらかというと、「ロングライフ」の生涯スポーツの方なのです。いわゆるみんなができる、誰でもできるちょっとしたものを、例えば「母親が音楽を聞くことだってスポーツだよ」って言ったその世界の中にも、いわゆる「みんなのスポーツ」って言うのかな、「みんなのレクリエーション」とか、まあ「レクリエーションスポーツ」とかって色々な言葉があると思うのですが、いわゆる体を動かすということの喜びがどういう形で存在し、じゃあその支援体制はどういう風になるんだろうということをこれまで研究として取り組んできました。

その先ほど言いました10年前の学会発表では、障害者の身体活動の継続を阻害する要因に関する調査について報告しました。そのちょうど10年後になりますが、同様の調査研究を実施してみました。非常に興味深い結果がでました。1992年に実施した障害児者の障害スポーツ実施継続の阻害要因としては、「アクセスの問題」、「施設の問題」、「専門指導者の養成問題」などが明らかになりました。このたび実施した調査においても実はほぼ同様の結果となったのです。この結果の意味するところは、障害児者の競技スポーツは年々整備されつつある傾向なのでしょうが、いわゆるロングライフの生涯スポーツへの支援は遅れているというか、進歩していないという状況のようなのです。

今、僕は長崎県にいますが長崎の中でも例えば、障害児・者の指導をしていただける専門のそのボラン

ティアであるとか、指導員の方というのは本当にわずかしかない。じゃあどうの方がやられているかという、本当にそういう指導の資格は持っていないけれども、ちょっと体を動かすのが好きだったりとか、逆に、スポーツという世界には全く関係ない方がたまたまボランティアに行って、そこで出会った人間関係の中でそれをサポートしていたりとか、そんな形で継続されている方がとても多いのです。

さらに今回調査では、「情報不足」というのがたくさんの方からの声でした。これは競技スポーツということではなくて、「ちょっとどこかで体を動かしたいんだけど」、「散歩をしたいんだけど」という類の情報不足、「ちょっと人手が欲しいんですけどどこに電話したらいいですか」といった情報不足があるのかなという風に思いました。

人が、日常生活の中で体を動かすということを定着させるといったとき、どういう形で継続されているかという問題が重要です。そこには必ず誰か、「重要な他者」がいなければそういう活動っていうのは続けられないものがある。例えば、たまたまある方がスキーをやらされた、障害をもたれてもスキーを始められた。それは「その方の友人がスキーをやってきたから誘われて行けた」という、いわゆる偶発的なことなんです。

先ほど堀川先生から、これからの選択性の問題があったんですが、「どこに行けばどんなスポーツができるか」という情報提供はとてもやはり大きな今後の課題になってくるのかなと思います。「偶然、誰々と出会ったからスポーツを行っている」というパターンがものすごく多いのです。

お時間の関係で最後の論点は簡単に説明したいのですが、いわゆる学校教育の中で、障害をもった方々への生涯スポーツの定着をいかに進めていけるのかという点について考えてみたいと思います。

私は今、長崎国際大学にいますが、その前は東京都立大学というところにいました。都立大学では障害をもっている学生たちのいわゆる身体活動の援助をしていたんです。その時に僕が迷ったのは、「健常の学生と一緒に混合型の授業をしたほうがいいのか」、それとも「逆に分離をしてそれぞれの専門性を追求したほうがいいのか」ということでした。それで、科研

費をいただきましてそのどちらのほうがより利点があるんだろうということの研究してきたところ、結論の一つとして出てきたのは「やはり一長一短なのかな」ということです。もちろんいろんな議論が入りました。例えば、これは絶対解決できないなと思ったのが、障害をもった方々と一緒に健常の学生が授業すると、これはもしかしたら障害をもたれた学生が教材になりかねないということです。こう考えた場合には、混合の授業っていうのは果たして授業を受ける、教育を受ける権利としていいのかどうかという議論がありました。その中で、でも統合の中のプラス要素としては、お互いの影響力によって初めて仲間ができて生涯スポーツへとつながっていくという逆なケースもあるということでした。ですから、どっちがいいのかといえば結論はでてないのですけれども、やはり一長一短なのかなと思います。

そして最後に、言葉が適切かどうか分かりませんが、『スポーツ統合』についてですが、授業展開の中で実際にやってみたことです。「健常の学生たちが車椅子に乗って車椅子バスケの試合をしてみる」ということでした。これは賛否両論あると思います。「健常の学生が車椅子に乗ることがいいか悪いか」ということでの賛否両論です。

それとともに逆のパターンでもう一つの試みをやってみました。普通のバスケの試合を車椅子のバスケ選手が笛を吹いたり、審判をしたりすることによって、いわゆる健常といわれる方たちのバスケが障害をもった方々のサポートによって展開されるというものです。

我々は障害者スポーツを健常者のスポーツとを分けてしまう。競技への参加という視点で見れば、当然そこにはギャップが出てくるかもしれない。でもそこにもう一つ大きな枠組みの中の「参与」という概念を導入しさえすれば、また違った両者間のかかわりあいができるのではないかと。そうなった時に初めて障害者スポーツや健常者スポーツは統合されてくるのではないかと思うのです。いかに参与ができるかということは今後取り組んでいくことによって、その壁がとれるのではないかと。そういうことによって、一つは障害者スポーツの普及という問題、つまり認知という問題も広がってくるのではないのかなということを感じました。今回はあくまでも試行という段階です。もしかし

たらこれはまだいろんな先生方のご意見をいただきながら、「スポーツの統合」、「一緒にできる」っていうことはどういうことなのかなということについて、まだまだ議論を重ねなければいけないなというふうに思っています。

そういった動きをしていく中で、一個のキーワードとして最後に皆さんにご紹介したいなと思うのですが、長崎国際大学の中にNPOで学生中心とした「福祉なんでも相談室」という相談業務を立ち上げました。実はその中の一つの相談業務にスポーツの問題がたくさん入ってきています。今後、NPOであるとか、もちろんそこには専門職の方々もいるのですけれども、今回やはりボランティアという「力」っていうのは、障害者や健常者のスポーツ統合というところではなくてはならない存在になってくるのではないかなというふうに感じております。

○麻生 「知的障害者と大学生の合同ダンス練習会について」

大分大学の麻生と申します。よろしくお願ひします。お手元のレジュメならびに配布資料をもとに進めてまいります。

知的障害者社会福祉法人シンフォニー利用者と大分大学の学生との合同ダンス練習会は、1998年4月から開始され、現在も継続しております。その経過と成果を紹介したいと思います。なお、私の専門はダンスで知的障害者についての知識はほとんどもっていないものの一人だと思ひます。従って、素人の実践報告ということを強調したいと思ひます。

経緯に入ります。活動開始のきっかけ、この活動は1998年12月に大分大学が主管となって開催されました「全国創作舞踊研究発表会」を契機に開始されました。その始まりは、知的障害者について知識が乏しい私あるいは私どもといひますか、同じような人達が、障害という壁を乗り越えていく時代を迎えたけれども、そのために「自分は何ができるのだろうか」、「何かをしなければいけないのでは」というような、ちょっと焦りのような気持ちもあったと思ひます。

ちょうどこの頃、大分大学教育学部が教育福祉科学部へという移行時期でもありましたが、このことは別に関連していませんでした。もっと、内発的な自発的な動機でした。そこで「知的障害者について実

際に生活をしている姿をもっと知りたい」、「ダンスが好きかなぁ」、「知的障害者と大学生の共同によるダンス作品の創作と作品上演が可能だろうか」、「もし可能であれば、その可能な範囲の中で何らかの成果は上がるはずだ」、「その成果を期待して全国大会で披露しよう」というように取り掛かりの動機は私自身としては非常に真面目でしたけれども、今振り返ってみると実に素朴で単純な発想だったようにも思ひます。

活動内容です。4月から毎月1回大学の体育館で合同練習会を開催しました。毎回約2時間、シンフォニー利用者と大学生で10名程度のグループを作って自己紹介、ストレッチング、リズムダンス、グループで課題を見つけて簡単な創作、発表という内容でした。初年度の参加者はシンフォニー利用者13名、大学生45名でした。その活動の内容や進行は、配布資料の一番目の表にまとめました。毎年おおかたこのような内容や進め方をしております。また、昨年からシンフォニーの意向をうけて、大学生有志がシンフォニーの施設でダンスクラブを毎週1回開催しております。作品構成は、初年度作品が「生活から題材をとった1分から2分程度の6つのスケッチ」と「3分半程度の全員が参加するリズムダンス」によって構成しました。題材やリズムダンスの曲目や時間の長さは変わっておりますが、これらの内容や作品構成の方法は1回目の方法が現在でも継承されております。

この作品を軸に毎月の合同練習会、毎週のダンスクラブを進行しています。配布資料1番目の表に、各年の作品概要、参加者等、また5番目に作品発表の與数を掲載しております。なお、1999年から毎年12月に大分市文化会館で開催される大分市主催の「福祉のつどい」にも参加を依頼され、作品上演もしております。今年も12月1日に開催されることになっており、「海っていいな」というテーマで参加します。

参加者における成果、シンフォニー利用者について、配布資料の2番目の表に第1回目の参加者のうち、6名における特徴的な行動や言葉あたりについて紹介いたしました。

活動開始時には、大学や大学生になじめなかった様子もうかがえましたが、約9ヶ月間の練習、12月の本番を終えて、多くの参加者がダンスあるいはダンスを介した大学生との交流を楽しく思えるようになったようです。「舞台での演技」、「大学生との友好」、

「大学の体育館に来ることなどを楽しむ様子」は、私のみだけではなく大学生、保護者、職員の観察からも確認できたようです。この活動以外への効果として、一般に開催される舞踊公演の鑑賞のために外出することが多くなった参加者もおります。これらの変化について社会的視野が拡大し、興味あるもののために積極的に行動できるようになったと分析し、この活動の大きな成果であるという評価もいただいております。なお、1回目の参加者も多くは今でも活動を続けております。大学生並びに私における効果については、私も大学生と同じように学んでおりますので、私における効果といたしました。おおかたの大学生からは「楽しい」、「参加すれば手ごたえがある」などの好意的な感想が寄せられました。

活動の開始時は、大学生には「知的障害者に対して失礼があってはならない」という気持ちで先行して戸惑いがちでしたが、活動を続けていくうちに気負うことなく公演ができるようになり、同世代を生きるもの同士であるという認識をもって、親交を深めていくことができました。と同時に、「知的障害がある人はない人に比べて自立した生活を送ることが非常に困難であること」、「そのために障害の無い人がお手伝いできることがたくさんある」ということなど、知的障害のあるということと無いということの違いへの理解を深め、実感することができました。

このことは大学生もシンフォニー利用者と同じように、社会的な視野を広めたということができると思います。また、ダンスや身体活動への意欲や興味の深さは障害の有無を問わず、関わりなく、環境が整えば知的障害者が生き生きと活動できることが可能であることも理解できました。しかしながら、私どものこの活動が未だにめずらしい取り組みとされていることから、その環境はまだ整備されていない現状であることもわかりました。外的な評価については、大学内の発表会で観客に実施した作品感想アンケート等では、「シンフォニー利用者と大学生の共同作品は感動した」、「元気がある」、「生き生きしている」、「楽しい」、「かわいい作品」、「よい取り組み」などおおむね高評価されていました。

これ以外の回答としては、配布資料の4番目の表に示しましたように、「障害のある人と無い人が一緒になっていた」、「協力助け合いを感じた」、「一体感」などの

感想がありました。そして、わずかではありますが、知的障害者への差別とも受け取れるような意見、いわゆる差別と区別のあいまいさから招来される見解の相違、批判的な回答も見られました。

今後の展望に入ります。この活動を通して、私並びに大学生は手助けと受け入れが整えば、「知的障害者の社会的進出の意欲」、「行動力」は確実に高まること、そして、知的障害についてほとんど知識を持たない私たちでもその手伝いをするができることについて身をもって実感することができました。

大きなことを突然試みることは無理です。今、自分にできることは何かを定め、それを足場としてほんの少し新しい試みを起こし、緻密に計画をして進めていく、その試みの継続と積み重ねの結果として生まれ、深まる相互理解や信頼関係の大切さを知ることができました。障害について、特別な知識を持たない人がそれを当たり前に行動できる社会が求められています。私と大学生は、自分ができるところを通して小さい実践をこれからも積み重ねて行きたいと考えております。

以上で、発表を終わらせて頂きたいと思います。

○古城 どうもありがとうございました。お三方のご報告が終わりました。これから質疑応答、意見交換に移ってまいりたいと思いますが、発言に際しましては挙手をお願いいたします。それから発言をする場合には、所属とお名前を必ずおっしゃってから発言をお願いしたいと思います。

○松尾（立教大） 立教大学の松尾と申します。綿先生にご質問させていただきます。

先ほどのご発言の内容に「スポーツの統合」という言葉が出てきました。ここでいうスポーツの統合とは、ただその障害のある人と無い人が一緒にやることを指して統合とおっしゃっているのか、あるいはもっとスポーツの在りようとして、例えばすべての人にスポーツの形を合わせていくようなアダプティブな観点からおっしゃっているのか、その辺を少しお教えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○綿 ご質問ありがとうございます。どちらかと言えば後者に近いと思います。統合という言葉が適切かどうかとも分からないんですが、僕の場合、もし統合とい

うと、一つはスポーツを媒体とした、人間交流であるとか人とのつながり合いという形がこれから今後必要になってくるのではないかなと思います。そのいわゆるスポーツという一つの文化というものを媒体としてその真ん中に挟んで、例えば、そこには障害をもった人達と障害をもっていない人達はもちろん競技という世界ではこれはちゃんとした区分があるべきだと思います。なぜならそれは勝負の世界ですから、まずルールというものがあって必ず必要だと思います。それではなくて、もう一個ちょっと楽しむとか、いわゆるそういう「楽しむ」という世界の中のスポーツとかの身体活動とかレクリエーションという中では、それぞれの持つ目的が一致していれば、そこにはお互いが一緒に時間を過ごすということです。もっと砕いて言うならば環境づくりが必要ではないかということです。先生がおっしゃったアダプティブという言葉ですが、僕のアダプティブという捉え方は結構広くて、すべての我々の、健常者側も適応しなきゃいけないし、アダプトしなきゃいけないし、障害をもたれた方もアダプトしてくるという発想にやっぱり立っていかなければいけないのかなというふうに思います。この統合という言葉はいろんな形で使われるんですね。統合教育とかいろんな形で使われて、これが適切かどうかまったくわかりません。

具体的には障害者の車椅子バスケットの人が主催をする健常者のスポーツ大会があるだろうということもありますし、逆に、混在しててもいいと思いますし、逆に健常者の人が車椅子に乗って車椅子バスケットを楽しんでしまう。競技としてではなくて、楽しむ、体を動かすという意味では楽しむという形も今後の可能性としてあるのかなというふうに思っています。

○大谷(福岡大) 福岡大学の大谷と申します。特に指導者養成についてお話を伺います。

今年には150人の指導者養成のうち3分の1のボランティアの方に対して活躍の場を与えるということで、指導者としての役割を確保することを考えていく、という非常に重要なお話を聞かせていただいたと思うんですが、そのことに関しまして、例えば一つ上の段階を組織から見て、障害者スポーツ協会、あそこが認定しております指導者資格と技術との関連あるいは、養成をしておられる講座の科目数だと期間数ですね。そ

れと、例えばもう少し学生さんや障害者スポーツ関係者別にして、それだけで150人だったら3分の1の50人が活躍する場がきちんと確保されているのかどうか、あるいはそういったものに関連する事柄についてもう少しお話を伺いたいと思います。

○堀川 今やっぱり障害者スポーツ指導者協会での私の立場もそうですし、スポーツ協会の方でもスポーツ指導員のあり方研究会というのをやっています。そういう中で、どうしていったらいいものだろうかということがありますので、その辺に少し触れたいと思います。

私が今行っている今回の講習会というのは、初級のスポーツ指導員の養成講習会で、それはスポーツ協会のカルテに則った、だいたい3日間につめてやるか、4日間にわけてやるというので全国的にやられている研修の形です。これを終了した人は初級ということになります。今大分県で450名ほど障害者スポーツ指導員がいるのですが、その9割はこの初級になります。その上に中級、上級ということがありますが、それは段々時間も増えます。中級になりますと、年に2回5日間程度の研修がありますので、これがもう全国で何箇所しかやっていませんから、それに行くための費用とかかなりかかるのが現状だと思います。

今私どもの活動をしていく中で、もう一度整理し直していますが、各競技別に部会を作って、その競技の中でまとまりを作っていくと思うんです。というのは450人に連絡をするというのは非常に大変です。それこそインターネットとかでボンと送れる時代になればいいんですけど、まだうちもそこまでいっていませんので、まず450人全員に連絡をするのは年に3回くらいの状態です。そこにまずいろんな企画の情報を集めていくということが1つのやり方です。これは、大分県の身体障害者体育大会、それから秋のマラソン、それから総会に向けてという3回はそういう形にしているので、各部会としてはそれまでに情報を集めれば450人全員に連絡しますよというやり方をしています。その他なのですが、種目別に車椅子バスケットであるとかテニスであるとか卓球であるとか、あとポッチャと卓球バレーとは昨年普及活動をしましたので今独立しましたし、それからフライングディスクとかっていう、全部で10の種目の部会をつくっています。各部会

長に名簿を渡して一つ一つの小さな動きに対応できるように、例えば「今回フライングディスクの大会がありますよ」といった時に、フライングディスク部会の人達だけに、まず情報を流してそこから集めるといったようなやり方をとっていかないと動きが非常にコンパクトにできない現状になっているのでそういうことをやっています。

あと障害者スポーツ指導員だけでなく、健常者の方のスポーツ指導者協議会も非常に今行き詰っているという話を聞いております。特に大分の場合は2008年の大分国体を目指して「じゃあスポーツ指導員は何をするのか」という話が2年位前に出たんですが、結論的には「やることはあまり無いではないか」ということさえも言われています。そうじゃなくて、やはりやることは絶対あると思うんですよね。それをもう少し掘り起こして、もしかしたら私たちのやらなければいけない障害者スポーツ大会の方に、健常のスポーツ指導員ですね、日本体育協会の方のスポーツ指導員にお手伝いをしてもらうことがいっぱいあるのではないのかなと今は思っていますので、協力を呼びかけていきたいと思っています。

○大谷（福岡大） 最後におっしゃったことは、非常に重要なことと思うんですね、健常者のスポーツを指導する方々が基本的にわきまえていなければならない事柄は、やはり障害者に関することなのだと思います。

私自身、福岡市で指導者養成をしまして、最近このカリキュラムの中に障害者のスポーツを取り入れるべきだということで1つ入れました。その中から、障害者のスポーツに積極的にかかわる方々がやってきました。そういう効果がありまして、障害者スポーツは障害者だけの問題ではなくて、これから先も特に高齢化が一段と進んでいく状況を勘案したとき、すべてのスポーツに関わる方々がすべて基本的にわきまえておくべき対処ではなからうかと言われていましたので、最後の言葉は大変私の胸にも響きました。ありがとうございました。

○古城 どうも大谷先生、ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。どなたか他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○滝口（西九州大） 失礼します。綿先生に質問させていただきます。西九州大学の滝口と申します。貴重な報告をいただきましてありがとうございます。

スポーツ統合の可能性の中で、参加から参与という試案を出されておられますが、インフォームド・コンセントという概念から質問したいと思いますが、この「参加から参与」という考えをもう一方では、「参加から参画」という考え、つまりその中身に最初から本人に入っていて企画を与えたらモチベーションも次第に高まるという方向ではどうでしょうか。ご指導たまわりたいと思います。よろしくお願いします。

○綿 ありがとうございます。今まさに先生からご指摘をうけたように、この参加という言葉が障害者区分の中にもいろいろ入ってきたりとかしましたね。その参加という言葉はどう捉えるかと思うんですね。

参加という言葉が、例えば、よく市民参加型とかいいますね。市民参加型と言うけれども、実はあの言葉というのは、本来は福祉の視点から言えばおかしな言葉であって、逆なんですなあれ。ほんとは市民が主人公でいながら、「行政参加型」なんとかと言わなきゃいけないんですが、逆によく現在「市民参加型」って言われてしまう。

この参加っていうのは意外に誤解を招いてしまうんですが、これは本来、いつも参加っていうのは主人公にならなければいけないと、ですから今やっている障害者スポーツも、例えばNPOに入っていた1個の事例の中で、車椅子の人達が山の中をオリエンテーリングで歩く。そのコースをつくる時に、健常の人達がコースを一生懸命つくっているんですね。となると、そこはまさに本来一生懸命考えるけれども、やはりその方のいわゆるアダプトができないというわけですね。となった場合本来ですと、企画段階から言えば、長崎県のオリエンテーリングの九州大会を来年4月29日に開きたいと、そのために今コースを作っている段階の中で、そこの企画の中に車椅子の方々が入ってこないと、まさに参加という中心になる参加にならないのかなあと思うんですね。だから、参加いう中に入り込むのではなくて先生がおっしゃったとおり、これからはお互いが真ん中にある参画でなければいけないのかなあというふうにまさに思います。

○松尾（立教大） 何度もすみません。麻生先生にご質問させて頂きたいと思います。

先日、名古屋女子短期大学の岩田先生とご一緒させて頂いた折に、知的障害をもった子ども達とボランティアの学生達で練習会を通して「トライアングル」という会を作り、発表会を約1年かけて作り上げていくとおっしゃっておられました。

その時に、今日のご発表の中にもありましたけど、どう評価するのかと、それをどのように私どもは評価し、広げていくのかということがとても重要だと思うのですが、その時に、私は身体といましようか、生理学的にどうのこうのという身体像ではなくて、むしろ例えば長い間杖をついている人は杖の先が指先のように感じるというような、いわば、身体感覚や身体意識というものを組み込んだ身体というものを一方では想定し、その音楽やダンスによって、どうそれが広がっていくのかというような評価視点というのはとても重要なんじゃないのかというふうに今思っているのですが、それについては先生にコメントをいただきたいのですが。そして、もしそう考えた時に今行われている取り組みはとても大事な取り組みだと思うのですが、その持っている可能性と、ある意味では一方で非常に難しいところといましようか、限界点といまようか、難しいところでいかと思います。その辺についてコメントを頂ければと思います。よろしくお願ひします。

○麻生 まず評価ということで最近になって思ったのは、私たちの視点で作品をまとめようとか、うまくとかってというのは、彼らにとってはほとんど意味が無い、そこまでするとやらせになってしまうんですね。無理やり、先ほど訓練という言葉が出ましたけれども、嫌になってしまう。それは、うまいほうがいいのかもいれないけれど、自分がうまくなりたいと思うまでうまく踊りなさいっていうふうにはもっていかない。ちゃんと踊ろうとか、できるようになろうとか、みんなと一緒にしようとかまずその辺から持って行って、評価というのは私たちの作品の評価とは少し違うと思います。なるべく彼らが、その時の気持ちが反映できるようなもっていきかたをいつも心がけております。その時々話題とか活動とか彼らが何か表現したいんですね。何か下を向いてゴゾゴゾやり始める。そういう姿

が現れるような活動内容を工夫しております。

それから身体的な面ですけれども、最近私も常々思っています。と言いますのは、すごく一生懸命活動するんです。自分の体力とかも省みずに活動して急にパタッと倒れてしまうとか、急にもどすとかそういう人が何人かおります。彼らは、私たちと違って運動することによって、体を鍛えようとかそういう感覚が全然ないんです。逆にそうなってくればいいなあと思ったりすることもあるんですけども、そこら辺はまだ私の頭の中でもつながらないし、彼らも運動することによって運動不足が解消できて気持ちいいけれども、それをもって体に何か効果を得ると言うような、そういう気持ちは無いようですし、こちらも運動不足が解消できるとか、気持ちがいいとか言えるけれども、長期抵抗でそれに向かっていけるかどうかというのは、ちょっと不安というかそうできればいいなあとというふうには思っていますけれども。

それから最後に、ダンスだけじゃなくて、ダンスはもちろんこれからも続けて行きたいと思っております。でも彼らが求めていることは、ダンスもあるんですけども、実は大学生と交流するというはすごく楽しみなんです。月に1回、週に1回大学生に会えるということがすごく楽しみで、大学生が直接指導に当たってくれるんですけども、例えば大学生と話をすること、それから大学生と時々ボールゲームをしたり、ボールゲームになるかわかりませんが、ボール運動をしたりとか、いろんなことをします。ダンスだけじゃなくて。そうしますと、ダンス合同練習会=そういうダンスを含めたそういう活動というように捉えているようです。だから、ダンスだけではなくて、他の障害者の方について言われましたように、知的障害についてもっといろんな分野が架設でき協議会とかできたらいいなというふうに思っております。

○古城 まだまだ発言したい先生方もたくさん居られるんだろうと思います。ただ設定された時間が近づいてきております。後まだワークショップも控えております。大変残念ですけども、シンポジウムの方は終わりにしたいと思います。

シンポジストの3人の先生方からは、大変貴重なお話をうかがいました。そして、みなさんからも大変貴重なご質問を頂きました。時間がうまくもつのかと

思っておりましたが、あっという間に持ち時間が来て
しまいました。

ほんとうにご協力ありがとうございました。最後にシ

ンポジストの3人の先生方に大きな拍手で感謝したい
と思います。では、これもちましてシンポジウムを
終了したいと思います。ありがとうございました。

日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規程他59
役員選出細則設置の趣旨62
投稿規程・原稿作成要領・投稿票69
会員名簿77

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総 則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名 Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、埼玉県新座市北野1-2-26 立教大学武蔵野新座キャンパス コミュニティ福祉学部 松尾研究室内に置く。

〈第2章 事 業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
1. 学会大会の開催
 2. 研究会・講演会等の開催
 3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
 4. 研究の助成
 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
 6. 会員相互の親睦
 7. その他本会の目的に資する事業

- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会 員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。
1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。
 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
- 第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌（紙）等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役 員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により職務を代行する。
 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。

4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開く事ができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 2,000円
2. 正会員 年度額 8,000円
3. 賛助会員 " 20,000円以上
4. 購読会員 " 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規程

昭和57年6月12日制定

昭和58年10月30日改訂

平成7年12月10日改訂

平成11年4月26日改訂

1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以て当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
(1)総務、(2)研究企画、(3)編集、(4)広報渉外、(5)財務
また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規程

昭和57年6月12日制定

平成7年12月10日改訂

1. 会則第18条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。

3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規程

昭和56年11月8日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員20名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした

- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
(会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない)
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会(5名)の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正(第10条)を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権(人)及び被選挙権(人)の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった(会費等手続き期日の指定)

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員を選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 すべて役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

(選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種類と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監 事 2名

(資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事会(以下「改選前理事」という。)及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無

記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。

- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

（投票の有効性）

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

（当選の決定）

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

（辞退の届出）

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

（補充選挙）

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

（選挙管理委員会）

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、役員選挙年度の5月1日から翌々年の4月30日までの2年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。

- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

（細則の改廃）

- 第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。
- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

付 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

日本レジャー・レクリエーション学会

現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

- 第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

- 第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

（選出の形態）

- 第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

（選出の方法）

- 第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

（投票の有効性）

- 第5条 投票のうち次のものは、無効とする。
- （1） 規定用紙以外のもの
 - （2） 定数を越えて記入したものは、その区分全部
 - （3） 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

- 第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会（役員改選前年度の最初に開催される理事会）において郵便投票を開票し決定する。
- 2 改選前理事（10名）の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。
 - 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

付 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会

新役員に選出された理事（25名）による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

- 第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。
- 2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴収し審議・決定する。

付 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

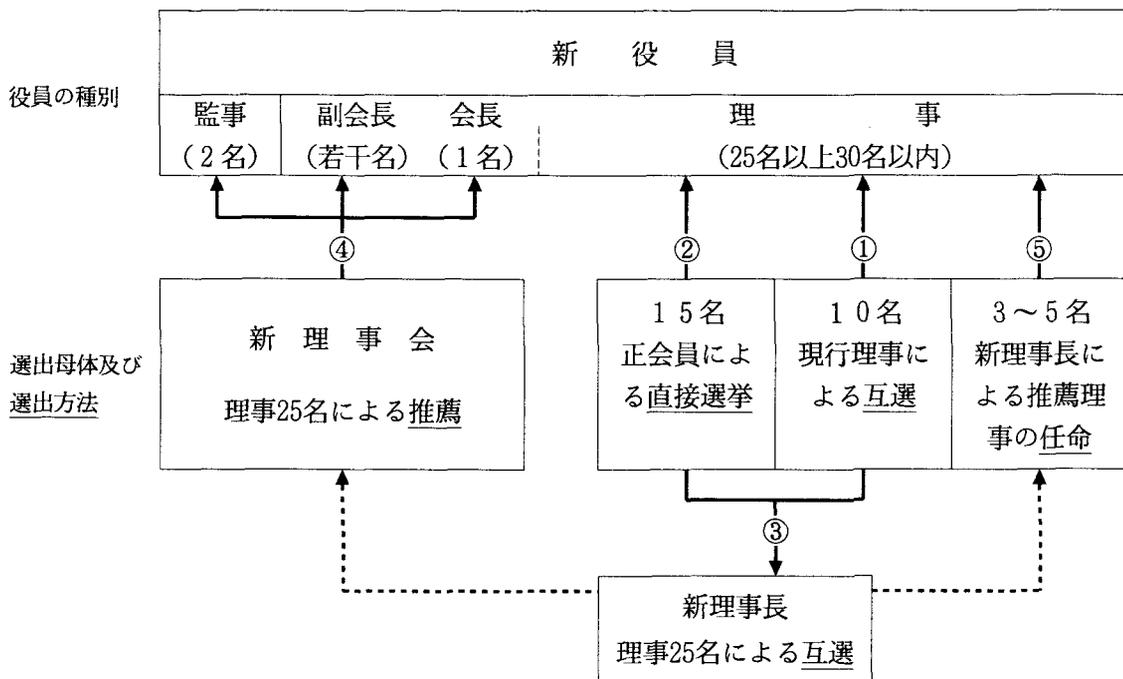
付 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕 図説中の①～⑤の数字は、新役員を選出される順序を示す。



≪各役員選挙投票用紙≫

〔改選前理事選出投票用紙【a】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】（順位標記の10名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()
6. ()
7. ()
8. ()
9. ()
10. ()

〔新理事選出投票用紙【b】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】（順位標記の5名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()

〔会長、副会長、監事選出投票用紙【c】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長（1名）、副会長（若干名）、監事（2名）の選出投票用紙【c】（無記名単記）

- 会長
()
- 副会長
()
- 監事
()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規程

昭和46年3月21日制定

昭和57年6月12日改訂

昭和58年7月1日改訂

平成元年2月2日改訂

平成8年4月1日改訂

平成15年2月8日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等有り公表する価値が認められるもの。
 - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等有り公表する価値が認められるもの。
 - 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規程は別に定める。

3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー3部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。
 - 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
 - 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
 - 4) 提出先は、日本レジャー・レクリエーション学会事務局とする。
 - 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
 - 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

5. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規程の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成15年2月8日制定)

1. 原稿の作成

- (1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。
 - 1) 用紙はA4判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
 - 2) 書式は、和文の場合には1頁に800字詰め(25字×32行)、欧文の場合にはダブルスペース(30行)とする。また、それぞれ左40mm、右80mm、上下30mm程度の余白を残すこと。
 - 3) 欧文、数字、小数点、および斜線(/)は半角文字を使用すること。
 - 4) 句読点は、マル(。)およびテン(、)を使用すること。
- (2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。
- (3) 手書で原稿を作成する場合には、400字詰原稿用紙(20字×20行)を用いること。

2. 原稿の体裁

- (1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文(註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。
 - 1) 標題ページには、①原稿の種類、および②タイトル(和文・英文の両方)を記入する。このページに著者名や所属などは一切記入しない。
 - 2) 抄録ページには、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録(250語程度)と和文抄録(500字以内)添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
 - 3) 本文ページには、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。
 - ①本文の中央下にページ番号を記入する
 - ②本文の左側に、可能な限り、5行おきに行番号を記入する。
 - ③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。
 - ④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。
 - ⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1.、2. …、(1)、(2) …、1)、2) …、①、②…とする。
 - ⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位はSI単位(m、cm、mm、kg、g、mgなど)とする。
 - ⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。
 - ⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。
 - ⑨謝辞、および付記(研究費交付等)は本文の末尾におく。
 - ⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註1)、註2) ……というように番号順に一括して記載する。

①文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と通し番号を付ける。

②文献の記載方法は以下を参考にする。

〈学術誌・雑誌の場合〉

著者名、論文名、雑誌名 巻号：ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例1]田中明治、ESMを用いたレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究38：1-15、1998

[例2]Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaïnen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

〈単著などの場合〉

著者名、書名、発行社、発行地：ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例3]ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例4]Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1993

〈共著書などの場合〉

著書名、論文名、(編集者名、「書名」、発行社、発行地)、ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例5]下地明友：リゾート景観の保全と創造、(日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京)、217-227、1998

[例6]Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Forest tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission,(In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York),183-199,1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。

②表は、表1、Table2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。

③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。

④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。

⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にEL版以上の紙焼き写真を提出する。

⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。

⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 _____

受付番号 _____

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	〒 _____ TEL. _____ FAX _____ E-mail _____					
全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論、 その他(具体的に: _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有・無
	標題 抄録 本文 図表	枚 枚 枚 枚	枚 枚 枚 枚	枚 枚 枚 枚	カラー印刷	有・無
					別刷希望数	部
原稿の動き		初稿	2稿	3稿	初校印刷	
著者 → 編集委員会					著者送付	
編集委員会 → 審査者					著者校正	
審査者 → 編集委員会					2校印刷	
判定					2校校正	
編集委員会 → 著者					3校印刷	

<p>和文要旨 (貼り付け可)</p>	
<p>原稿投稿時の チェック リスト</p>	<p>確認したら<input type="checkbox"/>にチェックしてください。</p> <p>タイトルページ <input type="checkbox"/> 原稿の種類は記入してあるか <input type="checkbox"/> タイトル (和・英) は記入してあるか <input type="checkbox"/> 著者名・所属は未記入であるか</p> <p>本文ページ <input type="checkbox"/> 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 註の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> ページ番号 (本文中央下) を記入したか <input type="checkbox"/> 行番号を記入したか (本文左) <input type="checkbox"/> 母国語でない場合、文章校閲を受けたか <input type="checkbox"/> 見出し記号は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 図表挿入箇所の表示をしたか</p> <p>図表 <input type="checkbox"/> 図表 1 点につき 1 枚の用紙が使用されているか <input type="checkbox"/> 図のタイトルは適切か <input type="checkbox"/> 表のタイトルは適切か</p>

イタリック表記の部分 は投稿者が記入すること。

「レジャー・レクリエーション研究」

投稿募集

研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

研究論文の審査、修正作業には最短でも2ヶ月程度の時間を要する点を考慮して、投稿してください。

投稿は、常時受け付けております。会員の皆様の積極的な投稿をお願いいたします。

■投稿論文送付先

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26

立教大学 武蔵野新座キャンパス

コミュニティ福祉学部 松尾研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

編集委員会

下村彰男(委員長)	荒井 歩
嵯峨 寿	境 広志
田中伸彦	松尾哲夫
師岡文男	

Editorial Committee

A. Shimomura (Chief Editor)	A. Arai
H. Saga	H. Sakai
N. Tanaka	T. Matsuo
F. Morooka	

Subscription published three times a year : two issues in Japanese with abstracts in English and another issue in only Japanese, by Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS). Subscription is available to libraries, institutions, departments, and individual members at the equivalent amount of foreign currency of 8,000 Japanese yen as a member (U.S.\$100 at present inclusive of postage) .

Address: Subscription Manager, Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS) .

c/o:Rikkyo University

1-2-26 Kitano, Niiza-city, Saitama, 352-8558 Japan

Tel. & Fax. your country code+81+048-471-7345

レジャー・レクリエーション研究 第52号 (Mar. 2004)

平成16年3月26日 印刷

平成16年3月31日 発行

発行人 坂口正治

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会

印刷所 有限会社石橋印刷

〒250-0863 神奈川県小田原市飯泉1033

電話 0465-47-9171(代)

JOURNAL of Leisure and Recreation Studies

No. 52

Original Articles

- An Analysis of Local Resident's Perception on Grasslands in Aso Using The Map Pointing Method
Reiko INOSE, Yoshiro SATO, Megumi ASO 1
- A Study on Spread at the Dawn of Windsurfing
—Focusing on the activities of Japan Windsurfing Association—
Takaya HIRANO11
- A Study on the Characteristics of Development Processes and Spatial Structures
of the National Park Resort Villages, Japan
Takashi KAJI23
- Keynote Speech at the 32nd JSLRS Congress**
The Messages From Disability Persons' Sports
—Through the 37 years' history of "Japan Sun Industries".—
Eiji YOSHINAGA.....37
- Symposium at the 32nd JSLRS Congress**
The Messages From Disability Persons' Sports
Yuji HORIKAWA, Yuji WATA, Kazue ASOU.....47
-

Regulations of JSLRS
Information of JSLRS
Members of JSLRS

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Mar. 2004